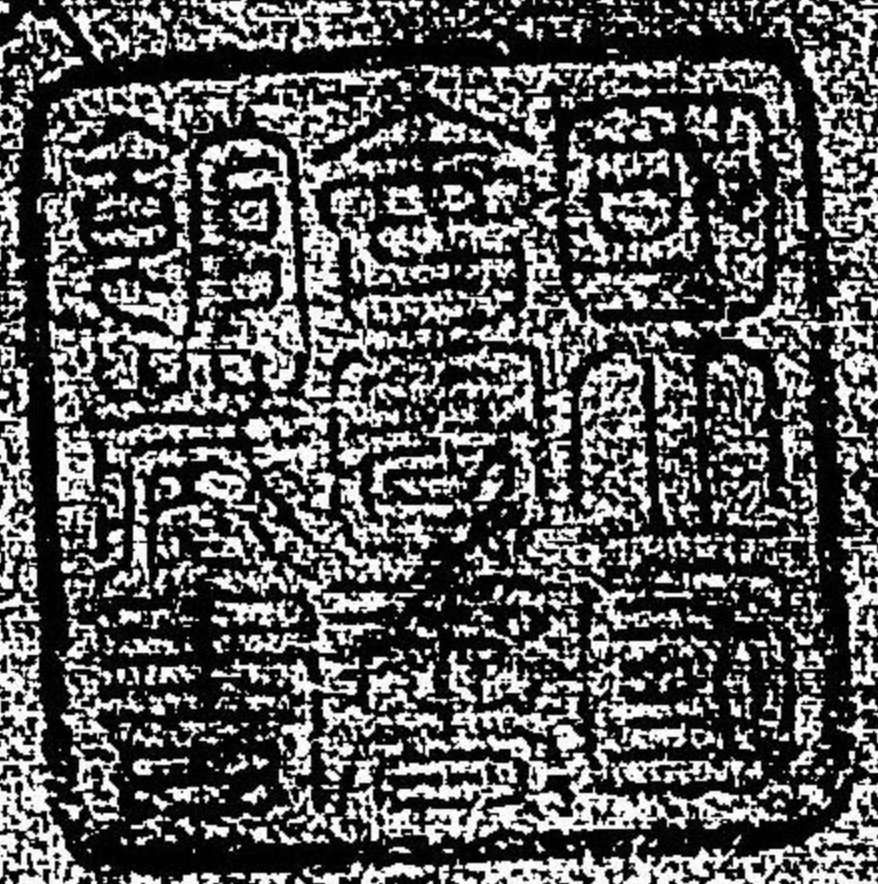


島根縣舊藩美蹟



汲古

汲古



21906

大分県史 直吉才

叙

本縣舊藩時に於て、夙に意を土木治水に注ぎ、心を産業に致し、開墾造林に熱血を濺ぎ、或は濟世救民に寢食を忘れ、民俗改善に努力せし士人、尠しとせず、而して是等の事蹟は、一部一郷の記憶に止まるあり、其の傳記は、歳と共に湮滅し、其の口碑の如きも、動もすれば、郷黨の記憶より逸せんとするものあるは、遺憾の極みなり。

本縣此に見る所あり、是等先人の事蹟を、闡明顯彰し、後人の欽仰に資せんとし、昨年縣下各地に調査委員を設け、舊記を搜索し、口碑を蒐集せしめ、今や本書を成すに至れり、然れども調査の時、日短く、且委員の多くは、公務の餘暇、材料蒐集に従事せしを以て、調査の充分ならざるものなとせず、今後更に精覈討査し、訂正増補以て完成

を期せんと欲す

若し夫れ本書に依りて人心を振興し、民俗を醇朴にし、教化に裨益し、所謂地方改良に資する所あらば、編纂の目的を達したりと謂ふべし

明治四十四年六月

島根縣内務部長事務官錦織 幹

緒 言

調査委員に囑託したる取調事項中調査未済のもの又史實に付て異説あるもの、或は取調につき今一步の精査を要する者もあるが、其等は共に再版の時を待て増訂する考である。

各調査委員の進達したる報告は文章及綱目の立方等各委員により異同があつたから統一の必要上多少の修正を加へた、又文章を口語體としたのは平易且通俗を旨としたからである。

各篇史實の時間的關係を明にする爲め卷末に年表を附したのである。

根本史料中誤字と認る者もあるけれども総て原字の儘を存したのである。

本書は明治四十三年九月調査に着手し明治四十四年六月全篇の校訂を終たのである。

目次

第一篇 切通水路
之開鑿者 周藤彌兵衛事蹟……………一

第一章 第一期の切通開鑿

第二章 第二期の切通開鑿と新田開發

第三章 良利以後の周藤家

第二篇 多胡眞益事蹟……………三

第一章 略歴

第二章 抄紙

第三章 雜事蹟

第三篇 原
藤野 布施村造林事蹟……………二七

第一章 原立琢

第二章 藤野孫一造林

第四篇 瀬及
事業功勞者 大槻七兵衛事蹟……………三五

第一章 大槻家と事蹟年譜

第二章 初代七兵衛之拓殖及土功

第一項 荒木村之拓殖

第二項 神西湖之排水

第三項 馬木岩樋及十間川開堀

第三章 三代忠左衛門の土功

第一項 來原岩樋間府川妙仙寺川開鑿

第二項 馬木の石堰造築

第四章 三代後の大槻家

第五篇 蟠龍湖疏水灌漑事蹟……………七五

第一章 疏水

第二章 唯心の寺社と頌徳碑

第三章 暗渠と灌漑

第六篇

「カナリ」
方法案出者

表森田庄五郎事蹟……………八一

第一章 略歴

第二章 「カナリ」の案出

第三章 窓鉄の改良

第四章 「カナリ」の方法

第七篇

新田開拓、道路改修
及河口浚渫の功勞者

ト藏孫三郎事蹟……………八七

第一章 略歴と家系

第二章 ト藏家の盛衰

第三章 ト藏孫三郎の事蹟

第一項 新田開拓

第二項 道路改修

第三項 馬潟川尻浚渫

第四項 其他の事蹟

第八篇 國民救恤及甘藷栽培之功勞者 井戸正朋事蹟……………一七七

第一章 家系

第二章 正朋之事蹟

第一項 仕官

第二項 最初の賑恤

第三項 甘藷栽培の獎勵

第四項 非常手段の救恤

第五項 其の最後

第三章 性格及遺言狀

第九篇 造林業功勞者 井上惠助事蹟……………一四三

第一章 高濱山の位置及成立

第二章 家系と略歴

第三章 高濱山植林の動機

第四章 植林方法の研究

第五章 富籤の興行

第六章 植林實施

第七章 植林の結果

第八章 惠助以後の井上家

第九章 高濱山の沿革

第十篇 佐太川開墾者 清原太兵衛事蹟……………一七五

第一章 佐太附近地理上の變遷

第二章 佐太川開墾

第三章 清原太兵衛年譜

第十一篇 雲城村七條原開墾者 岡本甚左衛門の事蹟……………一九一

第一章 岡本砂右衛門の義俠

第二章 七條原開墾の由來

第三章 七條原水利計畫

第四章 七條原移民獎勵

第五章 新開所の風紀

第六章 事業成功

第七章 甚左衛門の終焉と新右衛門の繼紹

第八章 大中臣姓岡本氏系譜

第十二篇 松江藩に於ける 新川開鑿事蹟……………三三一

第一章 開鑿之理由

第二章 工事

第三章 修繕及防水策

第十三篇 民政 安部清右衛門事蹟……………三三五

第一章 略歴

第二章 民政事蹟

第十四篇 首種栽培之功勞者 山崎夫八郎事蹟……………三三九

第一章 略歴

第二章 首種栽培の濫觴

第三章 首種の由來と其栽培法

第十五篇 救恤土木 秦瀬兵衛事蹟……………三四九

第一章 略歴

第二章 救恤

第三章 土木

第十六篇 捨子教誨の作者 橘義天事蹟……………三五五

第一章 略歴

第二章 捨子教誨

第三章 捨子教誨の謠

第十七篇 水稲龜次種選出之功勞者 廣田龜次事蹟……………二七九

第一章 略歴

第二章 龜次種の選出

第十八篇 善行者 岩谷九十老事蹟……………二八

第一章 略歴

第二章 風俗矯正

第三章 賑恤義捐

第四章 灌溉疏水

第五章 授産

第六章 理財

第七章 教化

第十九篇 人善業之功勞者 松本歎次郎事蹟……………二九三

第一章 略歴

第二章 綿花輸出

第三章 伊平貝輸出

第四章 人蔘製造販賣

第五章 銀行創設

第六章 水害救助

第七章 千鳥城修繕と松江神社移轉

第八章 雜事蹟

第二十篇 松江藩産馬獎勵事蹟……………三二五

第一章 出雲馬の由來

第二章 藩厩と馬政

第三章 産駒の選抜

第二十一篇 松江藩に於ける人蔘栽培事蹟……………三三三

第一章 雲州人蔘栽培之發端

第二章 人蔘栽培事業の沿革

第三章 舊藩時人蔘栽培法概説

第四章 藩時代製造法概説

第五章 人蔘栽培製造収支一斑

第六章 人蔘方の議定と告諭

附録

第一 人蔘畑數及製造産出額増減表

第二 一畑に付き人蔘産額及上下品歩合表

第三 人蔘販賣額及諸費用年々増減一覽表

第四 周藤良刹の遺著夢物語

年表

附圖目次

第一篇之内

- 一 日吉村切通由來書 寫真版
- 二 日吉切通實測見取圖 (本紙二印刷)
- 三 日吉切通附近見取圖

第三篇之内

- 一 布施村略圖 (本紙二印刷)

第四篇之内

- 一 初代大梶七兵衛肖像 寫真版
- 二 荒木拓殖令文 寫真版
- 三 大梶七兵衛土功圖
- 四 十間川口馬木大石堰見取圖
- 五 斐伊神門兩川河口圖 (本紙二印刷)

第五篇之内

- 一 唯心居士頌德碑 寫真版
- 二 蟠龍湖水灌地圖

第七篇之内

- 一 卜藏孫三郎新田眺望圖 寫真版
- 二 日白池埋立設計圖

第八篇之内

- 一 井戸神社眞景 寫真版
- 二 鳥井村破免狀 寫真版

第九篇之内

- 一 井上惠助の栽培せる濱山々林及び記念碑 寫真版
- 二 井上惠助の栽培せる濱山々林 寫真版
- 三 高濱山附近地圖 其一

四 同

上 其二

第十篇之内

- 一 佐太社附近見取圖
- 二 出雲國繪圖

第十一篇之内

- 一 岡本甚左衛門肖像 寫真版
- 二 雲城村圖
- 三 文政二卯十月十一日御上へ出したる開拓前の圖

- 四 坂松谷より廣草田大池へ水利を通ずる大溝渠設計圖

- 五 七條原圖面

第十二篇之内

目次

一 松平齊貴肖像 寫真版

二 斐伊川線變遷略圖

三 新川開鑿圖

第十三篇之內

一 安部清右衛門肖像 寫真版

第十四篇之內

一 山崎夫八郎陶製像 寫真版

第十七篇之內

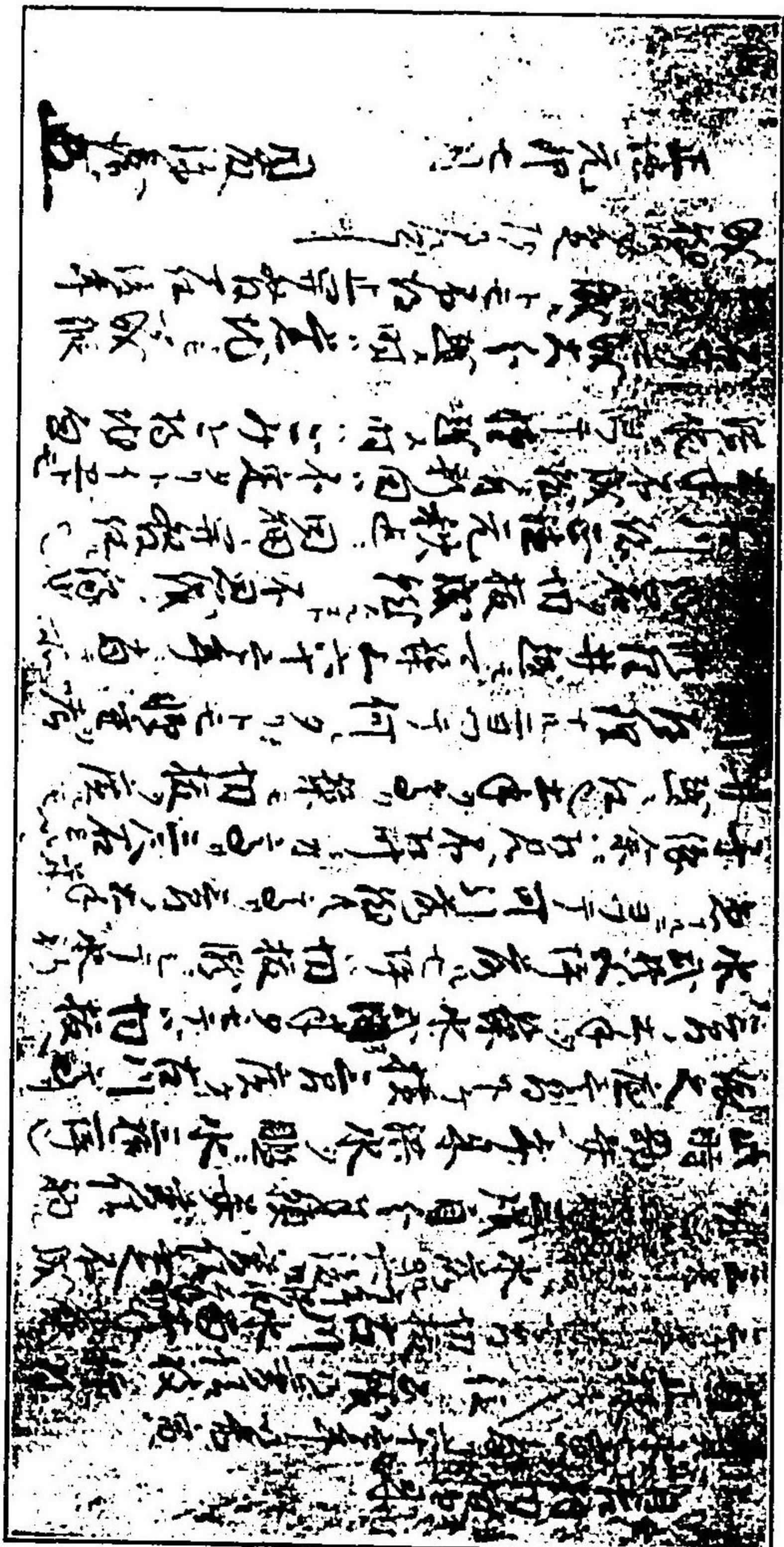
一 廣田龜次肖像 寫真版

第十八篇之內

一 岩田九十老肖像 寫真版

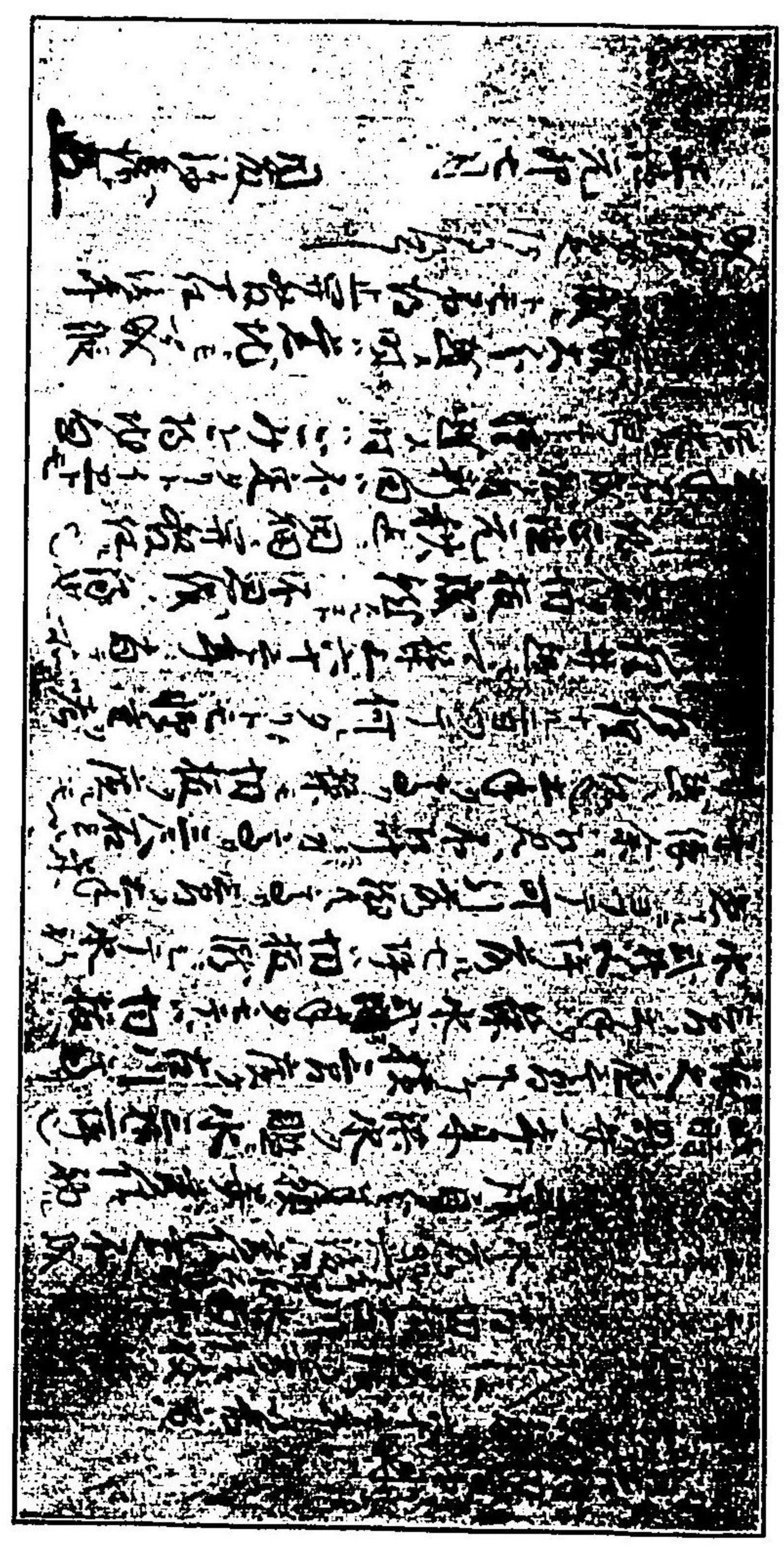
第十九篇之內

一 松本歡次郎肖像 寫真版



松江市 周藤儀之助藏

- 一 松平齊直肖像 寫真版
 - 二 斐伊川線變遷略圖
 - 三 新川開墾圖
- 第十三篇之內
- 一 安部清右衛門肖像 寫真版
- 第十四篇之內
- 一 山崎夫公郎陶製像 寫真版
- 第十七篇之內
- 一 廣田龜次肖像 寫真版
- 第十八篇之內
- 一 岩田九十老肖像 寫真版
- 第十九篇之內
- 一 松本歎次郎肖像 寫真版



松江市 周藤儀之助藏

島根縣舊藩美蹟

第一篇

切通水路の開發者 周藤彌兵衛事蹟

調査委員 奥原福市

第一章 第一期の切通開鑿

切通は八束郡岩坂村大字日吉にあつて、意宇川の中流である。意宇川は、八束郡内第一の巨流で、八束大原兩郡の境なる天狗山に發源し、熊野村の谿谷を貫通して、岩坂村に至り、環流して大庭村に出で、夫より竹矢村を経て、出雲郷村に至り、中海に注いで居る。流程四里、河幅の廣き所は三十餘間もあるけれど、平時は水淺く、水底の岩石も數へられるばかりで、衣をかかげて徒渉することが出来る。下流沿岸は田野が大に開けて居るが、その昔、國廳の所在地で、今にも軍團國分寺等の遺址を存して居る。かく平時は水が甚だ少いけれども、連旬の強雨に際會すると濁流滔々として、堤防を破壊し、耕地を流し、沿岸一帯の地を泥海に變じたことも度々であつた。中にも日

吉は意宇川環流の地域に當つて年々水害を蒙り一村を擧げて將に絶滅に歸せんとする有様であつたので、心あるものは、竊に日吉村の前途につきて悲觀して居たのである。

此の時、周藤彌兵衛家正(彌兵衛良利の祖父)は奮然として、一村の災厄を救濟せんと思ひ、書を藩侯に上りて、治水の策を講じた。

周藤彌兵衛は日吉村に住し、累代彌兵衛を襲稱して、意宇郡の下郡役を勤めた舊家である。頗る義侠心に富み、常に民の福利増進を己が任として居たから、此に岩山切貫川遠工事を計畫して、松江に出願したのである。さて藩士水野孫四郎、速水與一兵衛兩人の紹介で、會議の席に披露されると、國老有澤土佐は之を披見して、願意はさること乍ら、國費多端の折節僅かに百四五十石に過ぎない小村に對して、かゝる不急の工事を起すは如何にて詰り、遂に藩主の裁決を仰ぐこととなつた。藩主直政は經世の偉才を有せる名君であつたから、治國安民は施政の根本である。日吉村の石高は僅少なれど、荷も一村の存亡に關する以上は、國費多端の理由を以て、放棄すべき事無しと申し渡したので、慶安三年、藩の事業として工事を起し、承應元年まで三ヶ年間に、劔山の一角を中斷して、岩山幅七間を開鑿し、古川に堤防を築いて、

意宇川の水をこの切通にねとし、古川跡には新田を開いたので、村民その恩恵に浴する様になつた。

然るに承應三年に至り、洪水の爲古川の堤防破壊して、將に成らんとして居た新田は流失し、其復舊工事が成らない中に、藩主直政が卒去したので、工事は遂に中止の姿となつた。其後元祿十五年の大洪水に際し、本田新田跡方もなく破壊して、復舊の望は全く絶ゆるに至つた。

出雲私史には當時洪水の狀を記して、六月二十七日大雨至、七月二日而止、宍道湖水増六尺、襄平地深者至三四尺、八月二十七日又大風雨至、晦愈甚、出雲川大漲、武志堤決、湖水増一丈二尺、平地水深五六尺至八九尺、至閏八月三日風雨稍収、水亦漸退、男女溺死五十人、牛馬十六疋、府城石壁崩壞、人家漂流四千百五十七戶、其他堤堰等之破壊殆八萬歩とある。其慘害の如何に大きかつたかは、想見されるであらう。

第二章 第二期の切通開鑿と新田開發

元祿十五年の大洪水は、日吉村に對して殆ど致命傷を與へたのである。雲國各郡の復舊工事は、焦眉の急に迫り、さなきだに國費多端の際、區々たる日吉村の復舊工事

の如きは、願るに違なき有様となつた時の意宇郡下郡役であつた周藤彌兵衛良刺は、奮然として起つた藩費補助を俟つて復舊を圖るは百年河清を俟つに同じ祖先の遺志を繼承し、村民の福利を増進するに於ては、家産を盡すも亦辭する所でない。と決心し、自力で岩山開鑿、川遠工事を、行はん事を出願した。實に寶永三年で、彌兵衛が五十六歳の時であつた。藩に於ても、彌兵衛の篤志に感じ、家産を投じてまでも、公益事業に竭さんとするは、勝れたる大氣者である。とて、賞銀五百匁を下賜して之を奨励された。當時一平民で、藩より賞詞を受けるは、無上の光榮とした事である。に、賞銀をさへ下賜されたから、彌兵衛感喜身に餘り、岩山開鑿を一生の任務とし、若し成功せなければ、頭を岩角に觸れて死なんと心に誓つて、炎熱砂を踏かすの日も、嚴霜刃を植ゑるの朝も、屈せず、倦まず、自ら鐵槌を執つて、岩山を開鑿し、勤勞一日の如くであつた。寶永五年執政三谷權太夫地方巡視の際、日吉村に至り、工事を視察して、大に其勞を憐た、藩より御褒美米三十俵を下賜せられ、彌兵衛は益感激して、ひたすら其成功を急いだ。此間の消息は、寛政元年十月七代目彌兵衛より提出した。日吉村良刺奇特書出といふ書類に明かである。

覺

祖父良刺日吉村岩山切實普請之由來則良刺自筆を以て由來書仕候寫左之通御座候

切實新田願書水野孫四郎様速水與一兵衛様御寄合所へ御持出被差出候へハ有澤土佐様御披見被遊云々 (中略)

三年目ニ大水出土手切古川跡新田モ捨リ申候。此普請所ハ一度成就仕候様年來ハ御普請被仰付筈ニ御座候得共大分ノ御入目ニ御座候故御延引相成候處自分ニテ普請仕度ト願申儀大氣者ト被思召候間願御免ノ事ハ得ト御詮議之上成不成追テ可被仰渡勝レタル大氣者ニ而候間大氣ノ印シ御褒美可被下由ニテ銀五百目被下頂戴仕候岩山半分程切申候時分三谷權太夫様岩坂村出雲郷村ヨリ安來邊迄御廻リ被成候時分御覽被成思召ノ外大分切申ト被仰御褒美御米三十俵被下段々難有奉存候私存分ハ家督田畑屋敷山林迄賣却其代物有丈ケ岩山切候テ相不叶時ハ其段御斷可申上ト奉存御願申上候得ハ存之外大氣者之御褒美被爲下候ニ付最前ト家督賣却申覺悟ニ仕候得共御褒美頂戴仕此上ハ家督ヲ捨申ハ輕キ事ニ而候間一命ヲカケ岩山切實不相叶候ハ、切實ノ岩ニテアタマヲ碎キ相果可申覺悟ニテ切カ、リ御慈悲ニテ願相叶被爲下御厚恩次ニ神佛之御加護モ御座候哉。戊午ヨリ去卯ノ暮迄、四十二年二月ニ

ヲ成就仕候 (下略)

辰八月

良 利

彌兵衛の決心が如何に鞏固で有つたかは右書面で推察する事が出来る。この切貫工事は全山すべて岩石より成る劔山を中斷して、河身を開くのであるから、その難工事たるは言を俟たない。今日の如く、爆發藥で岩石を破壊する等の便法がない時代であるから、總て鐵槌の力に俟たなければならぬ。彌兵衛が半生の心血を傾注して、四十餘年の久しい間、工事を繼續した事を想へば、誰かその堅忍不撓の精神に感ぜないものがあらうか。其上方では、堤防を築いて、古川跡に新田を開拓したので、其費用の多大なことは想像以上であつた。されど、自力開墾を出願したことゝ、如何に多大の費用がかゝつても、村民に夫役を賦課することなく、所有の田畑山林を以て其費用に充て、一切他力を借らないで、その竣功を圖つたのは、實に稀なる篤行者といはなければならぬ。

なほ前掲自筆寫と稱する岩山切貫普請之由來書の次節に、

新田開發年ヨリ十年ハ物成御免、十一年目ヨリ御年貢差上候員數千四百七十五表餘、去暮迄上納仕候切貫普請仕候内、出雲郡下郡府右衛門ヨリ人夫合力仕

度候得共、遠方ノ事ニ候間、當地ニ而日用雇遣候様ニト申銀百目吳候ニ付、收納仕候此外郡中ノ人夫一人ニテモ遣不申、尤一類共合力ヲモ受不申候段々御厚恩ヲ以普請仕候ニ付、乍慮外御公儀様へ差上申度程ニ奉存候。(下略)

右府右衛門は親戚の間柄で有つたから、少しの助力を受けた外、一切他人の手を借らなかつたのは、又以て、彌兵衛が如何に清廉潔白にて、公共事業に熱中したかを知るに足るのである。

かくて、第二期開墾の計畫は、岩山中三間を切り擴げ、河底一間を切り下げ、古川には高三間の堤防を築いて、其跡に新田を開かうとするのであつた。されど古川に三間の堤防を築くは、多大の工費を要し、一日人の事業として、短日月の成功は望まれなから、先づ三尺石で古川に井越を作ることとした。現今切通岩田氏宅附近に宇石土手と稱する所がある。即ち出水の際には、一部の水は切通に落し、一部の水は井越をこわて、泥沙を舊川跡に沈積せしめて、新田を開墾することとしたので、正徳元年に至りて、岩山切貫新田開發の工事、稍々成功するに至つた。されど、一旦大洪水に會ふと、古川の井越は不完全で、新開地の荒廢は目前にあるから、如何なる困難に遭ふも、誓つて、工事の完成を期せんと、の意氣込は、正徳元年七月彌兵衛良利自筆の由來

書に見て居る。

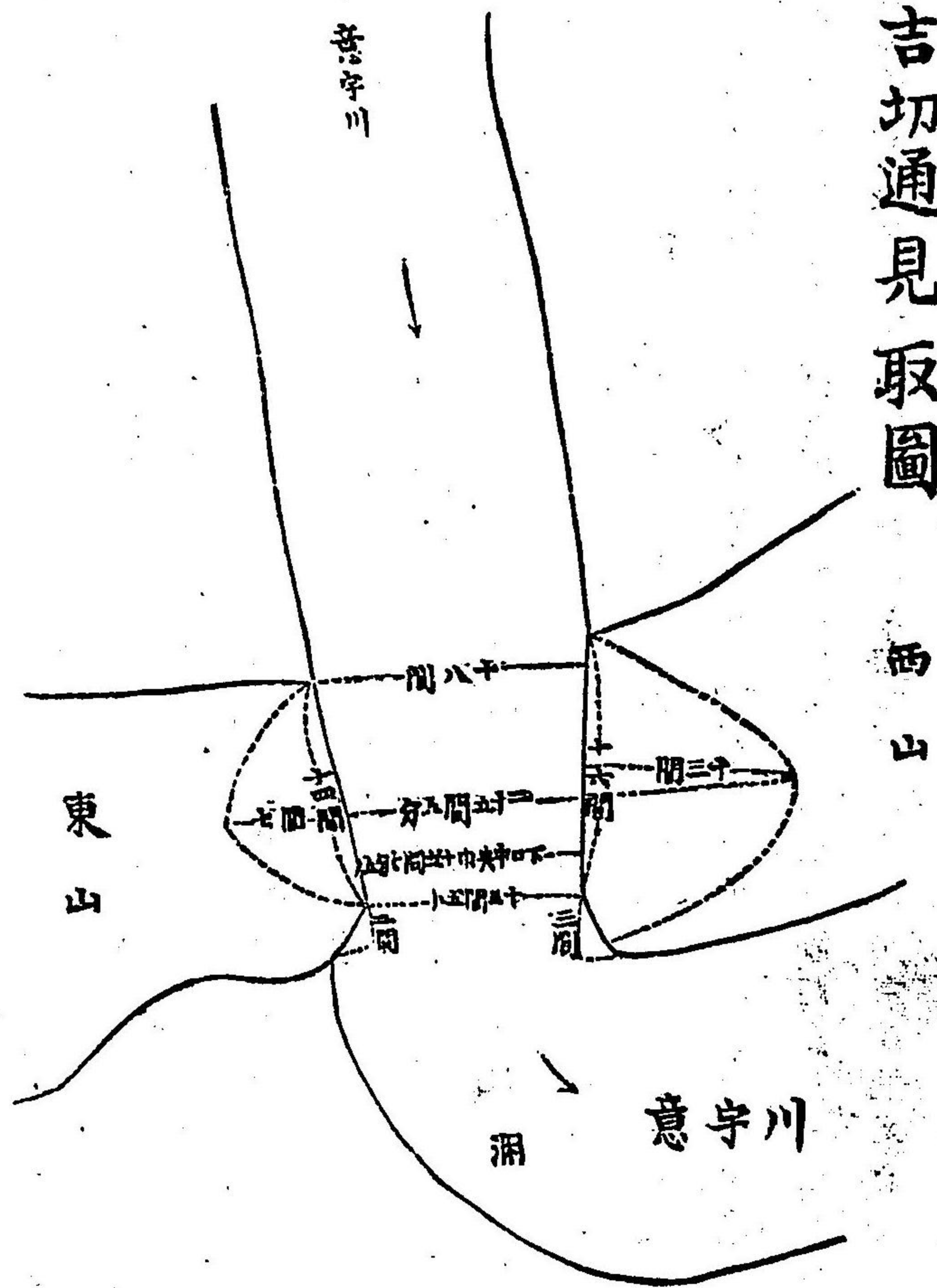
日吉村切抜由來

寶永七寅ニ當テ六十一以前寅
 直正様御代從公儀御普請被仰付三ヶ年ニ横七間切抜古川水留土手御築キ三
 年切抜へ水落ル午年洪水土手切レ其後御普請無之不成就也寶永三戌自分奉
 願違普請初ル此時勘辨年來洪水ヲ隘ニ水三十二坪也依之底一間下ケ横三間
 廣ケ古川高サ三間ノ土手ヲ築水二間半タモテハ切抜へ水二十五坪落ル七坪
 ハ切抜瀧ニシテ水行急ナルニヨツテ可引落然共高三間ノ土手米千俵餘ニ相
 見へ不相叶ニ付高サ三尺石ヲ以井越ニ仕也土手ヲ高ク築モ切抜ヲ廣ルモ同
 道理ナルニヨツテ何レタリトモ輕重ヲ嗜加修理井越モ可築上六十一年ニ當
 テ所及必岩ヲ切抜成就スルコト不思議ノ縁也古川跡正徳元秋迄ニ田畑ニ開
 發仕ル也土手不成就ニ付新田ハ不定タリトイヘトモ洪水ニヨツテ輕越ス時
 ハこみを持地面厚ク相成大分越ス時ハ荒地トモ可成縱荒地ニ成ルトモ不得
 止開發可仕後年成就ハ必定タルベシ

正徳元卯七月

周藤彌兵衛(花押)

岩坂村日吉切通見取圖



(明治四十三年十二月、岩坂村長現場調査、山崎重太郎報)

之に依て、水畚測定の苦心も見、難工事であつた爲、意外の長年月日を要したことも想像される。前掲「普請由來書」にも見えて居る如く、工事着手は寶永三年で、竣功は延享四年で、其間四十二年であつた。さて新田開發より十ヶ年間は、物成御免即ち無租で、拾壹年目より年貢を上納し、去年暮辰八月文書は多分延享四年卯の翌年、寛延元年辰と思はる。迄の上納米千四百七十五俵餘に達した事も見えて居る。又郷方古今覺書といふ書によれば、正徳元年秋迄に開發した新田石高三拾七石余に及んだ事が見え、なほ寛政元年の「奇特書出」によれば、古川跡新田は、切貫工事の褒美として良利に下賜されたものと見え、良利切貫新田は、自今別石仰付られ、田方は石代、畑方は三斗代として、四ツ物成(十石に付四石上納)の最低率上納を許されたが、それは良利が數十年來、切貫普請、新田開發に従事した特志無類に付、かく取り極められた事が掲載してある。されば、寶永三年、彌兵衛五十六歳の時より起工し、延享四年九十七歳まで、四十二ヶ年間に竣功したもので、其苦心經營、實に感歎措く能はざる所である。延享四年十一月廿五日、藩主宗衍、岩坂村銀山視察の歸途、日吉村に至り、彌兵衛の宅に臨んで、良利父子を引見した。時に良利九十七歳、なほ鏗鏘として、壯者を凌ぐばかりの元氣であつた。公の御尋により、若年の際になける藩主綱近宗衍の曾祖父(茶臼

山遊獵の實況を言上し、公を熱視して、頗る高興(直政)の面影あることを述べたので、大に嘉納されて、盃を賜はり、且つ返盃仰せ付けられ、其上紋銀十兩を賜はりて、身に餘る光榮に浴した。

彌兵衛良利は、功勞によりて、年々給米拾五俵宛を賜はり、また、藩主の參覲歸城の際には、途中で拜謁を賜ふることとなり、寛延三年、百歳の春までは、出雲郷村御茶屋前で拜謁を賜はつた。此年彌兵衛は百歳の祝餅献上を仰せ出され、郡奉行武熊彈八同道出松して、祝餅を藩侯に献じたことである。

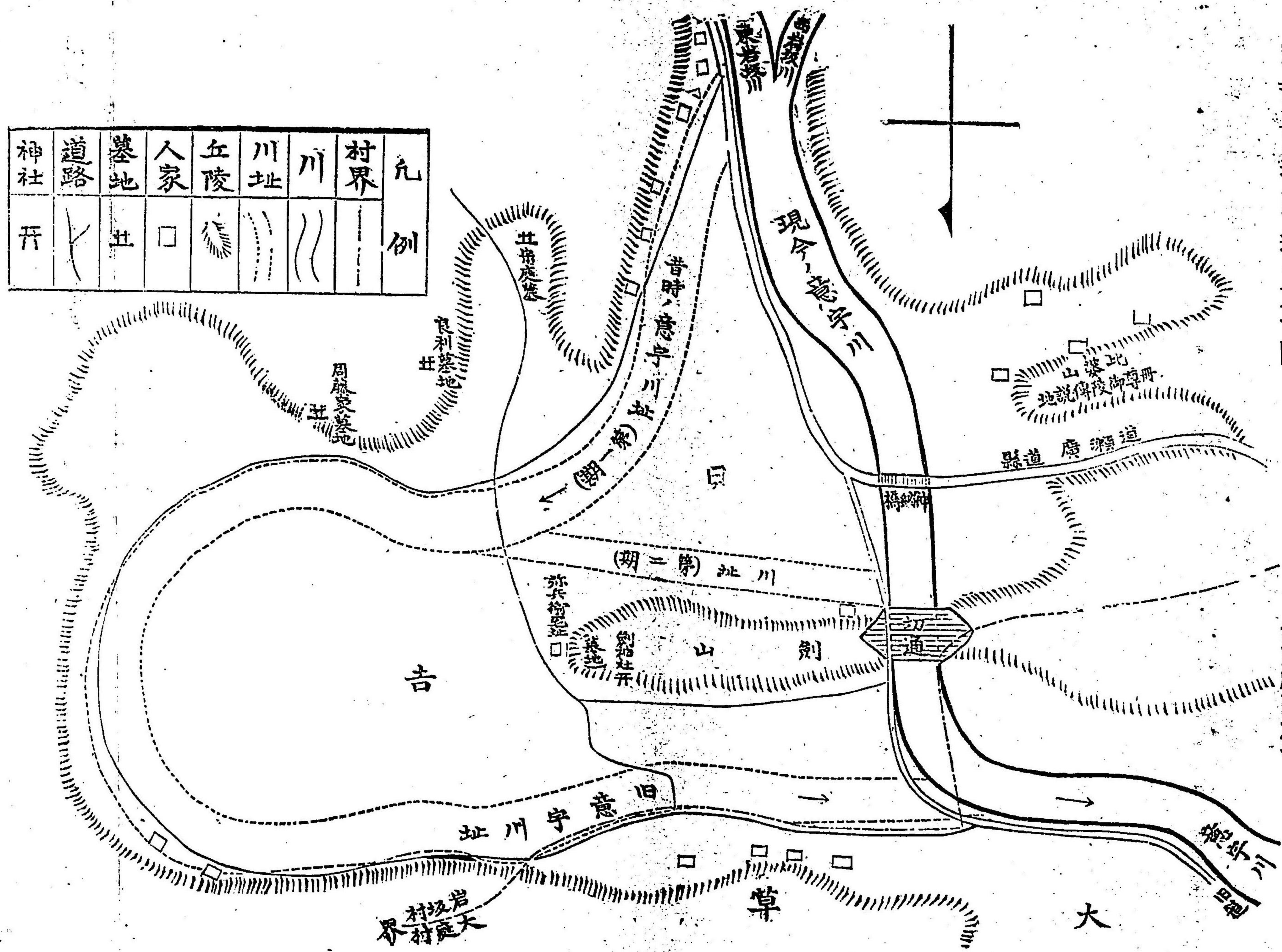
彌兵衛良利は、慶安三年、岩山切貫を出願した先代彌兵衛の孫に當り、彌兵衛宗因の子で、慶安四年に生れ、寛文九年十九歳の頃より下郡役を勤め、正徳元年六十一歳の時職を辭して、長子勘六に譲り、六十三歳の時、菩提寺なる正林寺(大庭村)で喝僧となり、名を良利と改め、九十七歳で切貫工事を竣功し、百二歳の高齡を保ちて、寶曆二年十二月十八日病没した。法名を徳應院活叟良利居士と號して居る。實に彌兵衛の如きは農村になける篤行家の龜鑑として推獎してよからうとたもふ。

切貫工事着手年代、及竣功年代につきて、種々の異説がある。出雲私史に、寛文九年の條に、意宇郡日吉村民周藤彌兵衛の記事がある。その割註に「起功年未詳成

功之年即正徳元年也傳云以四十二年二月成功今以此算年數係之于今年と見
 えて起工を寛文九年とする説があるけれども藩祖御事蹟慶安三年の條にも
 (上略)寶永三年同村の周藤彌兵衛と云ふ者自費を以て此事を成さんと願ひ
 又底一間を截り下け巾三間を廣くし古川の堤防を高三間に築き正徳元年に
 其功稍成りて再び古川痕の田畑を開き延享四年に至りて全く成り水利宜し
 きを得て遂に石新田三十七石余を得たり(下略)とあるのを正傳とすべきこと
 は前掲良利自筆の由來書を得て始めて確實となつたのである。
 また周藤家の記録には古志原村(現今の津田村内)は良利取引を以て大根島よ
 り百姓を呼び寄せ野山を開墾したので一村が出来たと記載されて居る郷方
 古今覺書によれば古志原は寛文八年早損の際田畑不作の爲二十戸もあつた
 村民は三戸を残して分散したので元禄五年大根島より移民したと見ゆ又古
 志原始原系圖には貞享四年八月大根島より六人移住地方様同道小屋掛をな
 し五六年にて作物仕付追々出世云々と記して有る貞享元禄時代は彌兵衛良
 利下郡時代であるから古志原開拓に盡力したものと見て差支なからう。
 切通は彌兵衛良利の没後兵衛彌右衛門とも云ふの代に切り廣めたものと見

日吉切通附近見取圖

(三島勝之助作)



丸	川	川址	丘陵	人家	墓地	道路	神社
例							

は、現在は切通の上口幅十八間中央部十五間七分下口幅十三間五分、切割長さ
東方十六間西方十九間、岩山切貫高さ東方直高七間、西方直高十三間、東西切貫
上口二十五間五分、すべて岩石を開鑿したもので、其難工事であつたこと、想ひ
やられるのである。

第三章 良利以後の周藤家

(イ) 兵藏の公益事業 良利の子兵藏は又彌右衛門と稱し、與頭を勤め、父祖の遺業を
繼いで、切通口切廣めや、其他公益事業に力を盡したので、屢藩より賞賜を受けた。そ
の事業の中著しきものは大庭村新井手建設と、出雲郷村島小路新田開發であつた。
大庭村大町兩堤下の水田は、大草村内なる沓形輪青木輪を合せて十三町歩余、山代
村の水田七町歩餘を加へて合計二十町歩に餘り、水利甚だ悪しく、一朝、大町溜池の
水涸れる時は、他に利用すへき水路がないので、年々早魃の害にかゝり、村民の苦し
み一方で無かつた。兵藏は之を救済せんとの志を起し、地勢を調査し、水利を按じて、
日吉の切通より、大庭村兩堤に至るまで、四百八十二間の用水渠を開き、年々早魃に
苦しんだ瘠地を化して良田としたので、その功績に依り、寶曆十二年、松江藩より賞

銀五枚を下賜された。

覺

銀五枚

右意宇郡大草村早魁之土地にて用水之仕形無之所此度難所へ用水井手相
建立成就水行宜敷趣相聞盡心力出精候に付爲褒美遣之
右之趣申付候間被爲其意此段可有御申渡候以上

十二月二日

富永庄助

松林官兵衛

山本覺兵衛殿

右御書翰之通御褒美被下之候條難有頂戴可有之候以上

山本覺兵衛

與頭兵藏殿

兵藏は、また出雲郷村島小路古川跡新田開發に力を盡し、年貢御免の年數に充たない内に、開拓事業を了へて年貢上納を出願し、「出耕無類神妙至極なり」とて、明和二年

藩より賞銀五枚下賜され、名字御免の特典を受けるに至つた。

(ロ)家運の衰微　かく、周藤家は累代公益事業に力を竭して、藩侯の特遇を受けたが、兵藏の子彌兵衛(平十郎)の代に、家運大に衰微して、藩侯の屢々駕を枉げられた舊邸宅も、維持の方法に困難するに至り、其子彌助、僅に藩の御憐愍で、御茶屋守として舊邸に住居したが、其子彌兵衛の時は衰頹の極に達し、明治三十一年彌兵衛死去の後、は、一家斷絶の不幸を見るに至つた。今や一家分散して、日吉村に居住するものなく、最後の彌兵衛が亡妻の甥周藤儀之助といふ者、明治三十三年絶家周藤家を再興して、松江市母衣に居住し、良利自筆の文書外數十通の書類を所藏して居るに過ぎないのである。

(ハ)頌功碑　嗚呼周藤家は廢滅してしまつたのである。邸宅の跡は開拓されて、一部は水田に化し、一部は圃地となり、累代の墳墓四ヶ所あるは空しく荆棘に鎖されて、香華を手向けるものもない。周藤家の功績を思ふもの、誰か無限の感慨に打たれないものがあらうか。殊に彌兵衛の高志に浴せる日吉大草の村民は、この有様を見て如何なる感を起すであらうか。一度此地に遊ぶ者、岩門百尺蒼穹を摩し、奔流巖峽を劈きて、瑠璃盤上に珠と碎け雪と散る處、亭々たる老松、獨り後凋の苦節を全うして、

颯々たる松籟空しく永年奮闘の歴史を傳ふる處、苦滑かな岩頭に佇立して、先人の遺跡を追憶すると、萬感胸を衝いて至るのである。嗚呼周藤彌兵衛良利！公共事業の爲に一生を犠牲に供したる先人の偉業、誰か之を百世に傳へずしてよからうか。宜なる哉、同地の有志者、茲に見る所あつて、明治三十三年一月、周藤氏頌功紀念碑建設の企圖を發表したが、功半は成りて、日露大戰役に遭遇し中止の姿となり、未だ建碑の運びに至らないと聞いて居る。願くは其落成の一日も速ならんことを希望する。今、當時の郡宰村上氏の撰にかかる碑文を左に掲げておこう。

周藤氏頌功碑

周藤彌兵衛八東郡岩坂村日吉人、往昔熊野川迂回、内水勢迫、盛動輒泛溢流亡、壑瀕之災、連年不絕、居民困苦、彌兵衛祖家正具狀、松江藩乞鑿山岩、易川路、藩乃興其役、有故中止、五十餘年、彌兵衛憾之、請自任其事、見允、時寶永三年也。彌兵衛日督役、徒身操鎚、鑿爲之先、雖祚寒暑弗顧也。曰吾若不能成功、觸嵩死耳。凡經四十二年、至齡九十七、工全竣、新川長四百七十間、濶三十間、築堤於兩岸、厚四間、高三間、其刊岩石處、廣十四間、袤十七間、高十二間、於是水流順下、無復曩日之患。一邨始安焉。是役傭工數十萬人、費貲數千金、皆出乎己家產爲之、傾盡藩侯召見、賞之、歲給米

十五苞爲養老資、又賜以墾奮川所穫之田十數町。彌兵衛又招致大根島民、開拓古志原、以立一邨。彌兵衛晚稱良利、實曆二年、以一百二歲終。子彌右衛門亦留心於民利、多所施設。云藩侯嘉彌兵衛懿功、眷過、頗厚。子孫世々蒙特恩、至廢藩後、家道漸替、一族相踵病歿、其祀終絕矣。郡民哀之、相謀建碑、表遺德、問者來請、余銘曰、吉係全管内、每行部過、其地觀彌兵衛工事之蹟、未嘗不感嘆、追想其爲人也。碑銘之役、寧可辭乎哉。銘曰

濟物利人 功業在世 碑之銘之 亦民之志

維時明治三十七年甲辰八月

島根縣八東郡長正七位邨上壽夫撰(未定稿)

(二) 周藤家略系

- 初代 彌兵衛家正 後醍醐院林宗廟居士明曆三丁酉四月五日没
- 二代 彌兵衛 聖宗因居士(宗廟の養子)貞享二乙丑二月八日没
- 三代 彌兵衛良利 德應院活叟良利居士(宗因の子)寶曆二壬申十二月十八日没
- 四代 彌兵衛勘六 梅庵宗月居士(其利長子)享保十乙巳三月二十九日没

周藤彌兵衛事蹟

五代 彌兵衛平左衛門 雄山宗英居士(勘六弟)年月不詳

六代 彌兵衛平藏 榜性快嚴居士(一名彌右衛門(勘六弟))安永三癸巳十月十八日没

七代 彌兵衛平十郎 臥山宗龍居士(兵藏の子)文化六己巳五月廿四日没

八代 彌兵衛彌助 長嶽自久居士(平十郎の子)嘉永二己酉九月六日没

九代 彌兵衛軍平 七嶽明高居士(彌助弟忠松の子)明治三十一年一月三日没(絶家)

彦兵衛 桃溪智彦居士(軍平の長子慶福)明治三十一年三月十二日没

十代 儀之助 軍平妻マサ勢(慶家再興)安政四年七月十二日生

右の中、五代六代に疑点がある。即ち平左衛門は勘六の弟であるか、或は世代に算入するに及ばないか、又六代彌兵衛は兵藏であるか、兵藏は彌右衛門と同人であるか、七代目彌兵衛(平十郎)の奇特書出には、親兵藏、祖父良利、又は父彌右衛門、祖父良利と見え、又八代目彌兵衛(彌助)の文書中、祖父兵藏、曾祖父良利と見えて居るから、兵藏は良利の子であつたことは明かである。さすれば兵藏は勘六の弟と見なければならぬ。

なほ一つ疑ふべきは、良利文書中、譲り状といふものがある。大庭村荒川勘兵衛方より、養子猪之助を貰ひ受け、家督を譲り渡し、勘六娘かめと縁組すべき由見

に、又宍道村小豆澤與一右衛門より、良利借用の銀及米百七十八俵餘、荒川勘兵衛取替之處、猪之助縁組に付持參に成遣され、返辨に及ばず云々のことが見えて居る。さすれば、猪之助は良利の跡を継ぎ、與頭に擧げられた兵藏に當るべきか、但し勘六の娘と縁組したものとすれば、良利の孫聲に當り、親兵藏、祖父良利の平十郎文書と符合しない。

良利と大庭村荒川勘兵衛との關係右の如く、勘兵衛と猪之助とは父子らしく往復の手簡など存在して居る。周藤家と宍道村小豆澤家との關係につきては、現戸主小豆澤勝良の通知によれば、同家三十八世五右衛門勝之の妻フジは良利の女で、寶永七年九月十四日死去し、其子が與一右衛門であるとのことであつた。

なほ、岩坂村小松氏の舊記覺書によれば、良利十八歳より六十歳迄下郡役を勤め、梓勘六に之を譲り、勘六の後役は弟平左衛門へ仰せ付られ、勘六病身にて永役不仕、平左衛門と宍道の甚七へ後役仰せ付られ、其後役は面白の七郎右衛門へ仰せ付られ、其後役は大庭の勘兵衛へ仰せ付られた事が見えて居る。荒川家は代々勘兵衛を名乗つたものらしくねはれる。

今、良利讓狀を參考の爲に掲げて置かう。

讓 狀 事

其方儀自分名跡契約申田畑家屋敷山林持懸り之通不殘讓與申所實正也尤
勘六娘かめ妻家督相續可被仕候然共縁邊の儀は押而難決定事に候間若於
不縁はかめ儀其方儀妹と相立他家へ縁付婚禮之用意身體相應に相整可被
遣候家督分地者可爲無用候且又勘六姉りん平人に而罷在候一ヶ月米一斗
五升宛家督之内も可被扶持候仍讓狀如件

申三月廿八日

周 藤 良 利 (花押)

周藤猪之助殿

用意周到常識に富める老功者の言といはなければならぬ。

第二篇 多胡眞益事蹟

調査委員 青 直 樹

第一章 略歴

眞益は、初に式部中頃に久右衛門後には主水といつて、舊津和野藩の老職であつた
が、祿高は千五百石から數度の加増を経て終に二千五百石までになつた。専ら力を
殖産興業に盡し、毎年領内を微行して代官庄屋の施政を視察し、旁未墾の地を探し
て其開拓を奨励するなど、大に民産を厚うし、藩利を増進する事に力めたのである。
特に今日鹿足郡の主産物となつて、吉賀半紙又は石見半紙の盛名を世に博するに
至つた楮紙は、其事業の勃興全く眞益の賜に外ならぬ。但し眞益は果斷に富んだ人
であつたから、所信を遂行するとて往々嚴酷壓制の手段を取へてした事がある。一
二の例を擧げると楮樹植付の資を農民に與へる目的で城下の商人が農民に貸し
つけて居た銀三百五十貫、米五百石の債權を一命の下に棄捐させた事がある。又商
人が楮皮賣買上不正の事をしたに對して、青江善八といふ者に關所を命じ、松本惣

兵衛といふ者が製紙の賣買上計算を怠つた爲に領内の退去を命じた事がある。又或年青原組の代官林某が租税の勘定帳に五合の違算をし、翌年又一升、其翌年又々五合の違算をしたので、眞益は林を呼び寄せて其疎漏を難詰し、遂に謝罪のため屠腹を命じた事もあるので、世人に鬼主水と稱せられたと言ふ事である。夫から津和野藩廳焼火の間といふ所に主水柱と稱するものがあつた。之は眞益が常に其柱に凭り、端然として一定の場所に頭部をつけて居たから、其部分いつしか凹んで来たので、さういふ稱號が出来たさうだ。

眞益には眞武、眞茲といふ二人の弟があつて、いづれも藩政上功績があつた。特に眞武は又主水といつて、學識ある上經濟の才が長じて居たから、天和元年より貞享三年まで六年間に、藩費支出の殘餘を蓄積する事銀二千九百八十四貫に及んだ。又元祿二年には藩命で郡内横瀬村湯谷の温泉場を修築し、其地に碑を立てた事がある。

第一章 抄紙

正長年間吉見弘信が津和野の領主であつた時代、今の青原村の内宇柳及吉賀地方と今の柿木村字大井谷とで極めて粗造な抄紙をした事があるが、固より見るに足

らなかつた。降つて慶長六年坂崎出羽守入國の後肥前豊後などから楮苗五万本を買ひ入れ、吉賀の庄屋澄川與助に世話方を命じて領内に栽培させられたから、稍紙業の見る可き地方も有つたけれど、まだ幼稚の域を脱せなかつた。降つて龜井家入國後大に民政に力められ、正保年中眞益の人物才幹を認め、殖産振興をはかるには此人に限るといふので、當時藏藩に仕へて居た眞益を呼び返して藩の經濟と殖産との事を一任された。

眞益の考では、嘗藩は山地であるから、これを利用して國産を起すには楮、漆、楡等の栽培を盛にするが得策であると、一意其奨励に力めたが、殊に楮は紙に漉いて年貢米の代に上納させると上下大に便利で有らうと考へて、今の藏木村田野原三反畑を始として領内至る所に楮樹を植付けさせ、製紙業に經驗ある松本惣兵衛同立右衛門、岡村久次郎等に其世話方を命じた。處が元より土質に適したと見れば楮樹の生育殊に佳良で、吉賀地方では早くも多額の産出を見るに至つたといふ事である。さて紙の産出が漸次盛になつたから、眞益は城下の商人堀九郎兵衛、青江甚三郎などに命じて、之を大坂に賣捌く事を取扱はせたが、各家の製法區々であるから、紙質の良否が一定しない。そこで紙質の鑑別に老練な安藝人坪井三右衛門を採用して

見取り(紙質の見改め役)を命じ、検査に合格したのを買ひ入れて、盛に大坂に輸出させたが、萬治年中には輸出高半紙六千十八九、中折紙六百九となり、後年領内の産出高は一万六千九より二万五千九に達して、領内第一の産物となつた。當時抄紙の種類は帖紙、障子紙、中折厚紙、厚帖紙、黄帖紙、黄中折、黄半紙、黄半切などで、其黄色なものは蟲蝕を防ぐため黄蘗を煎じて漉き込んだもので、こは専ら公用に供して、一般の使用は禁せられたものである。

第三章 雜事蹟

(イ)開墾事蹟 眞益は又今の鹿足郡小川村字笹山で、青野岳の東麓にある沼地の開拓を企て、深さ約三間の溝渠を穿ちて、沼水を宇小野といふ地に落とし、完全な稻田を開いた。其地は今沼原沼原の水田は多分其沼田の中であらうと稱して現に十餘戸の農家がある。舊の領内に開墾の年を記念して「新田」と稱する田があつたが、現今の又津和野町の中座村及森村の高き山々は中腹以上に至るまで、數十段の畑がある。今は荒蕪に屬したのもあり、山林に變じたものも有るが、二三十年前迄は盛に耕作したもので、俚俗之を主水畑と稱するのは即ち眞益の開墾させたに因るといふ事である。

(ロ)馬鞍製造 眞益は又人を山林に入らせて曲つた木材を採集させ、鞍工を集めて鞍に製造させた事は有名な事蹟である。

(ハ)文武の奨励 元和偃武以來士人往々文弱に流れる傾があつたので、眞益は屢士卒を召集して武藝の演習を試み、又甲冑刀劍弓矢等の檢閲をなして、若し身分に對し不足があるのを發見した時は、日を刻して整理補足させ、其費用に窮する者が有れば、一時藩庫から貸與する方法を定めた。當時學問も頗る振はなかつたから、眞益は青年藩士の學に志ある者を周防岩國の儒者宇都宮某の許に遣はして就て學ばせ、已も亦時々宇都宮を聘して藩士と俱に其講説を聴き、時には藩主にも勸めて講筵に臨ましめた。又僧侶などの學問ある者には藩士に教授させ、寺子屋には粟米を給して商家の子弟に文字を教へさせた。

第三篇

原野 布施村造林事蹟

調査委員 野 坂 清 松

第一章 原玄琢

原家は厩吉郡中村大字元屋の舊家で、代々公文を勤め醫を業として居た。玄琢の祖先が島後の御上米を江戸に納める時、七人乗の船を新造して横濱に着けた事がある。江戸からは特に數十本の旗を立て、迎ひに出て居たが、やがて船はめでたく江戸表へつくと、上より山形に梅鉢の紋所をやる。この賞詞の外、金子數百兩を賜つたといふ事である。

玄琢は寛永八年に生まれたが、幼少の時から學問が好きで、頗る漢學に達して居た。大和の吉野にいつて醫學を究め、故郷に歸つた後開業し、旁ら杉樹造林法の有利な事を村民に説き聞かせたが、目先ばかりより外に眼の届かぬ村民は、誰更耳を傾ける者が無い。けれども玄琢は少しも撓まず、己の信する所は何處までも貫かうと、先其種子を吉野から取りよせ、自ら實地に試みて其生育の好良な事を確めた。

其頃隣村布施村に藤野孫一といふ人があつて、勉學の爲、中村大字港の西明寺國分寺の末寺で明治の初年廢せられたが、今其跡は残つて居る。へ通つて居た。或時途中の元屋で俄雨に逢ひ、玄琢の家に向宿りした事が縁となり、其後度々立寄つて世間話する中、造林法の有利な事や吉野の視察談や、杉樹試植の實驗談などを聞かされた。常に布施村の經營を心にかけて居た孫一は大に喜んで、歸るとすぐ造林事業を企畫したが、其有利な事は漸々一般に認められ、終に今日の様に盛大を極める事となつた。玄琢は享保三年五月廿日八十八歳の高齡を以て、元屋の里で亡くなつたが、其偉績を後世に傳へんが爲、上元屋といふ所に高さ約一丈の記念碑が建てられ、側面に「享保年間隠岐國に杉うゝるわざを始めし人」といふ文字が刻まれて居る。

又明治二十六年島根縣知事より追賞された。

故 原 玄 琢

享保年間造林ノ業ヲ企テ栽培ノ方法ヲ講究シ鞠躬盡力衆庶ノ飽饑トナリ至誠ノ致ス處終ニ其目的ヲ達シ隠岐國山林ノ今日アルハ其餘澤ナリトス因テ特ニ其偉大ノ功績ヲ追賞ス

追賞

右審査委員ノ廣告ニ據リ之ヲ授與ス

明治二十六年五月十七日

島根縣知事正五位勳四等大浦兼武

玄琢—伴吉—甚八—久米衛門—
貞造 久平
 儀八郎—順造—隆治現戸主
 ●あるは醫業をやつた者

第二章 藤野孫一

布施村現今の大は島後の東北隅で、西郷町から約三里半はなれて居る。後には摩尾葛尾、鷲ヶ岩などの連山が近く逼つて、其間から流れ出る溪水は合して春日川となり、前面の布施港に注いで居る。けれども其流域が極めて狭いので、全村は僅か數反歩の田圃の外、百三十餘の宅地と丘陵とである。今日でこそ布施といへばすぐ杉林の事や富村である事など聯想されるが、遠き昔を調べて見ると、人造林など少しも無く、富村どころか非常の貧村であつた。即ち今から百八十年前頃には、村内を四組に分ち、各組でそれ／＼編網を編み、鱒漁の收入で米を買ひ、或は薪炭を西郷へ販いで漸く生活の資を得て居た。當時藤野孫一は前に述べた様に、原玄琢から造林の事を

救はり歸つて村民に説きたてたが誰更賛成する者が無いので親戚の船田兵右衛門、佐原長兵衛、長田新六等と談合して率先造林を創める事とした。かくて孫一は元文二三年頃伊勢參宮の途で杉實を購ひ歸つて苗圃を仕立て、杉苗を造り、雑木荆棘の地を刈り開いて焼畑とし、苗の太いから漸次移植したが、村民等は是を見て、迂遠極まる事業だと嘲笑して居た。然るに三十年ばかりの月日は夢の間に過ぎ、安永の頃になると、孫一の杉林は亭々たる直幹天に聳れ、鬱鬱たる綠枝地を蔽ふ様になつたから、伐採した曉には非常の利益となつたのである。

一旦嘲笑した村民等は之を見て、大に前非を悔い、争うて苗圃を作り、荆棘を開いて造林事業に力め、年々歳々其歩を進めて、遂に今日の隆盛を見るに至つた。明治廿三年第三回内國勸業博覽會に於て、布施村は賞牌を授けられ、同廿六年孫一等は島根縣知事より追賞された。

第三回内國勸業博覽會褒賞證

木材十一品

島根縣周吉郡布施村

年々巨萬ノ伐截ヲ爲シ又盛ニ繼植ヲ務ム閩村協力能ク林業ニ力ヲ盡スヲ觀ル其有功嘉賞スベシ

武市昇太郎

審査官

藤田克二

北原大發智

高島得三

三等有功賞

審査部長從四位勳三等田中芳男
 審査官長從三位勳二等九鬼隆一

前記ノ廣告ヲ領シ茲ニ賞牌ヲ授與ス

明治二十三年七月十一日

總裁大勳位貞愛親王

隱岐私立水陸産共進會

故 藤野孫一

故 船田兵右衛門

故 長田新六

故 佐原長兵衛

(通各)

布施村造林事蹟

享保年間原玄琢ノ秋ヲ受ケ卒先躬行造林法ヲ勸誘シ遂ニ島内樹木ノ蒼鬱繁茂ヲ致ス其功勞顯著ナリ因テ追賞ス
右審査員ノ薦告ニ據リ之ヲ授與ス

明治二十六年五月十七日

島根縣知事正五位勳四等大浦兼武

明治廿九年村民等孫一等四子の功を永遠に傳へんがため竹原といふ所に記念碑を建設した其碑文は左の通りである。

享保年間有醫士元屋村原玄琢也者好講森林經濟之方四子因其方藝樹子布施山中蓋隱岐島造林之嚆矢也歎而村民今日之富盛有未必賴材木之利者乎哉于茲有志者相謀立紀念碑以顯彰先人之功德明治二十九年十月叙并書

四子姓名
船田兵右衛門
長田新六
藤野孫一
佐原長兵衛

吉岡普州

附圖其四

布施村畧圖

大字 美

大字 卯敷

大字 布施(町村合併前布施村)

布施港

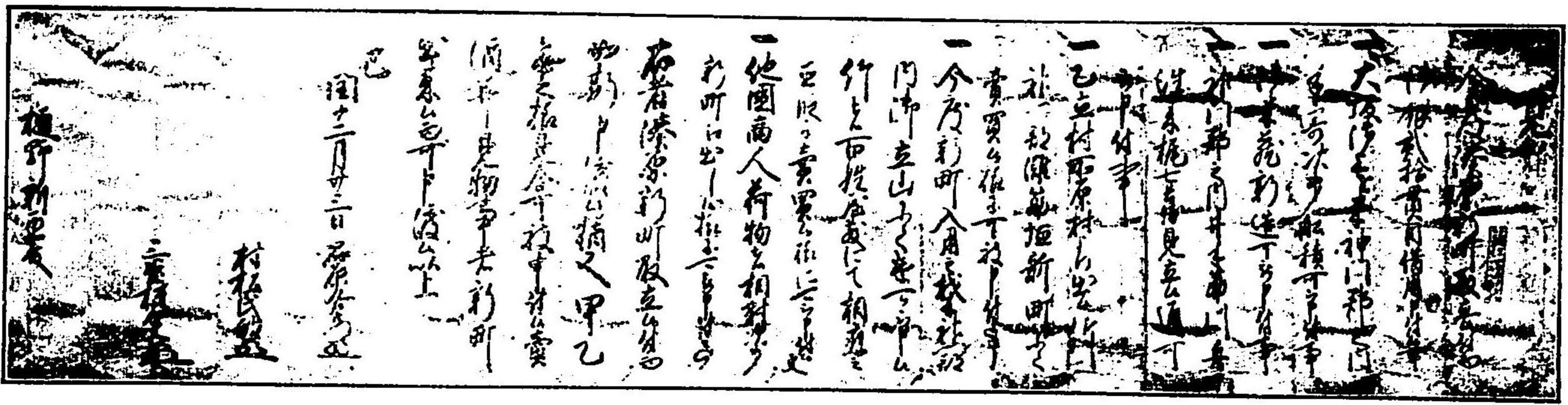


布施村造林事蹟



像肖衛兵七棍大代初

篠川郡荒木村大棍七兵衛



藏術兵七棍大村木荒郡川簸

文 令 殖 拓 木 荒

第四篇

灌漑及殖林
事業功勞者

大槻七兵衛事蹟

調査委員 野津左馬之助

出雲の地其の沃饒で平野に富むは箆川郡が第一である。そして此郡の沃饒を致したのは松平藩廳の出雲川及新川の浚渫開墾と大槻七兵衛の拓殖と水利を起した事が其重なる原因であらう。一たひ歩を本郡に運んで其の事跡を眼のあたりに觀た者は如何に利民の大事業なるかを感得し其感を深くせない者はないであらう。蓋し七兵衛事蹟の重なるものは荒木三村の拓殖、差海川開墾、馬木岩樋及ひ十間川開堀で七兵衛の三大土功の名を以て呼ぶが適當であらうと思はれる。

第一章

大槻家と事蹟年譜

大槻家は今の箆川郡古志村大字上古志に住した者であるが其の先人は詳でない。如何なる家系に屬する者か、又先代に如何なる人があつたか文献の徵すべき者がない。又其氏についても林、槻、大槻、鍛冶、大鍛冶などと書いてあつて或は同一の人でないかの感がある。然れども林は本氏と思はれる事は我國の氏族は其出身地名に

取る者が多いから彼か桑梓に林と稱する地があるのも参考とすべきであらう故に七兵衛に關する古文書中古禮舊儀を重んずる氏神に關するものは大槻林と署名してある、即ち貞亨三年五月鳥屋尾長門宛神職誓書及び明和四年氏神惠美須神社棟札の類は其の証例である、次に梶と稱するのは舟を行るに針路を誤らしめないのであるとの説をなす者もある、或は惟ふに梶は鍛冶の轉字で彼の祖の中に鍛冶なごがあつたでは無からうか、兎に角當時の公文書には皆梶某と署名してれる、則ち延 四十二年三月三日付の盛澤家老石原村松三谷の遺囑命書、天和三年七月郡代岸時左久次より餘屋支那の令達、貞享四年八月 鳥屋尾長門宛の神職令書、寛延二年郡奉行横田出候渡御披覽申上手狀、享保二十年七月初斷申上候事の上書、安永八年二月 半邊渡航申上候事と題せる上書、寛政二年御立山積目役願子入代りの 大槻は敬稱であらう、そは彼が事業完成後則ち寛政五年以前には少しも見ないが上に大槻の氏を名乗るは重に其家の功勳を表彰する文書中に見えてある計りで官府より下せるものには一通も見當らない、故に大槻といふ氏は公然の稱呼ではなかつたもので、寛政五年以後明治以前には僅に四通のみ大槻と署名した文書がある、然れども明治六年以後は常に大槻と稱して現時に及んでを、以上の如き次第で大槻家は七兵衛を初代として家系運續以て現時の九代七兵衛に及んでを、

初代大槻七兵衛朝奉

元和七年古志村に出生

延寶年中湊八通松造林

延寶五年(五十七歲)荒木湊原に移住す

延寶六年(五十八歲)荒木濱拓殖に着手し大肝煎として監督す

天和三年七月(六十三歲)警保の爲め鉢屋五十五戸を湊原に移住せしむ

貞亨三年五月(六十六歲)鳥屋尾長男を湊原の氏神々主と定む

此歳神西湖排水の爲め差海川開鑿に着手す

貞享四年八月(六十七歲)公書により鳥屋尾長男湊原氏神々主となる

此歳差海川開鑿成る

此歳高瀬川開鑿成る

元祿二年(六十九歲)開拓部落を村とし古荒木中荒木北荒木の村名を定む

大槻七兵衛家譜

五六

此歳馬木川水渠及び十間川開鑿

此歳松江藩七兵衛の功を賞して生涯格式下郡並を授け三人扶持を給
與す

此歳五月朔日病篤く子孫を枕邊に招き來原岩樋開鑿の事を遺言す
此歳五月二十五日六十九歳で歿す古志村正法寺に葬る法名大譽元了
義忠居士

二代大槻忠左衛門朝定

貞享元年淺原新町目代被仰付元祿二年九月二十七日歿す壽不詳

三代大槻忠左衛門朝則

貞享元年出生

元祿十二年(十六歳)祖父の設計に基き來原岩樋開鑿を松江藩に請うて
許さる

元祿十三年(十七歳)來原岩樋開鑿成る

元祿十七年(寶永元年)二十一歳汗入ヶ池は流砂の爲に新田となる

正徳二年(二十九歳)間府山暗渠及び十間府川開堀

正徳三年(三十歳)馬木の大石堰造築

正徳五年(三十二歳)初代七兵衛の設計した荒木川方府成る

享保二十年七月(五十二歳)惠美須神社遷宮に付祈願す

寶曆四年八月四日七十一歳にて歿す法名本譽是覺居士

四代大槻七兵衛朝久

正徳四年十二月十七日出生享保二年四月十一日八十九歳にて歿す法

名滿譽壽量居士

五代大槻七兵衛

寶曆三年出生文化十四年九月二十一日六十五歳にて歿す法名大譽乘

順信士

六代大槻七兵衛

天明五年出生慶應三年十二月十九日八十三歳にて歿す

七代大槻七兵衛

文政二年出生元治元年七月十七日四十六歳にて歿す

八代大槻七兵衛

天保十三年出生明治五年三月十五日三十一歳にて歿す

九代大槻七兵衛

明治六年戸主相続す

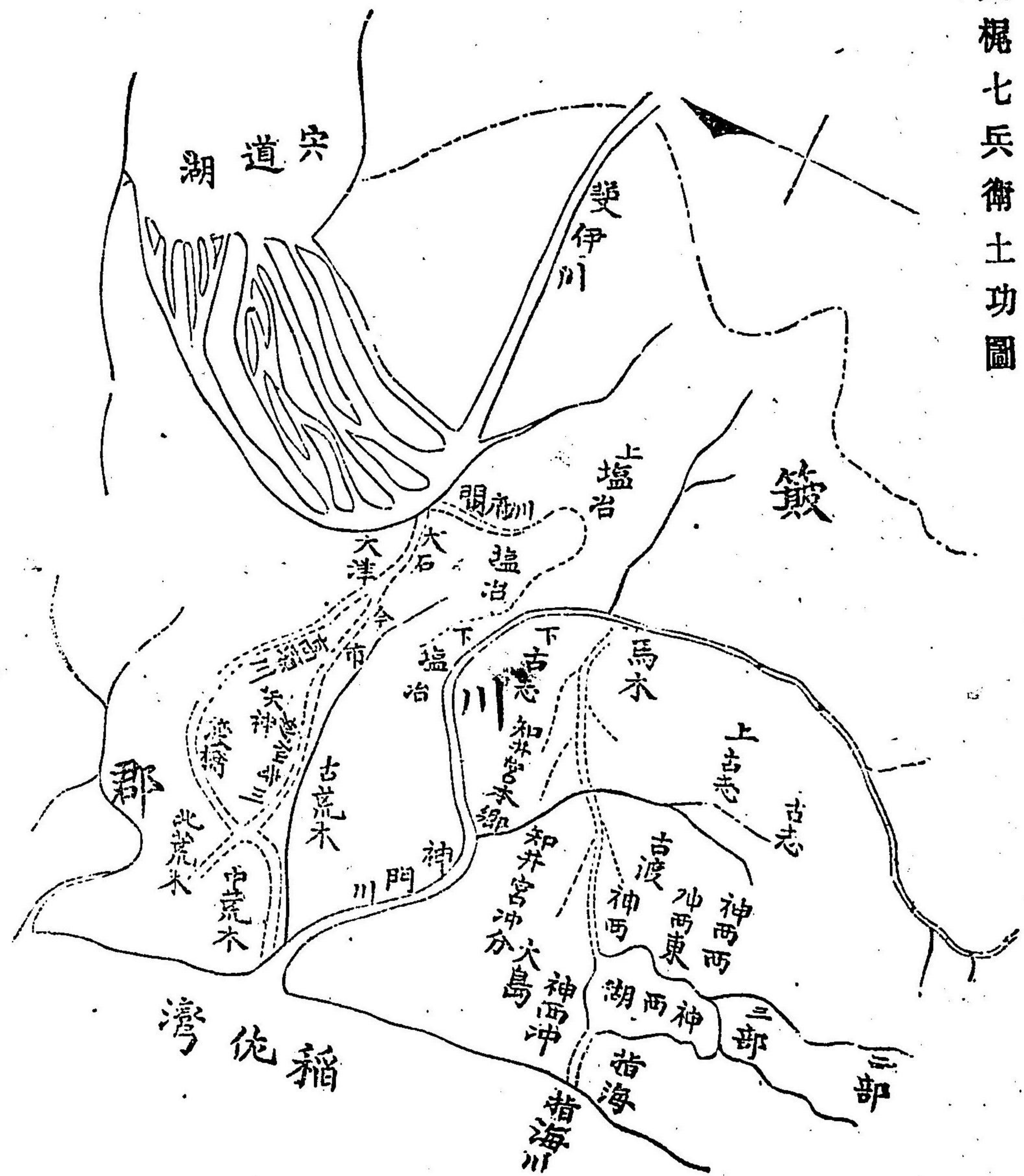
第二章 初代七兵衛の拓殖及土功

第一項 荒木村の拓殖

初代七兵衛の古志村に住んだ頃は家産豊富で凡八百石前今の耕作地八十町歩位に當る地を有し其の人となりも沈毅且つ高潔で長するに及び夙に宏圖を抱いて公益事業に熱中したのである其の肖像の大槻家に傳はる者篇首の圖を視ても其人物は畧は推知される心地がするのである。

當時の神門郡は大部分は沖積層に屬し主として斐伊神門の兩大川の爲め流砂作用によりて形成された平野である之れ斐伊川は今日の如く宍道湖に注入しないで神門川と河口を同うして稻佐灣に入り、上流地方なる仁多飯石大原諸郡より流す土砂を運搬して河口に流し出したのである而して稻佐灣では西風最も多く吹き荒むので以上二川の海に流した砂は逆さまに波動力で打ち上げられて沿海に

大槻七兵衛土功圖



堆積した、此こそ出雲風土記に名高き園長濱である。又神門川の平原は其の諸川の堤防も多くは砂土質より成つて水勢の抵抗力薄き爲に出水の時は幾多堤防の決壊を來した事は史書に明な處である。此の水災の爲め平原各處に瀦滙して湖沼となつたものは多いのである。斐伊川も其の河道を東宍道湖に變したから其の奮河線はまた沼地をなす者が多かつた筈である。故に當時郡内には蕪田荒野が多く水利は便ならず、たまゞ僅少の沃田あるも徒らに乾涸するか又は沮洳の地で耕作に適せない。然るに世は元和偃武以來の太平につれて人口は増加するけれども耕作地の開發が此に伴はないから土民の活計は益困難となつたのである。此時に當り初代七兵衛は拓殖土功の業に熱心し、資産を抛ち不屈不撓の勇猛心を以て此業に當り、終に稀代の功績を擧げ、其の郡村に與へた功業は實に偉大なものであつて七兵衛の事功といへば牧童走卒も知らざるはなく、史傳に口碑に其の功徳を嘖々稱賛するも當然の事である。

(4) 淡原八通の造林　初代七兵衛の着手した偉業の第一は實に荒木村の拓殖墾田である。然かも此目的を達せむに前記の如き荒茫たる砂濱をして農民の土着的住居に變せしめる事が第一の急務である。故に此の目的を達する基礎的事業とし

て彼の長濱に造林の計畫を樹たのである。造林已に成つて猛烈の風を防ぐ事が出来てから次には拓殖に及んだので、其の企劃の適切周密なる誠に後世の模範とすべき者であらう。

前に謂へる荒木村地方は海濱に沿ひ古昔より荒漠たる一帯の砂地で、西は茫々たる日本海に臨んでれるから、冬時の西風猛威を逞うするに當つては砂礫暴揚天を蔽ひ、常に丘阜を築きて凸凹常なく海岸頽圯底止する處を知らぬ、かく荒涼の砂濱であるから當時荒々濱、北濱、中濱等の名がある計りで、實に人煙絶無の地であつた。寛文の頃藩吏屢臨檢して計畫する處があつたけれども終に着手に及ばなかつた。を見ても其拓殖の困難な事か知られる、然るに七兵衛奮然厥起して開拓の工夫を凝らしたが之を有用の地たらしめる第一の基礎的準備は海岸吹上の地へ松樹を栽植し人の住居に適せしめねはならぬ、之れ拓殖の第一歩である、よりに先づ藩廳の許可を得て現今の中荒木八通り官林を造り以て防風林としたのである。

然れども此の白砂不毛の地に如何にして鬱蒼たる造林をしようか、これ實に七兵衛の苦心の存する處であるから詳説する必要がある、先づ松樹を移植する前此の白砂不毛の地の土砂扞止の柴朶を以て高四尺位の砂除垣を築いたのである、かく

なせは吹き荒む風の爲に運はれる砂土は此の垣に支へられて堆積する、其の堆積するを待ちてまた更に其上へ柴朶で高さ六七尺位の垣を築き、かくすること數十回で自然の風力を利用して一の砂山が出来たのである、此の砂山の裏面則ち風の當らざる反對の方面に神門平野に面した側、秋胡、類子、濱荻などの根枝繁茂して土砂を維持するに適當な灌木植物を植付たのである、之れ此の植物はかゝる砂地に適して成育も速である上に其の根の蟠延するの速なからである、かくして初めて脆弱なる砂土を固結せしめたのである。

かくの如く砂土固結を待ちて初めて松苗を移植したが、此の苗木床は荒木村から南へ三里餘はなれた乙立村で仕立て之を運ぶに馬一駄で大概苗木百二十本位を運んだとの事である、之れ松苗の長一尺位の者に其枯死を免れしめる水分を保つに必要な粘土の凡そ方四寸位を付けて掘探たからかくは重量を増した譯である、猶此上に夏季枯損の豫防として移植地には松一本毎に粘土一升位を埋めをき、春季に及んで初めて松苗を移植するに八條の平行線式に植ゑたので八通りの松林と呼んだ、爾後培養と保護とを加へたから漸く山林の姿となつたのである、此の第一歩の成功は更に七兵衛をして其の外面則ち日本海に面する方面にも前陳の手

大塚七兵衛事蹟

續で垣を作り其の砂丘の連亘するを待ちて例の灌木を植る後植松の手續をなしたのである此等の費用は皆七兵衛が負擔した事は申すまでもない、かく苦心の結果出来した松林の保護法はまた注意されたもので、後代に於ても此の造林地を賣買する事を許してれども恣に之が伐採を許さない、たとひ暴風の害なき者と認めて伐採するとか、或は其地を開墾しようとするも、風下の耕宅地山林所有主一同異議なきにあらねば許さざる掟である事は、松江藩廳が此七兵衛の子孫をして山林監視として保護に盡さしめた事にも知られる、則ち

覺

此度菱根、入南、三荒木、濱松、寄下、荒木、萱原、外國、神在沖、大島、差海、板津、大池、武部、右砂所之分田畑園、御立山、井腰林、築地、松山、屋敷園、ひ風、先砂、先我、儘に根伐は不及申、枝葉等伐り取候義も塙所により御田地の園ひ至て大切之事に候間右之村々横目申付候條平日打廻り猥之義無之様可令吟味尤勤方之義は於御役所申渡候通可相勤者也

午二月二十八日

青木橋左衛門花押

中荒木村

七兵衛殿

以上の如く苦心經營された造林は今の八通官林并に湊原の民林と稱へられ、爾後殆ど二百年間多少の變遷はあつたにせよ、明治二十二年の調によれば、官民林合計七十五町二反八畝二歩に及んでゐる、又松樹は明治十四年の調によれば、左の如しである、

眼通り一尺廻り	二萬九千五百本
同 二尺廻り	六千四百四十本
同 三尺廻り	二千三百二十五本
同 四尺廻り	一千三十本
同 五尺廻り	百六十本
同 六尺廻り	二十本
同 七尺廻り	五十三本
同 八尺廻り	五本
小苗松	四萬五千本
合計	八萬四千五百三十三本

大塚七兵衛事蹟

實に不毛の地を利用した七兵衛の機智と熱誠とは此の多大の利益を遺したのであるのみならず、人の住居に適せしめて、荒木村の拓殖の基礎をなしたのである。

(ロ) 移民招撫　かく烈風を避る可き防風林は丘陵上に漸々繁茂し、前日よりは状況稍良好に向つたといへ、元砂漠不毛の地であるから誰一人來りて開墾に従事する者がなく、此に於て七兵衛は慨然として謂ふには防風林も稍々緒に就きたから此の次には一の新町を開創して庶民を集め、後に土地開拓の實を擧げねばならぬ、此の目的を達するには之を人に勤めるよりも己先づ實行の模範を示さねばならぬと、延寶五年五十七歳で住み馴れし古志村より彼の造林した丘陵地の下に移住し、自ら農民の木鐸者を以て任し、其の保護を藩廳に請うたので、藩も亦其の篤志を嘉し七ヶ條の特例を下したのである、則ち

覺

- 一 今度湊原新町取立候付而御銀貳拾貫目借用申付候事
- 一 大坂御上せ米神門郡之内手寄次第船積可被申付事
- 一 御米敷新造可被申付事
- 一 神門郡之内井手筋川舟往來梶七兵衛見立候通可被申付事

- 一 乙立村所原村より出候竹神門郡灘筋鹽新町にて賣買候様に可被申付事
- 一 今度新町入用之材木神門郡内御立山にて遣可被申候竹者百姓屋敷にて相應の直段に賣買候様に可被申付候事
- 一 他國商人荷物者相對次第新町に出し候様に可被申付事
- 一 右者湊原新町取立候付而如斯申渡候猶又甲乙無之様見合可被申付候賣酒并見物事者新町出來候而可申渡候以上

己閏十二月廿三日

石原九左衛門花押
村松民部花押
三谷權太夫花押

樋野新丞殿 (附圖其六參照)

此の藩廳より神門郡代に下した令達によりて藩の與へた保護の至れる事が知られるのである、則ち新村落發達の方法として先づ開拓資金に銀貳拾貫目の貸付の外家屋建築用材は神門郡中の官林より下賜し、猶竹類は神門川を下る者を命令もて新町に集め、相當の値段に賣買せしめて新家屋建造の便宜を與へ、又政治的方面より新村落の發達を促す方策として、藩米所用の米倉の新造、租米を大阪に送る爲

め船積は便宜の處でなすべきの特權を與へ商人の貨物は可成新町を通過せしめる等皆命令を以て經濟的發展を促進せしめる爲の者である。また農民の勞苦を慰める酒と興行物は新開地で土民を招く求心的の娛樂設備であるから町の發達に伴つて許可せむとの事で要するに新開地に必要な交通經濟の特權と便利とを附與した者である。

七兵衛は猶自費をもて防風林の補植と培養保護に力を盡くしたから造林は益繁茂し、他方には藩の特許を利用しつゝ土民の移住者を緩撫し、湊原に新町市場を開いたので、移民も漸く數を増し、村落の姿をなし、其の戸數五十餘戸に及んだのである。此に於て七兵衛は此等新附の農民を統轄する爲に大肝煎の職を授けられ、延寶六年より荒木濱開墾に着手し、移住民には土地を割賦して開拓に従はしめたのである。これを荒木村拓殖の第二步である。

(ハ)移民警保 前に説いた如く苦心慘憺たる經營と藩廳の保護とにより移民開墾の業は畧緒に就いたが、藩廳は開拓の成功を急いで、可成多くの民を移住させようとするけれども、此地元より新開の處であつて、居民が少いから、此に輕罪者を放置し、拓殖を圖る事とした。此の窮策は人口の増加を來したれども、爲に不良民が増

加して風紀上の惡弊を生したのである。元來新開地の事として耕作場の不便や作物の豊ならぬ事等は終に「野荒」と稱する作物の窃盜者が續出し、良民を害する事が多い。今は之を取締る必要が生じたので、荒木濱開拓より六年後、則ち天和三年には藩廳に請ひ、警吏として所謂鉢屋を移住せしめたのである。鉢屋とは藩の舊慣で警察及び司法權の一部を執行せしめた賤民である。此の者五十五戸を移住せしめ、居宅料及田畝を給して、此等の草賊取締に従事せしめたので、其の令違に

一 荒木村鉢屋之事昔は如何様之筋目有之候とも近年持懸之鉢屋可爲抱候此已後新宅之分は湊原堀七兵衛へ被下置候條湊之鉢屋支配可仕事

一 西園村より荒木村之内五拾五軒渡り屋敷之事其身之心にあらず公儀付之事に候得ば不有新在所に候間古來よりの通西園鉢屋可爲抱候此已後五拾五軒之外出來家候は、是又湊抱之鉢屋可爲支配候

一 湊原新町鉢屋兩人之内查人普請いたし引移候由是は七兵衛差圖に不洩ものに候間早々心次第可令指圖候向後湊中出來家ども支配可申付候杵築鉢屋々敷料田地共受取普請不仕よし不届に候田地屋敷代ども急度七兵衛方へ取戻しいつれの鉢屋に成とも遺可申候湊大肝煎堀七兵衛に候得者其方心次第鉢

屋之義可申付事

附り杵築鉢屋四五部之頭役之田夫は先規之通可爲候今更改不及候

右之通急度可申渡候以上

天和三年亥七月

岸崎左久次

下郡吉右衛門殿

梶七兵衛殿

鉢屋移住のため屋敷料及び田地を下賜して獎勵されたけれど當時新開地の事とて移住は好まない、杵築の鉢屋の如きは一旦支給された移轉料を取戻された趣も見ゆるのである、元來かゝる移民の常として失意破産破廉耻の者多きか上に、輕罪者さへ放置されたから、此を監督する大肝煎七兵衛の苦心の程も察せられるのである、以上は荒木拓殖第三步の緒に就た者を見るべきであらう、然し此等の民をして良民たらしめるには、精神的教化を施し根本的に改良せねば有終の功を奏する事は難いのであるから、七兵衛は更に教化に力を盡くしたのである、

(二)移民教化　かくの如くして殖民したる上は之を導き之を化するの必要がある、彼等固より目に一丁字なきの農民なれば法を以て統轄する以外に、報本反始の

道徳を布教して民心を統一するの中心点が無ければならぬ、此の中心点は我國体上よりして神社に存するは勿論の事である、七兵衛の此着眼は彼の卓見を証する者であらう、即ち延寶年中湊原新町の産土神として惠比須神社並に總荒神社を勸請し、神領畑三町歩、神主屋敷三段歩を下賜され、延寶六年正月廿四日正遷宮式を行ひ、七兵衛は本願として棟札を保持して式を終へたこの事が記録に見えてれる、次て貞享三年五月鳥屋尾長門が神職に補せられてより鳥屋尾は代々相つき今日に及でれる、新しき荒木村はかくの如くにして漸く發達し、元祿二年古荒木、中荒木、北荒木(今は荒茅村荒木村の中に含まる)の三村名を付せられ、惠美須神社は此新三ヶ村の氏神となり、七兵衛は其本願となつて隣保輯睦の基礎が定まつたのである、之に關する文書は

覺

一 湊原新田百姓中より神主に其方相定候所實正也自今以後湊新町同様可被致
神用執行向後出來家迄無殘貴殿之且塲に紛無之候右之趣御公儀御差圖を請
相定め候上は子々孫々至違背有之間敷もの也

貞享三丙寅五月

大槻七兵衛事蹟

湊原大肝煎

林 七兵衛

鳥屋尾長門殿

覺

一湊新田新町々人并新荒木新田百姓中より神主願之義願面公儀へ差出候所新在所之義に候得は願之通り被仰付其元々湊原新荒木共神職御決定の上は社職且用無怠懈執行可被致以來出来家迄無殘貴殿且場に紛無之候新町に惠美須大明神并に惣荒神共貴殿勸請被致午年岸崎左久次様御檢地にて惣荒神領畑三町歩神主屋敷三段歩被爲下湊原惣新田新町とも新在所之義に候得者向後他より無用の御宮并に注進曳且那に付新規出来候共御公儀御差圖相定候上は子々孫々至迄末代違背有之間敷もの也

貞享四年卯八月

年寄 甚右衛門
同 平右衛門
庄屋 忠右衛門

湊原新町

年寄 次郎左衛門
同 彌左衛門
目代 忠左衛門
湊原大肝煎 梶 七兵衛

鳥屋尾長門殿

以上は之れ荒木拓殖の第四歩である。

(ホ)高瀬川開堀 以上四項に於て述べた如く、荒木拓殖は延寶六年の着手以來、新町移住民に對して人毎に土地を割賦し、各自孜孜として墾田耕作に勤め、己に數百町の耕宅地は成り、農村の發達の基礎をなしたのである。然れども元來鹵砂の地であつて、灌漑用水の便に缺ける所があるから、七兵衛は拓殖着手の前己に計畫を立てた者と思はれる。そは其初め拓殖の特例七ヶ條(前出)を藩廳より下した内にも、神門郡の内井手筋川舟往來梶七兵衛見立候通可被申付事とありて、胸中には己に成算があつたのである。今や愈必用に迫つたから、貞享の初より今の簸川郡大津村の

内なる石塚村汗入池出雲の方言苦悶する事をアセルといふので汗入りの名の基
く所は八岐の大蛇が苦悶したから起てれるとの傳説であるが此池は斐伊川の川
線變更して東宍道湖に入つてから舊河線の底地に滯滞して此の池をなした者と
思はれる小底樋を伏せ水源を斐伊川より取り溝渠を開鑿して荒木壅田用水に引
いたもので貞享四年迄に畧竣成した此川こそ世人もよく知る處の高瀬川である
大槻家傳記によれば初めて七兵衛の高瀬川開堀を企てた時平田の旅伏神社に參
籠して其の成功を祈つたが偶一天拭ふが如き晴朝の日紫雲懸きて東より西に流
れたのを見て之ぞ神驗であらうとて其の雲氣の跡を追うて川道を選んだとの事
である神明の冥助はとにかく當時測量術の幼稚な時代に於てかく水準を誤ら無
かつたのはよく高山に登り地勢を一目の下に瞰望して其の設計を立てたからで
あらう然るに此河線たる其の位置近傍の地より高きが上に一帯の砂礫地である
からよく水量を保ちて流下せしめるか否の疑があるので七兵衛は川床一面に蘆
を敷き其上に粘土を敷き詰めて漏水を防いだのであるかくの如くにして出來た
高瀬川は川幅四間長さ二里許斐伊川より西行して荒木村まで達してれる然れど
も此高瀬川と籐伊川との分水点は其の設計薄弱であるから初代七兵衛は岩樋に

改めよと遺言したので其の孫忠左衛門の代に至り遺言を果したのが現時の岩樋
である事は後項に述べるであらう。

高瀬川は開墾地の灌漑は勿論沿河の町村の用水に供し高瀬船を浮べて物貨の運
送をなすなど公利公益を起した効は二百年後の今日尙其潤澤に浴するのである
且此川開鑿の爲從來の畑地は變じて田地となり池沼は變じて耕地となり新田は
本田となり本田は更に一層の良田となつた實に此川は沿河幾町村を養ふ大動脈
である之れ荒木拓殖の第五歩であつて七兵衛の苦心焦慮は此に成功の一段落を
告げたのである荒木壅田は寛延寶曆の頃には其高田畑百七十九町七反餘に及び
て前の砂濱は利用厚生の沃野と變じた事が知られるそは郷方古今覺書に

畧追々新田出來元祿三年地詰有之夫より追々砂除植松被仰付新田出來又
々寛延三年地詰被仰付候處諸御免地共に田畑百七十九町七反餘之高に御
座候

とあるにて知られるのである爾後漸次戸口増殖したる結果は

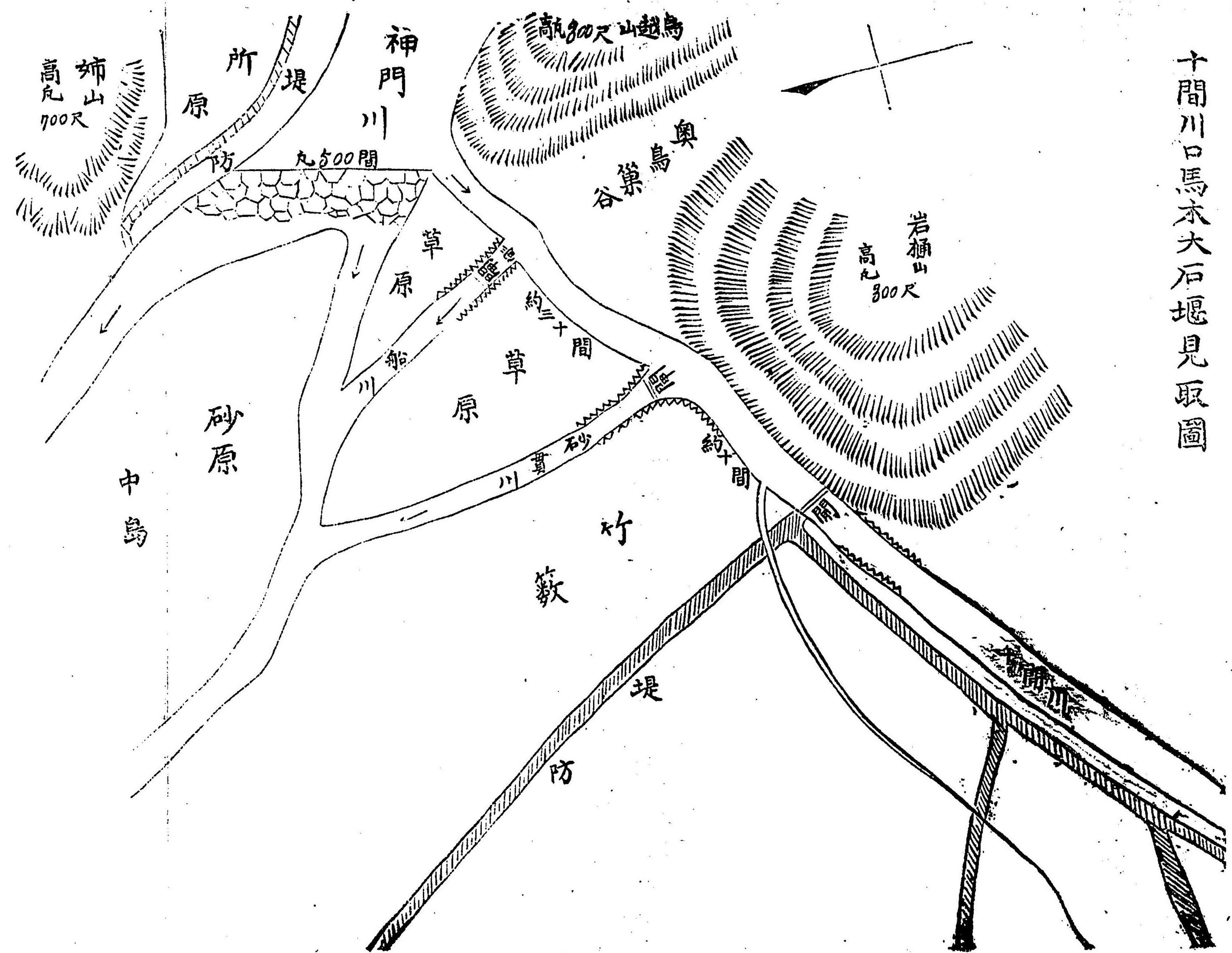
戸數

民有耕宅地

古荒木村(今荒茅村の内)

五十二戸

二十六町九畝(明治七年調)



十間川口馬本大石堰見取圖

大槻七兵衛

五六

中荒木村今荒木村の大字 二百五十七戸 (明治三十三年閏)

北荒木村今荒木村の大字 百六十七戸 (同)

総計 四百七十六戸

二百五町二反八畝二十二歩 (明治三十三年一月閏)

百三十二町一反五畝六歩 (同)

三百六十三町五反二畝二十八歩

七兵衛の拓殖の初則ち延寶頃の移住の戸口は知れぬが、耕宅地に於ては寶曆元年より明治三十三年一月迄の間にて二倍以上の發達をなしてれるのである。假りに民有耕宅地より一反歩米一石の收穫と見積るも、全量三千六百三十五石三斗弱を得る事であるから其公利に貢賦した事は甚だ大と言はねばならぬ。高瀬川の水利を受けた耕地に付ては、當時の記録なく今知る事が出来ぬけれども大要下の如しであらう。(明治十九年六月閏)

村名 田地反別

大石(四纏村の内) 二十四町三反六畝二十六歩

大塚(同) 三町五反六畝六歩

渡橋(同) 二十六町九反五畝十歩

下鹽冶(今鹽冶村の内) 一反六畝十九歩

天神(同) 二十二町四反二十七歩

今市今の今市町

三十五町七畝二十二步

白枝今の高松村

八十五町六反四畝二十八步

下横同

十一町六反五畝二十步

松寄下同

百三十六町八反七畝十一步

東國今の園村の内

十町九反七畝一步

荒茅今の荒茅村の内

七十四町七反七畝七步

古荒木同

十三町五反八畝步

合計十二村

四百四十六町三畝二十七步

此高瀬川水利の道開けて、畑田變換、新墾、水田改良等の爲め假りに壹反歩に付米五斗の増收穫と見るも、全量二千二百三十石一斗九升五合となるので、地方農民に及ぼす潤澤の大なる事が知られるのである。

(一)運租 初め雲藩の租米を大阪へ輸送するに、仁多飯石の如き運送不便の地は當局者の苦心した處で、嘗て川舟に經驗ある舟夫二人を美作より召し寄せて、神門郡來原（今、高瀬郡來原）に置き、世に之を上高瀬屋、下高瀬屋と呼ぶ。別に府を仁多郡三成、北原及飯石郡熊谷及出雲郡出西莊原に建て、舟にて租を莊原に運んだ之れは、寛文四年の事で

ある然るに七兵衛の荒木拓殖の特許を得た延寶五年より九年の後貞享二年に至りて此の運租法は廢せられた則ち高瀬川開鑿より二年前の事である此の藩の企は高瀬川を利用せむ計畫があつた爲かも知れぬそはかの延寶五年十二月二十三日雲藩三家老連署の七ヶ條特例の内に「大阪御上せ米神門郡の内手寄次第船積可被申付事」御米藏新造可被申付事「神門郡之内井手筋川舟往來楳七兵衛見立候通可被申付事」とありて高瀬川開鑿の企は餘程以前より計畫があつたらしく思はれる、淺新町の拓殖に資するは勿論又貢租等の運送線路に利用せむ考案もあつた事と思はれる然らざれば淺原開拓につきて此等の條目を掲げる必要はない事と考へられるのである。

豫定の如く荒木米倉位置見立の件は延寶五年十二月二十三日の命により七兵衛は中荒木小字湊と北荒木小字溜との兩所を見立て、廉書を以て藩廳に上申したので、藩廳は其意見を入れ中荒木の湊に新設を許し、藏敷米を取る事をも許し、高瀬川竣工より二十八年後正徳五年(郷方古今覺書には享保五年とある)運租府を北荒木の溜に立て之を荒木川方と呼び明治維新後米納廢止の際まで續いた者である此の荒木川方の設けられるや、仁多飯石二郡の租は大原郡新市に駄運し、新市には舟

夫を置きて高瀬川水口の來原に舟運すれば、此處に府があつて高瀬川によりて荒木川方に舟運し、大阪或は其他の地方に輸送したものである、されば此川は藩廳の運租にも裨益する處か尠くない、されば郷方古今覺書にも

荒木川方之義御登米之内積外積運送米之内遠も有之荒木用水川を御用川普請無之御藏は藏敷米取に外人に立させ川舟は川方有米にて運送當分御物入無御座工面を以て享保五子年荒木に御役所御立被成村々津出之米入料欠等相濟請取之川方にて御登米を仕立杵築灘にて相渡申候諸入用之品々差引餘程充出目有之上外積運送之違旁御徳用之上御才覺米等川方へ受込御登米に仕立何角に付只今にては御調法之御役所に相見申候西山中之米は如前之久村にて御登米に相渡或は諸支拂等に相成荒木へは出不申候

とあるにてもよく知られるのである、以上述べた如く荒木拓殖の業が緒に就いた時、藩廳は七兵衛に對し御免屋敷壹町貳反歩を給與し、元祿貳年生涯格式下郡並を賜ひ三人扶持を給與したのである。

第二項 神西湖の排水



出雲大川と呼ばれて居る
 斐伊川は寛永十六年の大
 洪水前は大津附近を通し
 て西流し、末流は神門川と
 合して稻佐灣に入つたの
 である。此兩河の相會せる
 處は其の水量多くなる上
 に、東北流して海に入る邊
 は水勢の情力で稍西部に
 突入する筈である。且上流
 より流し來る泥沙は河口
 に堆積すると共に、此地方
 に最多き西風に押し上げ
 られて砂洲を築くから、其
 河口に長砂洲もて圍まれ

た小湖を成出した之を古代神門の水海と稱せられた者である。然るに寛永十六年
 の大洪水に斐伊川は東流して兵道湖に流入したので其の川床は自然に埋められ
 て村落となり、又は沼澤となつたのであるが、神門川の流せる砂と、又風力によりて
 海岸へ押し上げられた砂とは漸次に堆積して、神門水海の口を塞ぎ、終に神西湖を
 形成したのである。殊に斐伊川北流後、此堆積せる砂を流下する水力が減じたの
 で、砂土堆積の度は前より一層速められた者と思はれる。神西湖の成因は此の如く
 であるから、其四圍は比較的低漕の地であると共に、湖水に吐水口なき理由も自然
 の結果である。故に一朝大雨に際會すれば、湖濱一帯の地は淹水の狀に變じ、然も吐
 水の口が無いから、長き時日の間自然減水を待たねばならぬ。之れ農民の一大患苦
 とする處である。此に於て、神西沖分眼科醫馬庭作庵及伊藤屋五右衛門等除患の事
 を七兵衛に謀つたので、七兵衛は實地に踏査して地理を考へ、竟に差海川を開鑿し
 て湖水を吐出せしめる設計を立て、高瀬川竣功の前年貞享三年より土功に着手し、
 翌年遂に其の目的を達したので、此の排水線を差海川と呼んだのである。第六號圖
 參看。此の差海川開鑿は沿湖諸村の水災を除去した上に、従來の新田は本田となり、
 且つ湖畔は水準低下の爲め多數の新田を増加したので、此の利を受けたものは神

西沖西東の三ヶ村今神西村二部三部の二村今江南村(西濱村)の六ヶ村である此の事業の結果として假りに一反歩に付き米五斗の増收穫と見れば此の全量千八百九十九石四斗八升貳合となる譯である文化五年十月に六代大槻七兵衛より差出した勤公書出には差海川開堀の爲め都合二千石計り増石に相成候とあるは尤の事であらうと思はれる。

第三項 馬木岩樋及十間川開掘

初め七兵衛が十間川開鑿を企てた時元杵築大社の奥院にあつた行基自作と稱する阿彌陀佛に祈願を籠め願望成就の曉には十間川に面して堂宇を建て灌頂供養せむ事を誓つたと言ふ事が傳はつてをるこれ當時崇佛の大勢より見れば或はさもあつたであらうかくて十間川開鑿の功成つた時代官轉飼可定と力を協せ阿彌陀堂を知井宮村に作つたが明治維新後此佛像を更に又た多聞院に移したのであるかゝる因縁あるので十間川水利の澤を被れる八ヶ村は年々醵金して現時に至るまで其の祭を絶たぬのである。

七兵衛の馬木水渠造成十間川開掘の企をなした目的は神門川の水を引きて神西

湖に注がしめ馬木村以西の諸村の灌漑に便する爲である時の代官轉飼可定力を協はせ郡奉行岸崎左久次之を監し元祿二年(大槻家傳記には元祿元年とあり)工を起し所原今朝山村の大字の小宇和谷より懸崖の中腹を穿ちて小渠を通ずる事五百間で水準を得たのである此の誘水渠の次に岩樋があつて延長凡拾間其次は山裾堀削の延長凡五十五間其次は堤塘を築いて川渠とした者が所謂十間川である蓋し川幅二間乃至三間水深二尺乃至三尺であるけれども當時堤塘敷地を併算して川床十間に及ぶより十間川と名づけた者であるらしいかく川床敷地を要する事が多大なので前の小利に汲々とする農民等は此の川線の爲耕地を多く損亡する事のみを目を注ぎ却て此の水利の爲數百町の水田に大利ある事を豫想せず不平の聲囂々起つた七兵衛は笑ひながら此の川を作つた爲に貧に迫つたならば各々方は堤防を削りて食はれよ川は大きな丈け善からうとて毫も顧みず着々工事を進めて其業を竣へた者が則ち十間川である此の流末は神西湖に注いでをるまた分派あつて東神西村(今神西村の大字)より西神西村(今神西村の大字)を灌漑する外にも小分派多く水利の便開けた上に宇賀池小黒池ヨシサコ池麻柄池博奕池等其他七ヶ所の池沼を化して良田となし且從來の成田の沃田となつた面積は凡

を五百十四町一畝二十一歩である。六代七兵衛の文化五年十月吉日勤公書出寫によれば、馬木井關出來の爲増石八千石之御爲仕候とあるは多少祖先の功勞を誇大する嫌はあれども、十間川開掘の爲古沼七ヶ所の埋立新田計りでも石高百七十八石餘を得、また灌漑の澤を被れる石高壹万石餘に及べる由は、郷方古今覺書に

元祿二巳年神門郡馬木村に古志川を關上大井關御仕立馬木村より神西迄用水十間川御立被成夫より用水取成候堤不淺田畑に開被仰付下水村々高壹万石餘の用水潤澤にて其上此用水堤を以馬木古志上下芦渡知井宮神西迄の村々大分畑田に相成御徳用莫大の義に御座候尤畑田に成り候古堤七ヶ所にて高百七十八石餘出來畑田地に相成申候云々

とあるにて大勢が推定されるのである。此の増收穫の爲農民の鼓腹擊壤せる狀は當時の俗謠に

娘やるまい古志知井宮へ粟やくまぶのからはたぎ。
娘やりたや古志知井宮へ畑は田にして米所。

試に此二謠を對照すれば一は十間川開鑿前の地方の狀況で、一は其後のものである。昔無權今五袴の趣ありて此の工事の如何に地方農民の生計に影響したか、知

られるのであらう。

かくて初代七兵衛の拓殖土功に於ける宿志の三大事業は殆ど大成し、増收穫のみにも大槻家傳記に「七兵衛工風を以て凡高壹万三千石辻御高増と相成申候」とある如く其の功績誠に偉大なる者である。然るに元祿二年五月二十五日六十九歳で歿し、古志村の正法寺の墓地は苦蕪しながら春花秋葉時を移すも、赫々たる功績は簸川の沃野有らむ限りは世人に噴々稱へられるであらう。

第三章 三代忠左衛門の土功

第一項 來原岩樋間府川妙仙寺川開鑿

(イ)初代七兵衛の遺圖 初代七兵衛の子忠左衛門朝定は、父在世の頃即ち貞享元年に渡原新町目代となり父を助けて拓殖の業に心魂を砕いたが、父の死後僅に四月で九月二十七日に夭折したので、其子三代忠左衛門は六歳の時祖父及父に離れ母の手にて養育されたのである。初め七兵衛の病んだ元祿二年五月一日再び起たれぬ事を察し、子及孫の忠左衛門を招き後事を囑した趣は、大槻家傳記初代七兵衛朝定の條に、

元祿二巳年より風と病氣付候所全快之程無覺束様心付候事歟同五月朔日悴忠左衛門相招惣方開發塲所荒増成就に相成候得は安事るに不及候所心に懸候は石塚村汗入ヶ池底樋年敷相立候得は大損に可相成も難計万一満水之節心遣に相見候は、其段御願申上石塚村岩樋切貫汗入ヶ池を埋め新田に開立同所より間府を切貫可申と夫々仕様書相認め忠左衛門へ相渡無間も卒す云々又た三代忠左衛門朝則の條にも

正徳元年卯年祖父親之遺言を守貳拾四才之年満水に付石塚村底樋危く相見候に付祖父七兵衛傳置候仕様書を以御願申上同辰年石塚村より上鹽冶村間府を切貫普請成就いたし兩鹽冶天神三ヶ村用水を取下村々より満水の節悪水を剝且妙仙寺川を建候に付大津石塚今市下鹽冶上古志天神白枝松枝都百八ヶ村用水増に相成餘程畑田成出来申候云々

とありて後年高瀬川口なる來原岩樋間府川妙仙寺川の開鑿は皆初代七兵衛の設計した遺圖である、

(ロ)來原岩樋の開鑿 三代忠左衛門の功業は來原岩樋開鑿及之に伴ふ間府川妙仙寺川の開掘と馬木の大石堰の改築との二大土功である、偶元祿十二年斐伊川満

水の時、忠左衛門は祖父の遺した設計書により岩樋の開鑿を請願したに、藩廳之を納れ、翌年工事完成した、これぞ來原の岩樋である、此の年代に付ては文政十年亥五月奉願演説之覺と題する古記中に、川筋數ヶ村の用水引受候處満水の節右底樋危く相見候に付元祿十三辰年御願申上石塚村岩樋切貫候とあるにて知られるのである、抑此の岩樋は石塚村頭小字來原にありて舊高瀬川口より數町の上に位する斐伊川の南涯岩石質の地を相して設けた者である、其の構造は粗馬木村の岩樋に似て居るが、樋道は頗る大きくて、山脚の岩石を開鑿する事長二十餘間、深さ二間餘、廣八尺、竇門をなしてをる、水口に閘が設けてあるので奔流雷吼して懸瀑の如く、下に一の浜があつて之を受けてをる、そは漕船の集るを待ちて閘を開くと水勢で放出するのである、そして其の下數十間山盡きる處に溜水池が出来てをる、此の池より右に岐れるものは高瀬川で左に分れる者は間府川である、兩川の溜水池より流出するには閘を以て流水の量を加減する様になつて居て、其の用意の周密なる誠に驚く計である、此の工事が出来てより用水は一層潤澤となり、荒木新田に引く處の高瀬川は水利完成の域に進み、沿河諸村の田用水を饒にする計でなく、舟筏の利は更に一層である、況や荒木川方の運租上の利便をや、實に高瀬川の完成は忠左衛

門父祖三代の功績である。

(ハ)間府川開鑿 三代忠左衛門は更に上鹽冶村唯谷并半分といふ部落が用水缺乏して毎年早損を受けるから、來原岩樋の水を此處に引かん爲に間府山を鑿開したのである。蓋し汗入ヶ池は元祿十三年岩樋鑿開より四年後には岩樋より流注する土砂で自然に填淤して新田と化したけれど餘り砂入過ぎた爲本田に障害を來す恐があるので其の後砂除け工事を起した程である。故に正徳二年三代忠左は汗入ヶ池の舊趾より上鹽冶村今鹽冶村の大字唯谷へ間府山を鑿開して水道を通したのである。暗渠高さ八尺、廣さ四尺、長さ百九十八間許り、毎年暗渠の填塞を防ぐ爲に浚渫をなす例であるが其の實驗者の話には暗渠中央に於て五尺許りの喰違を生じてをるとの事である。當時測量術未開の世にありて堅道を兩側より穿ちて正しく會せしめるは困難の業であるから、此の間府には山を垂直に切り抜きて下部の暗渠と直角に交る處の空孔が出来て居る。此は渠線を見通す爲に造られたであらう。尙ほ大槻家に傳へる處によれば開鑿坑夫の方向を知らしめる爲に一時間毎に山上を法螺貝を吹きながら往來せしめたとの事である。明治十九年六月間によれば此間府川水利を受ける田反別は、上鹽冶村、下鹽冶村、天神(今鹽冶村)、上古志(今古

志村、大石(今大津村)の五村百四十八町四反三畝八歩であつて、假りに一反歩につき米五斗の増收穫と見積れば此の全量七百四十二石一斗八升に及ぶ譯である。

(ニ)妙仙寺川開鑿 間府川開鑿の頃であらう、高瀬川の分派として妙仙寺川を開き大津村大字大石より高松村大字白枝に通じた。川幅は廣からざれども其の水利の便は甚だ大なるものである。此の河の水利を受ける田反別は明治十九年六月間によれば大石(今大津村)、今市下鹽冶、天神、上鹽冶、今鹽冶村、上古志、白枝の七村二百十四町七反二畝七歩で、假りに壹反歩につき米五斗の増收穫と見ても、全量千七十二石六斗一升二合となる譯である。

第二項 馬木の 大石堰造築

初代七兵衛は所原村の和谷より誘水渠を作り十間川の岩樋に水を誘入する計を立てたが、其後時々水害を被り通水を妨げたので、正徳三年(郷方古今覺書及雲州記には享保三年とある)石見銀山の礦夫助九を召し、彼の堅牢無比と稱せられた大井關を築成して前の誘水渠を廢したのである。之又初代七兵衛の遺計であつたかとも思はれる。其築造法は馬木所原の交界で神門川を横斷し、縦横三百間の場所に巨

岩大石を幾層となく積みかさねて、之を綴合するには粘土を用ひたのである。此の井開の水流を断ち切る處を曲口と稱へ、終尾に至るに従ひ平面漸次に低下して水力の抵抗を緩和ならしめてをる。爾後多少の損害があつたけれど、大體は變らない。されば將來修理を怠らなければ永遠に保存する事が出来るであらう。之を世に馬木の大井開と稱してをる。此の井開に要した石材は其の附近の姉山の麓なる石切峠より切り出したので、今も猶其の名を存してをる。此の大石堰で巨流を堰き上げて岩樋口に注入せしめると共に、岩樋には開門を設けて用水の量度を加減して十間川に流下せしめる仕掛である。又本流を堰きたので舟筏を通じ難くなつたから、別に舟川があつて通行に差支なからしめ、土砂の填淤を防ぐ爲には砂貫川を通じ、又右方には本堤防副堤防共に三重に築かれて其の用意の周到驚く計りである。神西知井宮附近九ヶ村の用水はこれが爲に安全且豊潤となり、農民は今も猶其の遺徳に感謝を表する次第である。

第四章 三代後の大槻家

大槻家の古志村に住んだ頃は家産豊富で、八百石の收得ある土地を有して居たが、

七兵衛の拓殖治水に鋭意して、公益の爲には私財を抛ちて顧る所が無かつた爲家道は漸く傾いたのである。三代忠左衛門は六歳の時同年に父祖をさへ失つたにも拘らず、二大功業を成功したが、其の私利を棄て、公益を重じた心事は其の事業と共に其の性格も亦尊崇すべき者と謂ふ可きである。時偶藩廳は御立派仰出しとあつて御免屋敷壹町貳反歩は没收せられ、婦人幼児のみで又た如何ともす可らざるに至つたので、此に父祖の功勞を稱へて藩廳に哀願し、漸く壘畑五反貳畝貳拾壹歩の免租を得て僅に生計を營んである。當時元文二年三月の款願書は、縷々數千言を列ね讀む者をして同情の涙を禁じ得ざらしめるのである。又た十間川の水利を受けて居る諸村より七兵衛の靈に供せむ爲に醸出した三俵の米を藩の許可を得て受納した事などは、以て當時の窮狀が察せられるのである。其外初代七兵衛の勸請した惠比須神社は荒木三村の氏神と定められ、遷宮の節は初代七兵衛棟札持で營從したのだが、其後土屋業左衛門新田奉行となつて、宮替した時、三代忠左衛門が幼少なので、從弟仙右衛門に持たせ、以後遷宮の節は大槻家當主に持たしめる定であつたのに、大槻の家運が衰微に赴いたからとて、外遷宮の節には郡吏より庄屋に持たしめたので、大槻家は不平を抱き、正遷宮は忠左が持つ可き者として時の下郡組頭

に訴願した文中に「祖父七兵衛三ヶ村開發仕候義は歴然と相譯居私棟札持不申候節は先祖の忠功空敷相成候道理と奉存候然處與三郎殿(祖願)には如何様の由緒有之何を以右様被申立候や前遷宮之節又右衛門殿(下郡)より其場の御取扱にて兩度庄屋役前によつて當分爲持置被成候は先例と心得不當の族被申候段一圓呑込かたく奉存候といつて居る、言辭痛切讀む者同情の感に打たれない者は無いのであらう、時に享保二十年七月で三代忠左の大業たる馬木大石堰造築より二十三年後即ち忠左五十二歳の時の事である、時已に大槻家は資産を失ひ郷黨に重を置かれなかつた狀が知られるのであるが、家産を傾けてまで公益に盡くした其の遺徳を捨て、顧みない世の人情輕薄の程も切齒すべきである、四代七兵衛は父忠左の受けた免租畑五反貳畝貳拾壹歩は先に官沒されたのを、再度下賜を歎願したので天明六年二月菱根外十五町村内にある御立山横目を命せられ同年八月より年々二人扶持を給はり、寛政元年六月より年々現米三俵加増せられ、爾後横目を世襲して現代に及んだに、明治六年一般改正によりて廢職となつたのである、現代七兵衛は明治十四年東京山林共進會に於て、中荒木村の官民林の木種、木數、栽培、保護の來歴、地味、地帶、溫度等に就て明細説明書を作り出品したに、時の農商務卿西郷從道より

五等褒賞を授けられ、銀盃壹個并に金參圓を下賜されたのであるか、降りて明治二十四年賞勳局より左の追賞を受けたのである。

島根縣出雲國神門郡荒木村大字中荒木

百九拾三番屋敷平民

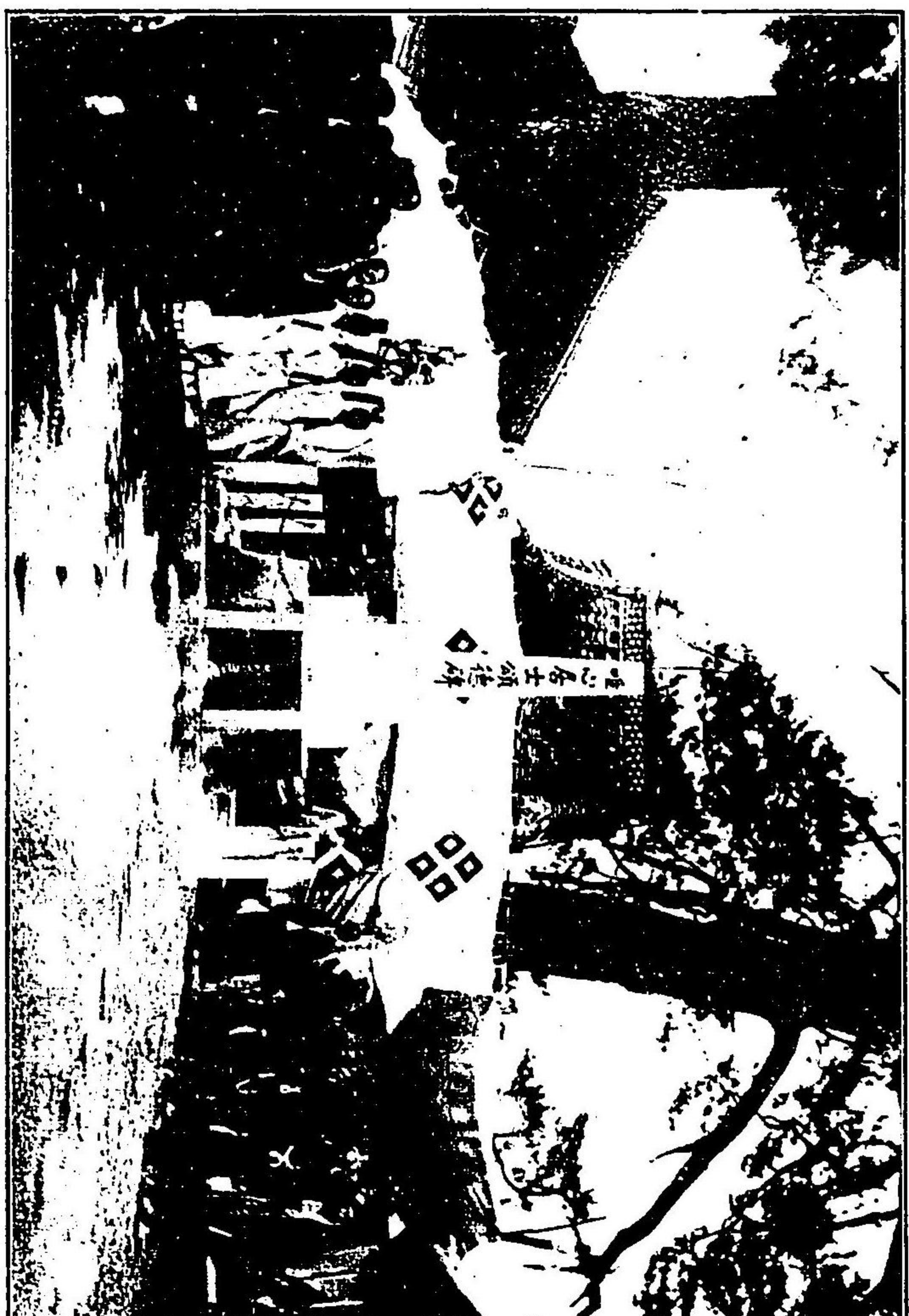
大槻七兵衛

九代祖大槻七兵衛夙ニ志ヲ興業ニ勵ミ寛文年中荒濱開墾ヲ企圖シ先ヅ風防ノ松樹ヲ播植シ尋テ親ラ此ニ移リ以テ移民ヲ勸誘シ遂ニ三村落ヲ開創シ其他溝渠ヲ開鑿シテ灌溉ヲ利シ湖沼ヲ疏通シ氾濫ヲ除ク等辛苦經營家産ヲ蕩盡シテ客ム所ナク公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ爲追賞金五十圓下賜候事

明治二十四年七月十日 賞勳局副總裁從三位勳一等子爵大給恒圓

噫何人も七兵衛の肖像に接せば、沈着篤實の威風に打たれる感がある、彼の拓殖土功の大業を企つるや、十數年間櫛風沐雨心神の勞苦は勿論、家産八百石前の田地は公利公益の爲に惜氣もなく蕩盡した計りでなく、子孫に貽謀して其業を完成せしめた其の性格の崇高なる誠に雲國に稀に見る處の偉人である、又其子孫が家道衰

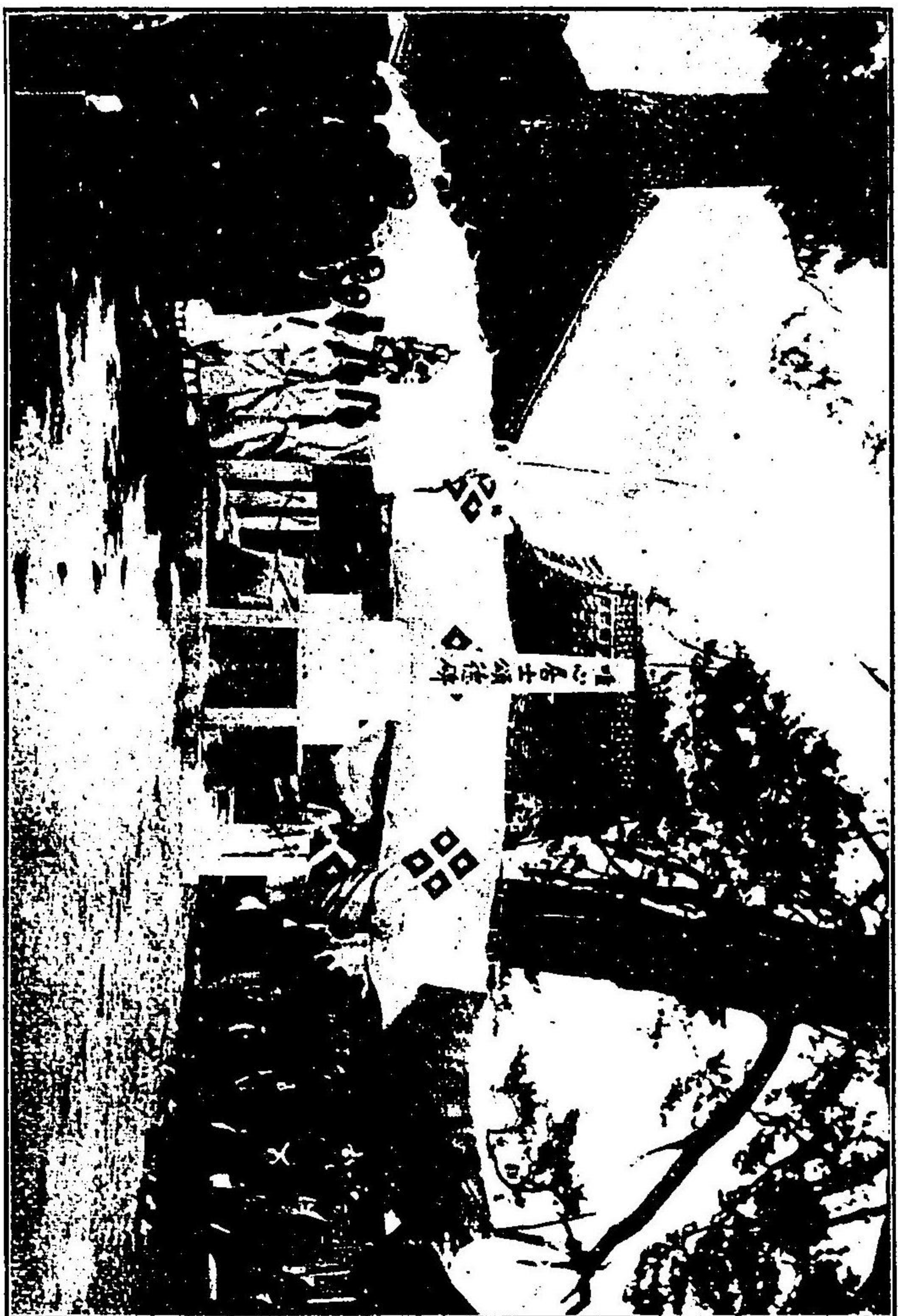
運の時に當り先づ藩に告げ贈米を受けて其の祖を祭つたが如き其の忠厚の風誠に人を動かすに足る可き者であらう其の事業と其の家風と相待ちて後世の模範に恥ぢない家である嗚呼大槻家の功業は箴川の平野の有らん限り其の岩樋と共に壊れず高瀬川の流れと共に終古に竭きぬであらう



唯心居士頌德碑

大槻七兵衛家

運の時に當り先づ藩に告げ贈米を受けて其の祖を祭つたが如き其の忠厚の風誠に人を動かすに足る可き者であらう其の事業と其の家風と相待らて後世の模範に恥ぢない家である嗚呼大槻家の功業は箴川の平野の有らん限り其の岩櫃と共に壊れず高瀬川の流れと共に終古に竭きぬであらう



唯 心 居 士 頌 德 碑

第五篇 蟠龍湖疏水灌溉事蹟

調査委員 山路 忠 恭

第一章 疏 水

美濃郡高津村は舊津和野藩の治下で、楠本神社が有つて名高い。村内大字高津は人家が三百戸許も有り、舟を高津川の巨流に泛べると、直に北海に通ずる便利がある。ので、藩廳は盛に此地の經營に努めたから、當時の殷賑な事は益田の上に在つたらしい。附近に在る蟠龍湖上の眺望は社頭の風景と共に、瀟洒愛すべく、三里濱は白砂青松の間に茫洋たる北海を望んで、そとろ心氣を壯にする。

寶永の頃、津和野城下から來て此地の庄官となつた一士がある。當時高津は多少の水田が有つて、今の中西村宇市原から水を引いて居たが、其の間一里餘の迂曲した水路は、頻りと破壊して早魃の災が多かつた。然るに蟠龍湖は間に山を隔て、居れど、田面からは數町の距離に過ぎ無いから、庄官は其の水を引かうと計畫して、藩廳に願ひ出た。やがて許しを得たので、庄官は堤防築造より暗渠開鑿に至るまで、百方盡瘁し、數年を経て漸く竣功の期となつた。然るに藩の檢閲吏が來た時、突然此の暗

渠開鑿は上流よりするものと下流よりするものと誤差が有るとの報が有つたので、庄官は慨然責を引いて自殺したと云ふ事である。此庄官の姓名はわからぬたゞ唯心居士として傳はつて居るのみだ。憶ふに、當時居士と意見を異にした者が嫉妬心から居士を陥弊に誘つたのであらう。實の所上下開鑿の誤差は僅に一尺許に過ぎ無かつたから、居士の歿すると同時に其の渠は開通して福利を後世に残したのである。

第二章 唯心の寺社と頌徳碑

(イ) 唯心寺 蟠龍湖の水暗渠を出て山に沿ひ敷町廻り行つて字丸山に至り、水田を灌漑する處に一寺があつた。唯心寺といふ。津和野にある淨土宗信盛寺の末寺で、里人が居士の冥福を祈るために、建立したものであつたが、維新の際信盛寺と共に廢せられた。寺の遺址は居士の邸宅があつた所だとも言つて居るが、老樹の下に一基の墓石が残つて、左の通り題して有る。

寶永七寅年

還本釋唯心信士靈位

六月十日

(ロ) 唯心靈社 唯心寺の廢せられた時、庄官齋藤勝喜は神官中島匡之等と相謀つて、靈社を其の邸内に設けたが、地が不便なので、後大元神社の境内に移した。毎年七月四日は湖水神社の祭日であるから、靈社の祭祀も同時に營む事となつた。由緒記によると、社殿間敷、堂間四面、境内坪敷三坪、崇敬人員五百十八人、又其の棟札を見ると、奉造營唯心神社、明治三庚午歲十一月二十八日と書いてある。

(ハ) 頌徳碑 近頃神社整理の結果、他に併合された大元社址に、唯心居士の頌徳碑が建てられた。正面の題字は文學博士井上圓了の書で、側面の碑文は加部殿夫の撰である。境内は十餘坪、中央に碑石があつて、二間四方の處を柵で圍んで居る。碑石も柵も花崗石である。其碑文は左の通り。

高角海濱青松白砂亘數里、縹渺連蒼海、其間有湖號蟠龍、周回一里餘、面積十三町、水深自二丈至五丈、碧潭湛藍、清冽可掬、故老曰萬壽三年有大海嘯、崩潰鴨嶋、輸其土砂積爲丘陵、因此地變而成湖、後殆七百年遺棄、此良水源、無謀民利者、寶永之初、津和野藩治下高津村里正唯心、勵精篤志、圖疏通湖水、便灌漑、請藩廳得允、準深思、計畫親督土工、遂開鑿湖東之山骨、引湖水、獲良田二十餘町、給水饒多、日夜滾々、絕

無早魃之憂民至今浴其惠者多矣同六年六月十日唯心以壽終焉諡唯心居士此他無事蹟之傳世者時人追懷其偉業建小庵於其宅址號唯心寺慰藉其靈明治維新之際百度咸革神社佛刹之廢合者居多唯心寺亦此時爲廢居士歿後今茲二百年村長河津直二等不禁追感與同志者相謀欲建石勒事蹟以傳不朽來請記於余々喜其美舉不辭而作之

明治四十二年六月

從七位加部殿夫撰并書

(附圖其十參照)

第三章 暗渠と灌漑

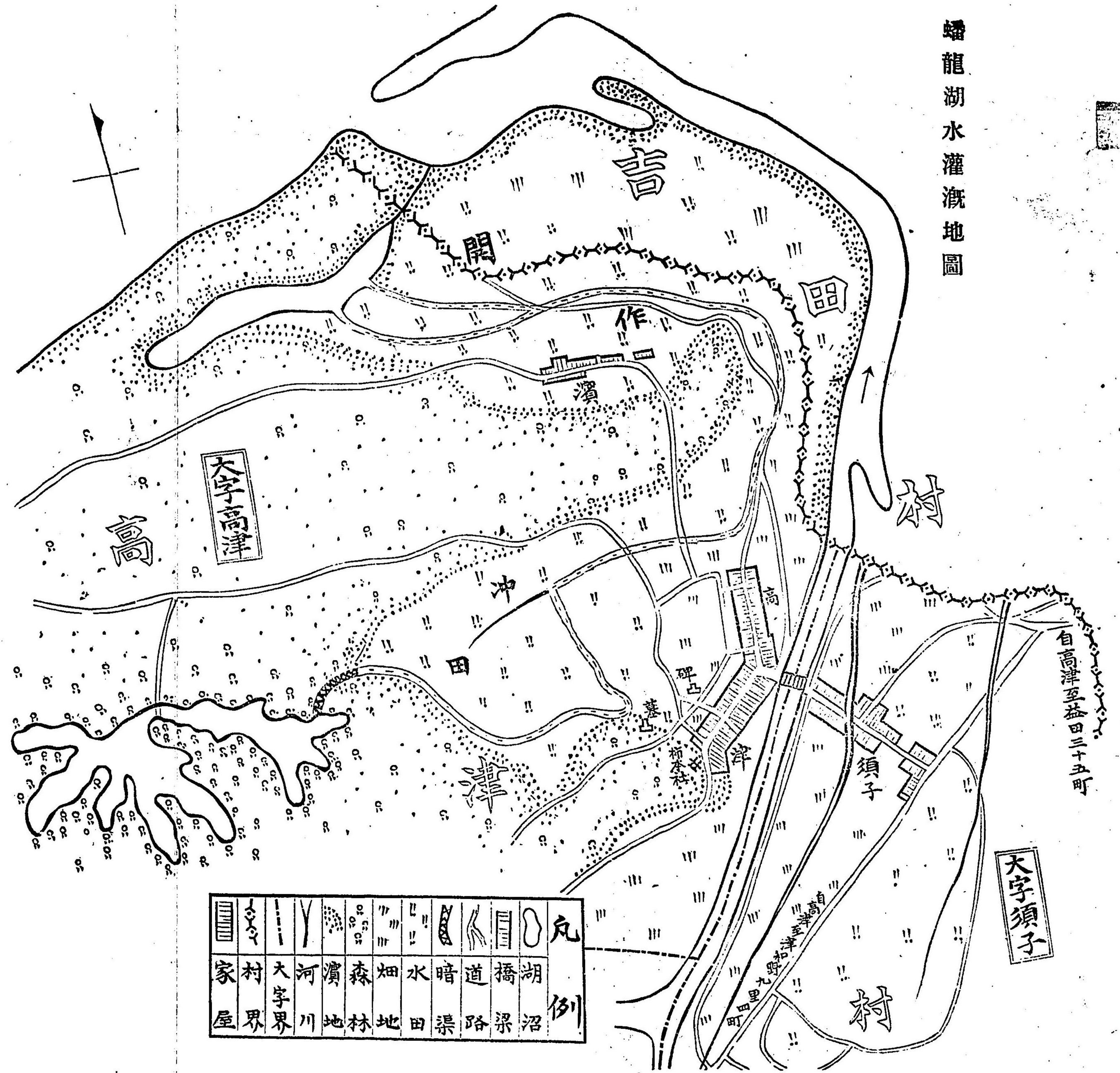
(イ) 暗渠 蟠龍湖は大蟠龍小蟠龍といふ大小二湖に分れ大蟠龍の水が流れ落ち小蟠龍となり小蟠龍の水が更に暗渠によつて外へ出るのである暗渠は山腹を鑿つ事百間計で渠中の岩層は石墨片岩より成り大小の斧痕は燈燭に従つて歴々と見ゆる今日硝薬導火を用ひて巨巖を破碎するのとは違つて古人經營苦辛の迹が偲ばれるのである渠は幅壹尺五寸乃至二尺高一間半乃至二間であるが中間留山といふ處十間許は岩石缺けて土塊が崩れ易いので巨巖を疊んで造られてある

から幅最も狭くて高も三尺乃至四尺に過ぎない今日の留山暗渠は明治の初年に修理したもので、石は福光石を用ひ工夫は大森銀山より運つたといふ

明治四十三年八月廿八日午後一時余は暗渠探査の爲同志と高津街を出た沖田中を横ざり行くこと八町許で渠口に達したが上流よりする方が比較的容易いといふので、楡山を越えて小蟠龍の東南端に出た。さて渠に入らうとするに高崖峭削頗る危険であつたが、纔に足の據るべき所を求めて洞中に下り入ると潺湲たる清流は脛を浸し、颯爽たる涼風は體を吹いた。渠中の狭い處は横行し、低い處は匍匐する中、偶燈火が消れたので四顧闇黒進退殆んど谷つた。凜然として衣襟を沾すものは岩滴である。婆娑として鼻目を襲ふものは蝙蝠である。漸くの事二十分許で渠を出ると衣は赤泥にまみれて汚しとも汚く、蟬聲聒々として流汗又滂たり

(ロ) 灌漑利澤 湖心の水質は最清冽で煎茶に適して居るので、舊時汲んで藩侯に献ずる例があつた。さる清水が暗渠を通じて田圃に漑ぐのであるから、稻葉皆豊稔である。沖田の如き従前二十町歩と稱へ來つたが、今は二十五町歩で、收穫米平年凡五百石である。夫から新開作は沖田の流末を利用したもので、沖田から約二十町距れて居る文久三年津和野藩で開墾した所が十二町歩、今は増して二十町歩となり、

蠡龍湖水灌漑地圖



										凡	
家	村	大	河	濱	森	畑	水	暗	道	橋	湖
屋	界	字	川	地	林	地	田	渠	路	梁	沼
											例

第六篇

「カナリ」方法
案出者 表森田庄五郎事蹟

調査委員 加地浩一 郎

第一章 略 歴

庄五郎は寛政四年十月十三日出雲國神門郡里方村藤川郡高に生れ、明治十六年二月廿三日に亡くなつた。家は代々農を業とし、庄五郎が壯年の頃には、田地壹町歩許も有つたが家運次第に傾いて、同人没後は赤貧洗ふが如きさまとなり、現戸主米次郎の孫は遂に車夫となつて今市町に轉住した。

庄五郎はかゝる小農家に生まれたれど、天性伶俐で學問を好み、十五歳の頃まで、常松村高濱村極樂寺住職玄光和尚に就いて學んだ。廿三歳の頃松江に出で、白潟犬山屋守子屋和左衛門方匠で居た。大に七年間奉公して居たが、餘暇ある毎に、大工町竹屋庄右衛門、中原高木權平、奥谷土岐五左衛門等の内に出入して講學を怠ら無かつた。歸郷後は農耕に従事したが、居常讀書に耽り、世事に無頓着で、軒傾き屋漏るも意に介せず、麥を搗きながら書物を誦み、寢食のひまを偷んで、筆硯に親しむを無上の快樂として居た。又天文、易學を好んで、其占ふ所よく適中するので、附近の人々は學者庄五

郎とか、軍師庄五郎とか稱號して、何か事あれば必ず彼に相談するといふ有様であつた。晩年には菊を愛し、庭前に培養して樂となし、時あつては自ら杵築に持出て、町内を賣りあるいたといふ事である。

第二章 「カナリ」の案出

斐伊川はもと神門郡の北部を西に流れて杵築灣に注いで居たが、いつしか方向を變へて矢道湖に流れる様になり、其の川跡は次第に埋まつて現今の耕地を爲したのである。さて日下高濱村より遙塔の大字村までの低地は最後に埋まつた所で、地下には肥沃な土壌があるといひ傳へては居たけれど、誰更試掘した者が有るを聞かなかつた。そこで庄五郎は試みに自己の耕作して居た田地を、方六尺深さ六尺許掘りあげて見たに、果然煉藥の様な粘力ある黒色の肥土を得たから、翌年友人竹下次郎右衛門に手傳はせ、一窪の田を全部深さ六尺に掘りあげ、上下の土を入れかへて稻を植付けた。然るに土壤肥沃に過ぎた爲、莖葉のみ徒に繁茂して結實十分ならず、收穫殆ど皆無であつたから、翌年より二ヶ年間は畦を作り、無肥料で藍を栽培し、四年目になつて再び稻を植付けたに、非常な豊作を得て爾來美田の實をあげたから、

附近の人々は始めて「カナリ」の土地改良として、良法である事を認めて來た。これは庄五郎が甫めて十八歳の時で、文化六年の事であつた。
明治十五年、左の賞状を授與された

功勞賞授與證

島根縣下出雲國神門郡里方村

金五圓

表森田庄五郎

積年意ヲ農事ニ注キ深ク耕シテ上下ノ土壤ヲ轉換シ肥料ヲ用キス能ク收穫ノ多キヲ致セリ遂ニ其法ヲ傳ヘテ近隣ヲ益スル淺少ナラス因テ其功勞ヲ嘉賞ス

明治十五年三月二十日

農商務卿正四位勳一等西郷從道

第三章 窓鍬の改良

庄五郎は又鍬に改良を加へて、四本爪の窓鍬俗に四つ子といつて、現今高畦を作るに多く使用する。を造り出したといふ事である。其年代はわからず、何等記録も残つて居ないから、頗る漠然とした事ではあるが傳へる處によれば、庄五郎が「カナリ」を案出した當時は、窓鍬は無かつたの

で、一般に柄鍬ばかり用ひられて居た。然るに庄五郎は、或時八島村の大字の某が作州地方に出稼して、熊手に似た鍬三本爪の鍬中鍬の事であらう、現今三つ子の鍬と稱し、高濱村大字、高松村大字、濱地方で専ら使用して居る。を持歸り、八島沖の水田で荒起しに従事して居るとの噂をきいたので、一日某を訪ねて其の鍬を使用し種々工夫を凝らしたあげく自ら居村の鍛冶工を指揮して、遂に四本爪の窓鍬を造り出した。かくて「カナリ」に使用するに、従來の柄鍬に比べると作業上大に便利であるから、忽ち附近に傳はり、終に高畦を作るにも専ら此鍬を用ひる様になつたといふ事である。

第四章 「カナリ」の方法

四五月の頃晴天の續く時を見計らひ、田の一隅より方六尺づゝ、深さ三鍬乃至七鍬一鍬の深さ八寸位を通常とす、即ち肥土の出るまで次第に深く掘りあげるのである。此作業は二人で行ふので、最初は二人とも表土の掘取に従事するが、穴の深くなるに従ひ、強力の一者一人穴の内にはいつて、二鍬の鍬を交互に使つて土を掘起す。一人は穴のそばに居て掘起された土を鍬と共に引きあげ、假に側に積み置く。かくて肥土に達した時其の肥土を悉く他の場所に掘りあげて置いて、更に前進して六尺四方の穴を前の如く掘り、其の土で前の穴を埋めるのである。かくすれば表土と底の肥土とが上下

入りかはる事になる。最後に掘つた穴は最初に掘りあげて置いた土で埋めるので、遂に一枚の田は全く肥土が表面に出る事となる。

斯くして下層より掘り出した肥土は、田面處々に積み上げて置いて風化させ、挿秧期に近づけば切り崩して均平にするのである。此土は黒色の極めて腐植質に富める細微土で、陶土の様に粘力が強いから、乾燥すると非常に硬くなり、容易に碎く事が出来ない。この「カナリ」をした土地は最初数年間は挿秧に困難を感ずるので、

「カナリ」を行つた田地は、初年に稻を栽培しても、莖葉ばかり繁茂して結實しないから、二年間は幅五六尺の畦を作り、無肥料で藍を栽培し、畦と畦との間は幅一尺五六寸の溝となし、之に一株通り稻を植ゑ、三年目に始めて全部稻作をするのが通例であつた。然るに今より約三十年前、一尺八寸四方に一株の割合で、初年から無肥料で稻を栽植して見たに、好結果を得たので、爾來藍を作る事を廢し、初年から稻作をする様になつた。かく疎植しても一反歩に稻六百把を收穫する事は容易で、一把の稻から玄米七合を得るとせば、四石二斗の量を得る譯である。

「カナリ」は一種の客土法で、之を行ふと著しく土質を改良し、地力を増進するから、之を行はぬ以前に比べると、作米に於て平均一反歩三斗の増收を得る事となる。故に

今日まで「カナリ」を行つた反別は高瀬村を通じて約三十町歩に達して居る中にも大字里方字八石原及び大字矢尾字中澤の低地は降雨毎に浸水し晴天には乾固し土質強靱で耕勸極めて困難な悪田であつたが「カナリ」を行つた爲、今は悉く良田となつた。此外川跡、四格、遠塔、高松等の隣村にも「カナリ」を行つて土地の改良をした所は少くない。

けれども「カナリ」を行ふには多數の勞力を要する。即ち「三畝カナリ」といつて深さ三畝二尺四寸を掘つて表土と底土とを轉換するには、一人一日の功程十五坪位で「本カナリ」といつて深さ五畝乃至七畝四尺六寸を掘つて轉換すると五坪位に過ぎない。かく多大の勞力を要するのに、十四五年前より首稻の栽培が盛となり、其の上掘井戸より噴出する「アンモニヤ」水を利用するなど、肥料使用の方法は種々簡便に工夫されて來たから、今では「カナリ」を行ふ者は殆ど絶無となつたのである。



(一) 藏壽家 塙

同(現)ヲヨ上丘ノ方西ノ後拓開地白日郎三孫
繪ルセ望眺ヲレ入刈ノ田新(處ルアノ地蓋ノ家

第七篇

新田開拓、道路改修
及河口浚渫之功勞者

卜藏孫三郎事蹟

調査委員 武上令四郎

第一章 略歴と家系

孫三郎は、元祿九年仁多郡竹崎村今の島上村大字竹崎に生れ、寶曆五年七月三日享年六十で、能義郡荒島村に歿した。

孫三郎は、卜藏の宗家三代目甚兵衛といふものゝ次男で、兄を長左衛門といひ、嗣子か無かつたものか、其後継者と定められ、一家を支配してゐたが思ふ所あつたものと見れば、相続權を弟の甚六に譲つて、遂に荒島村に分家移住したのである。時は享保六年であつた、かう云ふ譯であつたから、孫三郎の事業中、兄の長左衛門が折々檢分に来た事が記録に存してゐる。

孫三郎の妻は名をサナといつて、仁多郡村穴戸喜三郎が妹である。孫三郎が分家した年即ち享保六年廿一歳の時に嫁し、同九年荒島村に来たのである。孫三郎が自ら計畫した大事業に向つて、安じて奮闘することか出来たのは、一は此妻の内助の功があつたからであらう、不幸にして妻につきての傳説か無いのは遺憾である。

ト藏宗家は鑛山業を營んで居たから、天稟慧敏なる孫三郎は、識らすゝの間に測量土木の術を悟り、甚大の興味を之にもつやうになつたものと見ゆる。これに加ふるに、彼が堅忍不拔の氣象と、彼が熱烈なる公共心とは遂に不滅の功を土木業に遺さしめ、後世をして、永く其餘澤を受けしめるに至つたのである。さればこそ當時階級制度の嚴重であつた封建時代に於てさへ、屢々藩主に謁を許さるゝの榮を受け、其家格を進められるの譽を得たのである。

孫三郎を初代としたト藏家は、連綿として今日に至り、拾代に及んで居る。墓碑によつて其家系を見れば、次の如くである。

- 初代 ト藏孫三郎 后治左衛門と改名
寶曆五年七月三日歿
- 二代 ト藏甚左衛門 妻は能義郡布部村家島より嫁す
安永七年正月九日歿
- 三代 ト藏安左衛門 幼名熊吉父に先ちて歿す
安永五年五月八日歿
- 四代 ト藏孫三郎 幼名近吉安左衛門の弟

- 文化十三年六月朔日歿
- 五代 ト藏惠重 父に先ちて歿
文化三年七月五日歿
- 六代 ト藏良兵衛
文政八年四月四日歿
- 七代 ト藏武左衛門
元治元年二月十五日歿
- 八代 ト藏孫三郎 幼名爲藏他より養子
嘉永五年二月二日歿
- 九代 ト藏慶藏
文久二年二月五日歿
- 十代 ト藏倉一郎 現戸主

第二章 ト藏家の盛衰

孫三郎が荒島村に分家するに當つて、何程の財産分配を得たかは、今之を明かにす

る事が出来ない。然し僅々二三十年の間に、各地の新田開拓から道路改修、其の他の事業を悉く私費で成就した處をみると決して僅少の資産でなかつた事は想像されるのである。孫三郎の才氣と豪膽とは、着々として土木の功を成したばかりでなく、一方三艘の大船を上方及北國地方に送つて、盛に商業を営んだから、其の家運は實に隆盛を極めてゐた。彼が編纂した『當家根元記』に明かに其の事實が書いてある。晩年には其の船が悉く難破したので、家産の動搖を來したやうであるが、不屈な彼は、尙社會的事業に向つて、私財を惜まなかつたから、屢々賞詞を受け、家格を進められ、郡役人にも昇進したのである。

二代甚左衛門に至り鹽問屋を安來に開くと共に、家政の整理を勤めたけれども、數度の洪水のため其の意を果さず、遂に所有の新田を親戚に質入して、負債を辨償したのである。然し六代良兵衛の書き加へた『當家根元記』の卷末の記事によると、其の質入田地は、後に親戚の厚意によつて貰ひ受けたのである。三代安左衛門は早世し、四代孫三郎(安左衛門弟)に至り、開拓事業を起し家運稍挽回したけれども、天保十一年二月より五月までに行はれた富田川尻川違ひは、是より先き享和二年に一度企てられたけれども、其の時は不成功に終つた。のために、先祖孫三郎が開拓した八町

餘の膏腴な別新田は、悉く現今の川底に埋められてしまつた。

そして僅に古川跡の西土手附若干の地を先祖開拓の功によつて代りとして下附されたに過ぎなかつた。是より後多少の盛衰はあつたのであるが、維新前までは尙地方の豪族として重きをなしてゐた。左に『當家根元記』及六代良兵衛の書き添へ文を記入して参考とする。

當家根元記

一 私儀能儀那日白池新之存立有之候に付享保六年丑春仁多郡竹崎村より罷越荒島村油屋左衛門方に致止宿同村庄屋助次、年寄忠右衛門同安右衛門同九兵衛右四人へ新田存付之趣願出候處何れも御承知有之候に付早速願書相認差出候其節之郡役人中上坂田村下郡新三郎殿安來町組頭與一右衛門殿奥書を以御取繼被下御上へ被差出候處願の通り被仰付八月初旬弟清左衛門同甚六大工傳七山子頭廻細木七兵衛山子拾五人以上拾九人呼寄まされ、御打鉢等爲持候て高清水之下福井川より雨水を横に取夫より井手を掘掛尤水走り百間に付壹尺下位にして堀立荒島村より毎日人夫貳拾人程つゝ雇添大勢にて切流候に付果取申候夫より順々長尾崎へ堀廻し高坪の

下とふし谷を掘廻し才の神を堀次にたの坂を堀夫より日白地蔵の上迄井手を掘廻し水取申候高清水の下より日白地蔵まで井手間敷三千八百五十八間有之候兎角水瀬弱く候に付壹尺位成大竹を大分買寄せ壹丈貳尺位に切り節を貫き繩にて巻き立候て拾貳本相併べ繼手には壹尺四方位成四角の木を竹の跡先に差込む様丸に巻くり候て繼立く向の乙坂七分目位の所迄駒頭にて水釣上げ申候尤下々の田には三尺位に床を上げ其の上に拾貳本の竹を載せ候て水上り候に付諸方より大分見物に參申候借又乙坂より横井手を掘廻し夫より二股兩谷を堀貫向の白坂山へ棚を釣り切流候得共水瀬弱く山の土取惡敷候に付切流し果取不申漸三反歩計埋り候に付又色々工風致し才神に堤を拵水を溜置坂中井へ井手を堀り同七月末方最井手を切通して堀貫下日白家の空迄水參申夫より居屋敷の上より棚をかけ直ぐに家の後上下切流の處晝夜水瀬強土取宜敷故追々埋り申夫より下の地蔵の所へ棚を掛切流大分埋り申猶又水井手を後へ廻し西平權兵衛山に棚を掛切流めて町後蛇ノ口迄埋り申夫より切通し上下を切流追々埋り年數七年振りに中土手より下不殘埋未六月より申年迄に地平し不

殘相仕舞土手の上の池へ泥舟を乗込泥掻にて泥を上げ地平しの上へ廣立いて稻植付の處殊外出來立宜敷最早餘程年數相立に付來年は御竿受可申と存候に付翌春意宇那能儀郡の役人中へ相訴の處兩郡役人中御立合御檢分の上意宇那役人中より御申被成は中川より東は能儀郡分中川より西は意宇郡下意東分に致し可然哉と御申被成は得共以前助三郎新田開發の節も論議有之の問何分此以後能儀郡の土にて埋出は、能儀郡分又意宇郡の土にて埋立は、意宇郡分と申合有之尤に相聞は得共左候ては僅の新田兩郡に相成事六ヶ敷殊に本郷つきに相成候ては段々に不益等も有之候間何卒能儀郡荒島村の内免別にして別石新田に被仰付被下候様御上へ頻に願出候處御役人様方御見分御越被遊願の通り荒島村別石新田に被仰付其翌年御檢地被仰付本地方小池太次兵衛様添地方井上元右衛門様見習小池軍七様御吟味方加島十助様御竿方松本太吉殿野々村惣兵衛殿御添御先手福田彌平次殿其外郡役人下郡文藏殿與頭惣兵衛殿與頭彦四郎殿庄屋彦次年寄中御立合下日白沖より御竿始有之土手より下不殘御打仕舞被成候處反畝貳町七反八畝拾貳歩に相成申候土手より上水代舟にて御打被

成候處壹町に相成都三町七反八畝拾貳歩に相成申候

一 涉り外新田切流に坂中井に棚をかけ切流其次に權兵衛山の下を切流三年振りに大方埋申候夫より地平致荒島灘の砂を積取地平しの上へ持込砂と土と切交せ候て畑を開立則下意東村本郷にて御竿請候處其後下意東村御檢地有之候に付又御竿受致候

一 其後土手より上の池内久保の上切通り土切流岩家ヶ谷より尊堀の鼻まで戸井を掛同所より池迄棚をかけ切流候所一年半程に大方埋候故順々致地平稻植付申候

一 兄長左衛門儀は折々見分には參候得共逗留不致候

一 私儀丑春罷越型寅の春作助屋敷に致普請住居相定候棟梁は大工傳七に爲致則家守も同人夫婦に申付候

一 私女房サナ事郡村完戸喜三郎妹本家竹崎へ貰ひ受け丑年より四年目辰年貳拾四才にて下日白へ參候

一 寛保元酉年元屋敷致普請移申候其節棟梁は大工佐吉に爲致候夫より追々家富繁昌に相暮し荒島村下意東村本田之内高九拾石餘並に東赤江村にて

別石も買求其上能義郡下郡役をも相勤め猶又月吉九六百五拾石積月形九千三百石積自分にて造り立上方は勿論北國湯へも差遣し繁多に商賣も致候兎角家業体第一不失其分限家大切に相守り候はゞ子孫連々可致相續候且此以後格別家の規據に相成候儀出來候はゞ何れかの代に出來候段此舊記に書載置可申候以上

是時寶曆三酉三月

六代良兵衛の書添へ

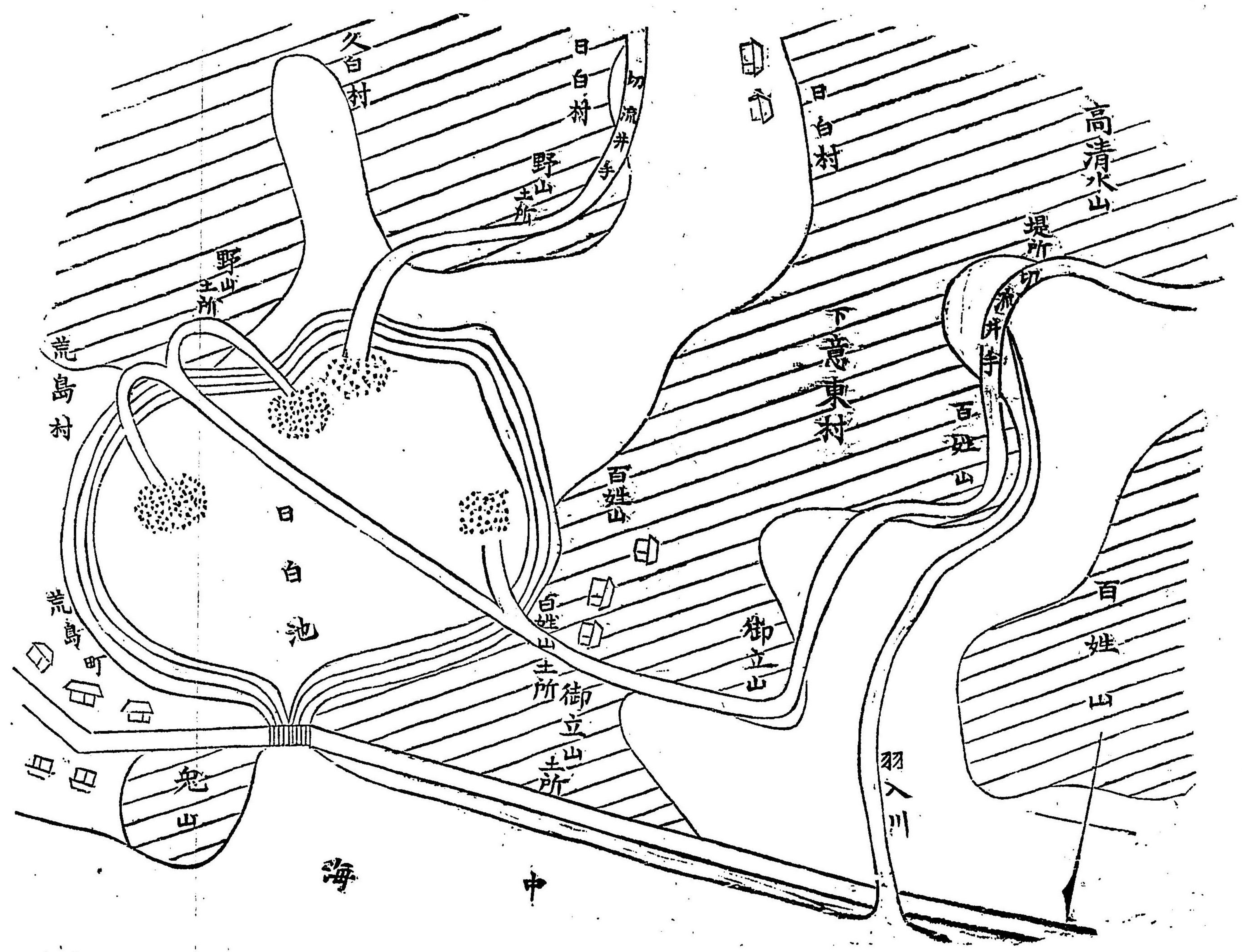
先祖孫三郎儀繁昌に相暮候に付手船月吉九六百五拾石積月形九千三百石積兩艘自分にて造立上方は勿論北國湯へも遣し中荷等も自分商賣物積廻候處兩艘共に破損致し損分不輕儀故勝手向不如意に罷成候に付東赤江村別石田地質にして家嶋より致借銀不返濟仕候に付右之田所相渡申候然る處幼名熊吉儀は孫の事故其の後御差返被下候又々其の後四百石積鐵吉九と申船被遣候由にて右の運賃銀餘程御渡被下重々大恩の家島に御座候依月溪紗輝信女は家島より甚左衛門妻に貰受則熊吉改號安左衛門實母に候得は永々大恩に報せんため東赤江別石に古塚を祭り卜藏子孫繁榮祈所に候

第三章 卜藏孫三郎の事蹟

水咽ふ島上の溪谷より、波打つ磯の荒島に移つてから、其死に至るまで三十有餘年の間、孫三郎が孜々として、社會のために盡した事蹟は、不幸にして其の探るべき史料の散佚と紹介すべき知己の皆無とによつて、今日精細にこれを知る事を得ないのは誠に遺憾であるが、僅かな記録と、郷黨の口碑とによつて、其の重なるものを擧げて見ると、新田の開拓と、道路の改修と、馬場川尻の浚深との三つである。しかし浚深事業については、別に異見を以てゐる。

第一項 新田開拓

(イ) 荒島村新田 孫三郎移住の最初に着手した事業である。荒島村の西部、意東村に接する地方は、往古中海が灣入して居た處で、其の頃一大湖沼となつて、日白池と稱へられて居た。初め下意東村の助三郎といふ者が、芝居營業の御免を得て、これが埋立を圖つたけれども、水が深くて遂に中途で廢してしまつた。慧眼炬の如き孫三



日白池埋立設計圖

原圖(卜藏孫)鐵切取圖

郎は享保六年移住するとすぐに其の開拓の利なるを看破し藩主松平宣維に請うて其の許可を得同八年より十有六ヶ年の間萬難を排して遂に良田三町七段(現今實高九町八反餘歩貳百貳拾石を産す)を開き元文四年改めをうけて租税を上納するに至つた開拓方法は出願の設計書によつて詳悉する事か出来る。即ち

田五町程

右者能備郡荒島村日白池自力を以新田に仕度奉存候此仕方は上意東より荒島迄新井手を以水を仕懸日白近所の上切流にて立可申と奉存候此井手長さ凡四千八百間程此内御田地の内三百五十間程地下腰林の内四百間計御立山の内四百間程と見及申候

一日白谷と荒嶋迄井手一筋凡間數千二百間程地下腰林三百間程通り申候右二筋の井手山嶺に無御座候處は釣戸井渡戸井或は谷々へ堤を仕水勢強く參り候様井手堀懸可申と奉存候井手筋の内御用地或は野山腰林通り候逆も井手幅縁の儀に御座候間此段村方へ被仰付可被下候

一所々より田の中釣井手釣戸井にて通し申候得ば井手桁或は戸井渡木柱木等立申儀に御座候間右の井手筋用候内は御田地の内井戸筋間數御見分の上相

應の御年貢米地主へ相調候様奉願候
 一右新井手大分の儀に候万一御田地井手栢貫込候は貫土切平御田地直し可申候其時地主聊不申様被仰付被下候様奉願候
 一切流土塲所の儀は下意東御立山の内地下腰林の内並草山の内は心次第に切流被仰付被下候様奉願候百姓腰林の内は其村役人申御了簡の上相應の代錢出可申候此段村方へ被仰付可被下候若地主不相應に代錢取り可申と申候には御見分の上御了簡奉願候
 一指戸井渡木柱木立杭大分入用御座候間荒島高塚御立山並に安來方海邊にて松木目通五尺廻貳百本同貳尺廻百本其外小丸太木立柱に大分入用次第被仰付可被下候
 一五尺廻松木登本に付代新銀三匁位貳尺廻松木登本に付代新銀一匁位差上候様に奉願候此外小丸太木は相應の代銀に被仰付可被下候
 一右の場所切流並新田仕立候迄年々入用米凡八百俵程も入可申と奉存候大分の物入に御座候間開立後御物成十八年後免被爲遊別石新田に被爲仰付可被下候

一安來町灘筋に新屋敷と可成塲所二ヶ所御座候間此分私へ被仰付被下候様奉願候年々屋敷仕立御改受地銀上納可仕候
 右の通り奉願候大分の新開奉願候上は分限不相應の物入に御座候故他借働きを以何卒開立可申候間願の通り被爲仰付被下候様奉願候以上

丑十一月

仁多郡竹崎村

願主 孫 三 郎

能義郡荒島村

年寄 九 兵 衛

年寄 安 右 衛 門

年寄 忠 右 衛 門

庄屋 助 次

右埋立の許可書

前書仁多郡竹崎村孫三郎より能義郡日白池埋立新田開發の願相濟候手間入の塲所に付來卯午迄十六年物成御免被仰付候間出精令開發十六年過未年此証

文差出反畝改を請年貢上納可被申付候且又安來町灘筋に於て新屋敷に可成所
二ヶ所此後自力にて仕立可申旨願出是又願の通り被仰付候追て屋敷に仕立候
節改を請ひ地獄上納可被申付候以上

享保七寅十一月廿六日

岩崎與四右衛門

小池次郎右衛門

坂井六左衛門

宮井徳左衛門

何分にも前後十六ヶ年に亘る大工事であつたから財力の不足と用水の欠乏とに、
打撃を受けたので、元文三年竣工期限に至つて、一町餘の水代を殘した。そこで、再び
用水池の築造と減租即ち別石の許可とを申し請けて、遂に完成するに至つた。
以上設計だけは調査する事を得たけれども、經費の詳細は知る事が出来ない。

元文三年の實地検査願に

一 乍恐御願申上候事

一 能儀那荒島村日白池拾八年以前丑年新田に御願申上候處卯々當年迄拾六年
御物成御免被爲仰付難有奉存候寅暮々切流井手普請其外諸役入用諸道具持

埋立申上候處存外水深く大積より莫大の物入に相成候得共往古より打捨り
居申入江御田地に仕立候儀御爲の端々に相成末代子々孫々迄申傳若又外に
て新田開候手本にも可成儀と物入にも不構偏に成就の處を相願壹里餘の山
奥々川水を取申儀にて御座候へは井手道〇〇の處へは所々釣井手仕尤往還
道諸人雜儀の坂有之分、荒磯に石垣等仕畑を拵其内へ往還道付替致是に付材
木並に大工木挽鐵具日用賃都て身上不相應の物入を以大概に埋立申候處子
の年以來不勝手に罷成丑春々入料米才覺不相成今年迄切流相止居申候依て
日白池新田處未た水代の分少々御座候然共今年迄にて御物成御免年數明申
上候間來春御改奉願候尤水代の分も御竿請仕可申上候間年數少々御免被
爲仰付可被下候左に候は、來秋より切流仕酉年の中埋立可申上候と存候右
新田所莫大の物入にて仕立申上候間往々新田成就爲相續御願申上候儀は田
畑高御極被爲成郡中村方高懸り諸役目等御免別石に被爲仰付被爲下候様奉
願候其上本田百姓屋敷壹軒奉願候新田の内作人家居等私仕入にて差置候處
村方竈數に入諸役目等請候時は新田成立不申候沼水埋立申に付次第地沈申
候間年々切流仕不絶物入餘程の儀に御座候不精に仕置万一新田水底に罷成

候時は是迄の存立空く罷成迷惑仕儀に御座候入江一圓に埋立申儀格別の儀
と御聞届被爲遊別石の儀奉願候

一右新田塙所用水拂底天待同然の處に御座候間荒島村船磯谷にて新堤一ヶ所
被爲仰付被下候様奉願候

一右新田所者意宇能義の境に御座候得は郡境不分明の儀に御座候意宇郡下意
東村日白家の前古田境に川御座候此川兩郡の境に被爲仰付可被下候

右の通り御憐愍を以御許容被爲成下候様奉願上候右の趣宜敷被仰上可被下候
以上

元文三年午十二月

卜願孫三郎

此工事竣成を告げて後藩は其の勤勞を賞して左の恩典を與へた實に當時に於て
は異敷の事であつたに違ひない孫三郎は此竣成の年を以て治左衛門と改稱した

覺

意宇郡下意東村帳請

屋敷壹ヶ所

此反詰畝壹反九畝九步

但役目屋敷壹畝歩共

能儀郡荒島村

卜願治左衛門

右治左衛門儀先年來相願能儀郡荒島村入海並下意東村灘筋新田年來心を盡し
追々相仕立奇特の事に候依て居屋敷不殘永々御免地被下候旨御家老中被仰渡
候間此段御申渡可有之候以上

午八月二日

前田彌五郎右衛門印

早川 太兵衛印

高橋九郎左衛門印

右の書附は寛延三年八月であつた

(ロ)羽入新田 荒島村開拓中孫三郎は日白池の中海に通ずる附近(現今渡と稱す

る地方で元日白池が中海に注いだ口に當り波のために砂を打ち寄せて容易すく

徒涉されたので渡と名けたと言ひ傳へて居る)一帶の地をも新開せんことを企て

享保十三年工を起して舊街道より沖へ石垣を築き寛で意東村宇高清水より分流

を之に仕懸けて、享保十五年に至り遂に成功した。茲に於て新田壹町餘を開拓し、荒島新田を合せて、高九拾石餘を得るに至つた。

(ハ)八幡村其他新田 明治三年其の筋の命によつて、上申した孫三郎事蹟調査書によると、荒島村新田は開拓後馬潟川尻浚渫の當時、八幡村今の八束郡竹矢村、出雲郷川尻馬潟及對岸の大井村、福富村以上何れも今の八束郡朝酌村等の諸新田を開拓した事は確である。然し此等の土地は數代前に賣却してしまつたので、其の設計の模様なり反別なりを明かにする事が出来ない。只其中馬潟川尻浚渫の泥土で築造した馬潟新田に就ては、其の一部を御番所敷地に献納して褒詞を受けたといふ事がある。此等大事業に就ては、此の調査上申書にも証明するに足る材料を缺き、尙孫三郎自記の『當家根元記』にすら何の記載もない。けれども馬潟に於ける古老(其の先祖は荒島村日白より卜藏の開拓當時に新田師となつて此の地に移住した者であるが其の年代は不明)の言によると、卜藏の開拓した、八幡新田は(現今の馬潟停車場の南方で拾町歩程ある)其の後八束郡宍道村のハヤマヤに移り、夫から仁多郡阿井村櫻井を経て、現今の所有主に轉々相傳はつてゐると、言ふ事であるが其の着手並に竣工の年代を明かにする事が出来ない。思ふに、其の家の先祖は九十二才

の長壽を保て、文政十年歿したのであるから、元文元年孫三郎四十二才の時に生れ、六代良兵衛に二年わくわくして歿したのである。して見れば四代孫三郎の事業であつたのが先祖孫三郎と混同して傳つたのかも知れぬ。無論出雲郷川尻馬潟大井福富の新田も同時代であらう。

(ニ)門生村新開 能義郡門生村(島田村東部)馬白畑に荒蕪の地があるのをみて官に請うて開拓した。然し其年月と反別とは明かでない。只其許可書に己三月十四日とあるのを見れば、或は享保十年ではあるまいかと思はれる。

(ホ)別石新田 能義郡東赤江村(現今の赤江村大字東赤江下坂田)を貫通する富田川の下流で、本郡清井村今の宇賀莊村の河津伊右衛門といふ者が、新田開拓の許可を得たが、未だそれを竣工せぬ中に、元文四年十二月孫三郎は拾五町歩餘を千四百貫文で譲り受けた。其の内に多くの水代もあつたので孫三郎は多くの財力を費して、未開地を漸次に開拓し、莫大の新田を得るに至つたが元より新開の地の事であるから、十分の收穫を得なかつたので之を肥沃の田地にしようと、毎年春夏秋の三回鞭先銀上納を條件として、此の場に牛馬市を開くべき特許を得た。これ其の糞尿を肥料にあてんがためである。實に奇抜な策といはねばならぬ。

右牛馬市願の儀申達候處村方相障の儀も無之趣勿論新田地面惡敷年々不作にて難儀 段御閉届願の通り可申付旨に候條此段可被下渡候尤市繁昌に相成候は、 銀取立上納有之候以上

亥四月廿一日

柘植 官兵衛

斯く新田の完成に全力を注ぎ、漸く肥沃ならしめた土地も、天保十一年の川違のため八町歩許り空しく川底に埋られたことは前述した通りである。けれども今日は其の田地が四拾町歩許もあつて、年々九百石餘の米を産するのを見れば、買入後餘程の大事業をなしたのが知れるのである。

(ハ) 渡灘沖埋立計畫 羽入新田築立後尙之を東西六七町、沖合四町迄擴張しようとして所有船の歸航の際には、大石を諸方から積み込んで来て、此處に投せしめた。然るに、工事半にして孫三郎は歿したので、其の後志を継ぐ者なく、今尙退潮の際には、磊々たる巨石が空しく波に洗はれて、故人偉業の偉を偲ばしめて居る。

以上七事業の外、尙處々に於て、田畑の開墾を企てた傳説はあるけれども、後代其の遺志を繼續する者無く、且つ所有船の難破洪水の災禍等のために、家道漸く衰へ漸次此等の土地を賣却したものと見えて、更に記録の載すべきものが無い。

第二項 道路の改修

新田開拓の傍ら孫三郎は、道路の改修に力を盡し、世の進歩と殖産の興隆とを補益したことが多く、此等の道路は、後代卜願家の家例として、私費を以て修葺するに至つたのである。

(イ) 下意東村坂下道 當時松江から伯耆へ通する國道は、八束郡意東村下意東字渡の急坂を通過して居た。今尙「渡坂」といふ名を遺して居るばかりでなく、民謡に「荒島羽入越しや、揖屋の町」と残つて居るに依ても、如何に急坂であつたかがわかる。其の爲に人馬の難澁が甚しかつたので、享保十八年海中に石垣を築き出し、新道六十間を造つて坂路を避けしめた。これかために、さしもの險坂も、僅かに其の名残を地名と民謡とに残すのみとなつた。

(ロ) 揖屋明神森下道 舊國道は揖屋明神の森中を通過して、今現に其の道を存しゐる(みこ谷といふを経て下意東の市街の西端に通して居た。其の明神森中の坂路が險惡を極めて居たので、孫三郎は、私費を投じて延享元年明神森下の海中へ石垣百五十間を築いて、道路を之に改通せしめた。後數回水難のために、破壊したが、其の

都度卜藏家か修築したのである。これかために屢々賞詞を受けたが、特に左の如きは當時に於ては蓋し身にあまる光榮であつたであらう。

覺

銀參杖

卜藏孫三郎

右意宇郡揖屋村宮の前新道以自力宜作り候に付被下之旨今日被仰渡

十月十六日

其の後も屢々修築したので四代孫三郎に至り米貳俵を賞與された。

覺

米貳俵

能義郡荒嶋村

卜藏孫三郎

右祖父孫三郎儀先年荒島村日白池と申入江を致開發往還惡道迄以自力致道替成は御參勤御歸國の節富田川井尻川の川越人夫入用の品差出被是寸志申出候處其方儀父祖の志致相續候存念にて去々年御入部の節川越共入用の品寸志に差出且去年揖屋村明神下往還諸處及大破候に付自力にて致普請荒島家地後新に築立其後兩度及大破候に付一統よりは懇訴申出候へども其方屋

敷儀の分は度々自力にて築立候段奇特の事に候依て爲褒美遺之
右の通り被仰渡候條御書附の趣得其意難有致頂戴可有申渡候以上

七月十日

長谷川良左衛門

(ハ)みこ谷道 前述のみこ谷國道は非常に粗造である上、水ぬけが悪く、雨天には漏水して往來の困難が甚しかつたので、延享二年に之を改修した。然るに明治年間に至つて意東村長池通過の新道が築かれ、下意東市街を遠く南にはなれたので、孫三郎改築のみこ谷道は、全く世間から忘れられたのである。そして、みこ谷道改築と共に、下意東市街は大にさびけて来た。

第三項 馬潟川尻浚渫

八幡村其の他の新田開拓の項に述べた如く、馬潟川尻浚渫の事業は、明治三年の開査上申書と口碑とに残つて居るばかりで、他の記録には明瞭でない。しかし、此地を浚渫した土で開拓した八幡村及馬潟並に福富大井の新田が、四代孫三郎の様に思はれるから、此の大事業も亦四代孫三郎の遺したのではないかと思はれる。
左記の願書に添へた設計書によると、實に偉大の事業であるのに、惜哉之を明かに

する事が出来ない然し四代孫三郎が事業にせよ歸する處は先祖孫三郎の遺志を繼いだまてゝあると想像されるのである。

一意宇郡馬潟沖……………淺相成申候に付他國を參候舟出入難儀仕

就中積荷の大船は乗込不申難儀仕候に付川口添懸敷段連に諸國に相聞候ては御國へ舟入兼諸商賣自然に不自由に可相成様に奉存候舟路自由に相成候は、大船乗込荷物積候様に相成御米の上荷賃米も減少仕大船入津餘慶相成時は御益の筋も出来御城下町方彌繁昌の基にも可相成様に奉存候依之馬潟沖南北へ長さ三四百間位石波當左右へ築立て候は、石波當後へ寄砂にて連々地高罷成一筋の水通り候は、川口堀の様可相成候尤滞候處はちよれんを以かき立水道附申候は、無間舟路能可相成と奉存候其上出雲郷川尻より埋候防にも可相成儀に御座候

一石波當莫大の儀に御座候得は船二三艘造大海崎大井兩所を勝手次第石積取候様に奉願候勿論右兩所を積取候石も買取申儀に御座候

一石波當普請入用松杭木壹尺廻り三分大積貳十本位入可申候何方の御立山にても厚き處御まよき末木枝葉共代銀を以奉願候

一右普請入用米大積千俵餘と奉存候大分の儀自力にては難儀に御座候間何卒福引札四万枚奉願候壹枚三百文宛にして各四万枚相濟申迄幾度も被仰可被下候右歩一殘錢改受御普請入用差引の儀迄も御役人様奉願元拂速に御勘定御改を受可申候則御普請場所繪圖相添差上申候

一右福引歩一の内を以人夫五千人分の賃米差上可申候此段を以大橋下と東津田迄の内水行相障候處々乍憚御切取被遊候は、馬潟への水引宜敷右舟通の爲に可相成様に奉存候

一右の通被爲仰付被下候は、石波當の後八幡村灘出雲郷川尻迄の間水代に分年々御新田拾町計嶋根郡福留村大井灘迄の内水代拾町計も御新田に可相成様に奉存候此兩所私へ被仰被下候は、速に御新田仕立申度奉存候右新田入料の分は私を差出随分工面に開立可申候左候は、新田出来次第御改受候年々御物成七年御免被爲成別石に奉願候右の場所先願も御座候は、其分は以境御立可被下候右の通見及申上御願申上候何卒願の通り被仰付被下候は、日夜出精仕舟路自由に仕其上新田仕立難有可奉存候幾重にも願の通り被爲仰付被下候様奉願候以上

申八月

平井伴五郎様

第四項 其の他の事蹟

(1) 勝手方御用勤務並に川越人夫着衣献上 かねてより舊藩の勝手方御用を勤めて居たので孫三郎は享保十七年十二月の御用聞仲間に進められ申六月二日(元文五年?)には生涯階具並に木綿合羽着用を免された又平素公儀役人の休泊の際には誠實を以て優待したので屢賞詞を受けたかやうな風で永く忠勤を盡したと見えて遂に左の如く破格の御目見をさへ仰付られるに至つた

卜藏孫三郎

右の者御用聞の中別て出精仕去秋以來も打續御勝手方御用相勤候依之此段御國廻の節御通懸御目見可被仰付候此以後も杵築御社參等の節者其身の分者可罷出候

二月

又富田川井尻川今の伯太川の兩川は其の當時橋梁かなくて徒涉したものか但し

は橋梁があつても極めて不完全なものであつたが兎に角川越人夫といふものが設けてあつた然るに是れ等の人夫の着衣が頗る見苦しいものであつたと見えて孫三郎は其の下帯廿一人前を献してゐる是から累代是を家例とするやうになつた

(ロ) 十神山の樹栽 安來港に聳ゆる十神山は常に鬱蒼として樹栽者孫三郎の遺業を誇つてゐる孫三郎が荒島村新田開拓に際して官林の樹木拂下を請うた時十神山の枯松拂下を許されたのと享保十四年其の恩に報いんため特志を以て此の山に松杉檜樅等を移植した此の山は以前は和田村と海を隔てゝ孤立して居たけれども其の頃は既に陸地と連絡して居た是よりして牛馬や子供の悪戯を虞ひて特に其の筋から山番をわいて監守して居た

此の樹栽の功績により年々山中の下草を刈り取つて茲から十餘町隔つた赤江村別石新田の肥料とすることを許された

(ハ) 下郡拜命 年號は未詳(或は寶暦元年)であるが未聞六月四日上坂田村(赤江村)源左衛門といふものに代て孫三郎は下郡を拜命するに至つた如何に功績があつたにせよ荒島村に移住後僅々三十年ばかりでかゝる榮職に就くを得たのは誠に

積善の家餘慶ありの言に負かないと云ふべきである。孫三郎は此の役に勤務中病死したのである。

其方儀下郡源左衛門爲代途何下郡役申付候條諸御用念入相勤可有之候以上

未閏六月四日

武熊彈八

下郡治左衛門殿

(二)海運業 孫三郎は、新田開拓道路改修を行ふた計りではなく、尙其の才力を海上運輸業に奮つて居る。即ち千四百石積二艘八百石積一艘(當家根元記には月吉丸六百五十石月形丸千三百石積とある)を造り、上方を初め北國地方に向て盛に通商した。此の頃既に世を二代甚左衛門に譲つて居つたやうである。然し彼の晩年に至つて、是等の船が左記の如く悉く難破したので、利益を全うする事が出来なかつたばかりでなく、之からして財政の疲弊を來すに至つたのは、誠に氣の毒の至りである。

千四百石積

寛永三年

羽州にて難破

八百石月形丸

寶曆二年

長州にて難破

千四百石積月吉丸

寶曆五年

北國にて難破

これ等の船の歸航の際、巨石を渡灘沖に投せしめたことは、前に述べて置いた通り

である。孫三郎の墓石は、此の頃尾道から積んだ尾道御影と稱するものである。

(ホ)安來鹽問屋 安來町に於ては、これまで吉野屋彌四郎といふ者が、年寄役を拜命して居たが、勝手向不自由を極めたため、其の救恤として、上から鹽問屋を免許された。然るに其の後違法の所爲があつたので、其の營業を取り揚げられ、改めて寶曆四年二代甚左衛門に之を授けられた。此時孫三郎存命中願ふに、孫三郎年來の功を嘉してあつたであらう。此の時拜命の御禮米として、六十俵の米を献じた事が記録に残つて居る。

從來運上銀貳枚宛であつたのを、増加を願出たので左の通り定められた。

銀拾枚

常平方上納

銀三拾貫文

出雲郷御茶屋へ

安來御茶屋へ

吉佐御茶屋へ

御修葺料として能義郡那方へ上納

錢拾五貫文

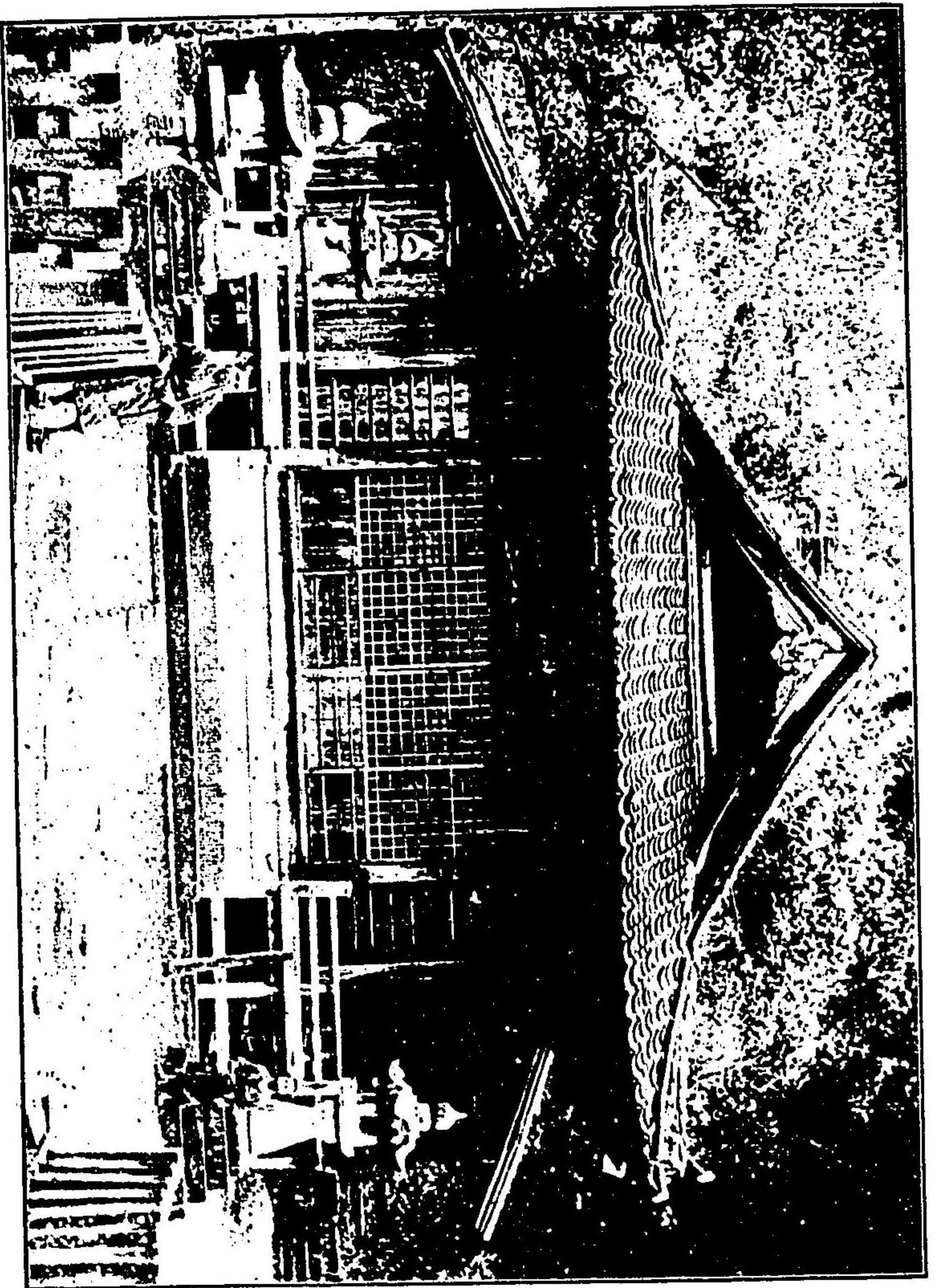
郡方助け

外に鹽壹俵につき壹文宛安來町御茶屋様へ上納

ト麻孫三郎事

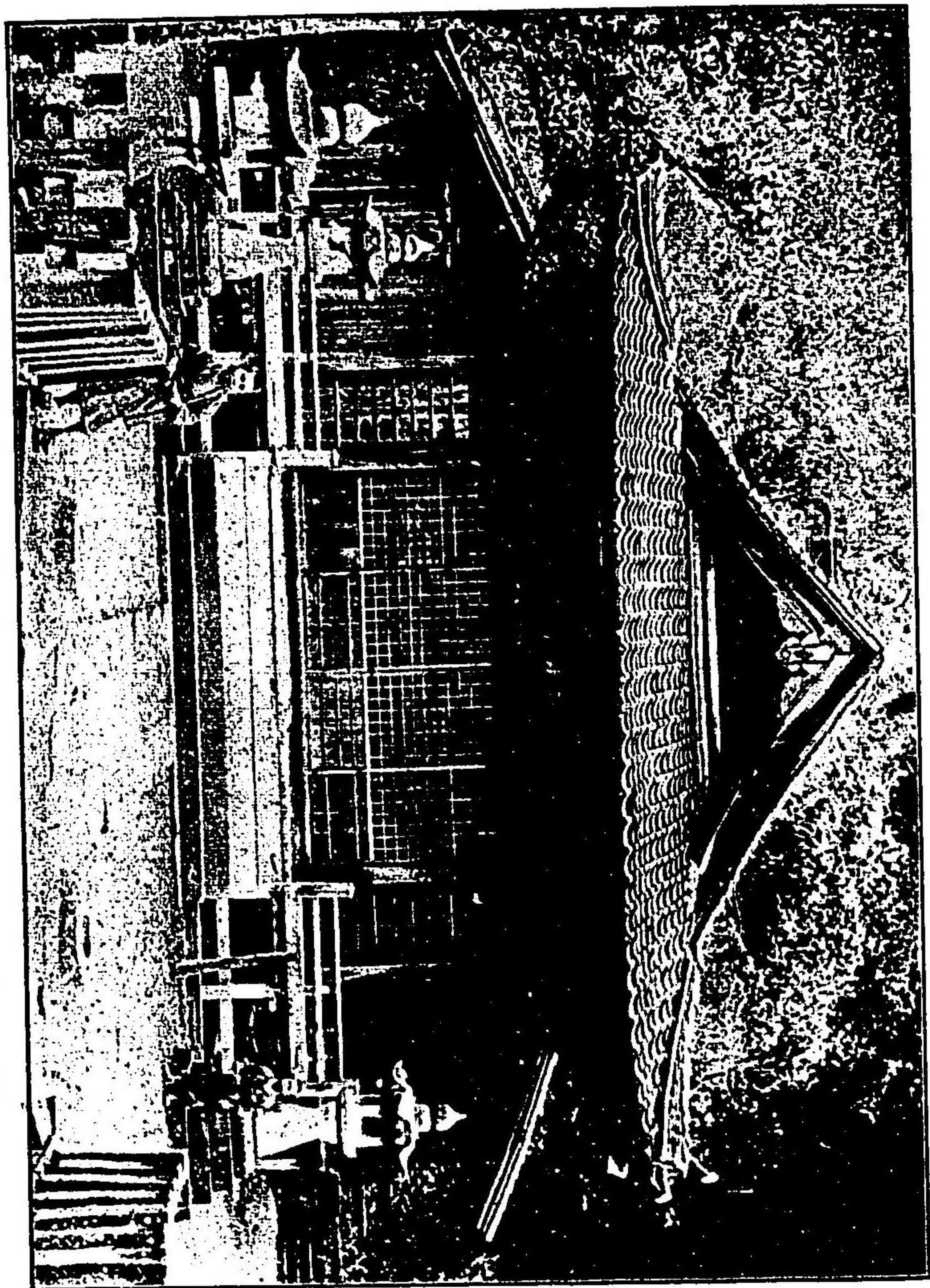
ト藏家は其の後久しく鹽問屋を營み維新當時まで繼續した今の安來埠頭にあるト藏屋をいふは此のト藏家支配人の後裔である。

以上ト藏孫三郎に関する事蹟の大要を調査し終つたのであるが最後に特に云つて置かねばならぬ事がある。それは孫三郎在世中舊松江藩主が彼賢明な五代宣維六代宗衍であつた事である。孫三郎が縦令如何に才器と剛膽とをもつて居たにもせよ此の一布衣をしてよく其の技倆を試みしめる主君がなかつたならば徒に彼をして恨みを千載に残さしめたかも知れぬ。幸にも上將軍は徳川中興の主と稱せられた八代吉宗で、その勤儉力行の美風は天下諸侯に良感化を與へ、我が出雲藩主の如きも大に驕奢佚遊を戒め、殖産奨励に意を注いたので、偉人孫三郎をして遺憾なく其の才力を揮はしめ得たのである。



縣 井 社 神 社 眞 景

下... 此の... 三郎... 五代... 六代... 七代... 八代... 九代... 十代... 十一代... 十二代... 十三代... 十四代... 十五代... 十六代... 十七代... 十八代... 十九代... 二十代... 二十一代... 二十二代... 二十三代... 二十四代... 二十五代... 二十六代... 二十七代... 二十八代... 二十九代... 三十代... 三十一代... 三十二代... 三十三代... 三十四代... 三十五代... 三十六代... 三十七代... 三十八代... 三十九代... 四十代... 四十一代... 四十二代... 四十三代... 四十四代... 四十五代... 四十六代... 四十七代... 四十八代... 四十九代... 五十代... 五十一代... 五十二代... 五十三代... 五十四代... 五十五代... 五十六代... 五十七代... 五十八代... 五十九代... 六十代... 六十一代... 六十二代... 六十三代... 六十四代... 六十五代... 六十六代... 六十七代... 六十八代... 六十九代... 七十代... 七十一代... 七十二代... 七十三代... 七十四代... 七十五代... 七十六代... 七十七代... 七十八代... 七十九代... 八十代... 八十一代... 八十二代... 八十三代... 八十四代... 八十五代... 八十六代... 八十七代... 八十八代... 八十九代... 九十代... 九十一代... 九十二代... 九十三代... 九十四代... 九十五代... 九十六代... 九十七代... 九十八代... 九十九代... 一百代...



伊 弉 諾 神 戸 井 社 縣

右者... 井... 村... 破... 免... 狀...
 一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...
 十一、...
 十二、...
 十三、...
 十四、...
 十五、...
 十六、...
 十七、...
 十八、...
 十九、...
 二十、...
 二十一、...
 二十二、...
 二十三、...
 二十四、...
 二十五、...
 二十六、...
 二十七、...
 二十八、...
 二十九、...
 三十、...
 三十一、...
 三十二、...
 三十三、...
 三十四、...
 三十五、...
 三十六、...
 三十七、...
 三十八、...
 三十九、...
 四十、...
 四十一、...
 四十二、...
 四十三、...
 四十四、...
 四十五、...
 四十六、...
 四十七、...
 四十八、...
 四十九、...
 五十、...
 五十一、...
 五十二、...
 五十三、...
 五十四、...
 五十五、...
 五十六、...
 五十七、...
 五十八、...
 五十九、...
 六十、...
 六十一、...
 六十二、...
 六十三、...
 六十四、...
 六十五、...
 六十六、...
 六十七、...
 六十八、...
 六十九、...
 七十、...
 七十一、...
 七十二、...
 七十三、...
 七十四、...
 七十五、...
 七十六、...
 七十七、...
 七十八、...
 七十九、...
 八十、...
 八十一、...
 八十二、...
 八十三、...
 八十四、...
 八十五、...
 八十六、...
 八十七、...
 八十八、...
 八十九、...
 九十、...
 九十一、...
 九十二、...
 九十三、...
 九十四、...
 九十五、...
 九十六、...
 九十七、...
 九十八、...
 九十九、...
 一百、...

安濃郡鳥井村協休郎藏 井戶正明鳥井村破免狀

第八篇

窮民救恤及甘藷栽培之功勞者

井戸正朋事蹟

調査委員 野津左馬之助

第一章 家系

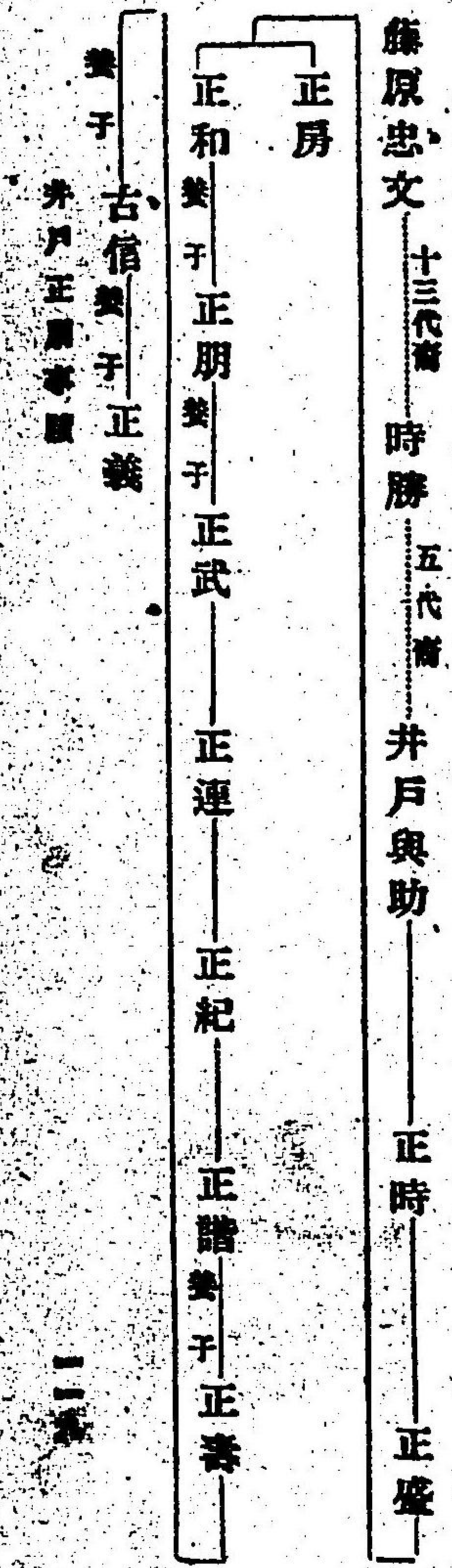
春秋の間出雲石見を通行する者は丘陵を開拓したる畠地或は平砂地の瘠土には一帯の甘藷畑を見出すであらう、殊に石見に於ては其の名の如く地味礫確な野と濱とには一面の水田の如くに甘藷畑がある、そして此等の畑の中又は道の辻などには數へ難き程の多くの石碑が建てられて、何れの石碑にも秦雲院殿義岳良忠居士の文字が彫つてある、此の世人の欽仰する石碑の主人公こそ世に名高き芋代官即ち井戸平左衛門藤原正朋である。

井戸家の姓は藤原で正四位下右衛門督參議忠文の後裔である、此の忠文より十三代の後に時勝といふ人が出で、此の人の五代の孫與助といふ者が大和國の郷士となり井戸邑に住んだから其の住地を以て氏とした者であらう、其の嫡男平左衛門正時は織田信孝に仕へて戦功を立てたが、信孝の死後は藤堂和泉守の家臣藤堂勤

井戸正明家系
 解由に仕へ寛永二十年三月に歿した其の子新左衛門正盛家を續き徳川幕府に仕
 事し慶安四年勘定役となり次て本町藏屋敷留守居に任ぜられて寛文十二年七月
 に歿したのである實に正朋の祖父に當り井戸家が徳川幕府に仕へた初である正
 盛の男新助正房は父の跡式を受けて本丸勘定役によて果進した此の正房の實弟
 に正和といふがあつたが父が精勤の功によつて其の歿した年に新に幕府に召出
 されて神田御殿勘定役を申付られ漸々立身して上方關東筋總代官勘定仕上げ滯
 り吟味掛にまで進み祿百五十俵を給はり元祿五年四月に歿したので井戸家は分
 れて二派となつたのである正和は子があつたから御徒役野中八右衛門重吉の
 子を養ひて後嗣となした即ち本篇の主人公たる平左衛門正朋である其の名正朋
 とも又た正朋とも兩様に記されるが蔵租令狀の黒印等を見れば正朋の方正しよ
 りて今は正朋に従ふ實母は御徒役牧野傳藏組々頭町田伊兵衛の女である又正和
 の妻即ち正朋の養母は御臺所御膳方組頭鈴木才兵衛の女であつたが正朋の實家
 は赤松圓心の末流で元和の頃徳川家に仕へた家柄であるけれども正朋の井戸家
 へ入つてから其の實家は絶へたらしく思はれるのは享保十八年四月正朋の其の
 養子内藏之助へ與へた遺言狀の一節に

我等實父方は無子孫我等迄にて絶申候左候へば實方る我等不孝心外に候我
 等父も無縁に成候間其方一代は是丈佛事等可被致候俗名は野井八右衛門重
 吉法名は梅岩祖落と申候赤松圓心より重吉迄十四代と承り本國は播州に候
 得共元和之頃權現様へ奉使三州に居住元和年中打死致候に付則三州を本國
 に致候由承傳候

とあるにて知られる正朋の妻は正和の養女であるが其の系統は明でない又此の
 妻の没してより後御腰物方朝比奈忠利の女を後妻に迎へ其の何れの腹かは不明
 だけれども一男一女を擧げ嫡男は角十郎敬武といつたが早世したので一女某に
 養子をなし家を繼がしめた者が即ち平左衛門正武である正武より以後正連正紀
 正譜正善古信正義等の數代相續き其の裔猶遠江國榑原郡牧の原士族に實屬して
 をるとの事である見易き爲め下に畧系を示す



第二章 正朋の事蹟

第一項 仕官

正朋は性仁厚で小供の時から學問を好み常の兒童とは其の類を異にして居つた。元祿五年四月井戸氏を嗣ぎ同年七月二十二日年二十一歳で小普請組に入つたのであるが、此の役は旗本の三千石以下で別に役務のなき者ばかりを以て組織する者で、小普請の者は留守居の配下であつて、正朋は當時北條安房守の部下に屬したのである。其の後元祿十年三月十九日には表大番に進んだが此の時二十六歳であつた。此の大番といふものは江戸及京大阪伏見等の在番を勤め警衛に備へるが其の任であつて、徳川重代の士を以て之に當らしめねき、一朝事あれば先鋒に任じた者で、番頭が補せられて老中の所管であつた。番頭は組下の人物を選んで老中に薦引し要職に任せられる事を申告するのであるから、幕府旗本の中で尤も其の器を選て補するのが例である。正朋は勤勉に其の職を盡くしたと見ゆ。元祿十五年九月五日には年三十一歳で御勘定に歴仕した。此の役は諸國の代官を管し收税、徭役、金穀の出納及幕府領内の人民に關する訴訟を掌るもので御勘定奉行に屬して居

た職高百五十俵小普請の筆算ある者より採用されるのが例である。此れから後は屢々諸國の治水工事や御料所(料とは領に同じ意味で幕府時々此名を)
用ひて諸侯の藩領を區別を立ていなる)の巡回或は又代官に隨行して米麥の收穫の検査などをして種々な職務に關つたが何時も國民の爲を思ひ、又職務に忠實な事は其の頃には稀な官吏であつたとの事である。享保六年六月五日八代將軍吉宗は黒書院に臨み、番士及勘定納戸方の者に對し十年以來の勤恪の賞を行はれた事がある。此の時正朋は職務に精勵し其の成績著しとて黄金二枚を賜はるの名譽を荷うたのである。時に年正に五十歳であつた。此より十年後則ち享保十六年九月二日歳正に六十で石見銀山領大森代官に任せられる事となつた。

第二項 最初の賑恤

元來大森代官といふものは大森銀山を管し兼て備中備後及石見の三國に跨る幕府御料地を支配する者である。今正朋の此の職についたのを考へて見るに、大抵の人ならば六十といふ年齢にでもなると、家の事は申すに及ばず國の事も世の事も他人に譲りて自分は隠退して老を樂む者が多い。殊に正朋の如き年老いて名譽の

賞賜など得た人は一層得意で樂隠居をなす者が多い然るに正朋は斯る大任を負ひ、喜び勇んで其の職に就いたのは、此の一事ばかりでも其の職務に忠實で精勤であつた事が知られるのである。殊に其の代官としての成績は稀代の勳功を建て、兒童走卒すらも其の名を知り、千万年の後までも石碑と共に不朽の名聲を残したの

は世に其の類稀なりと謂はねばならぬ。流石に中興の英主と謳はれた吉宗の明智は、誠實精勤で兼ねて才機ある此良代官を拔擢して其の任を興へたのであるが、此の享保十五六年の頃は諸國俱に不作勝ちで下人民の困難もあつた様に見ゆる。殊に大森附近は五六年前から凶作計り打ちつゞき、窮乏の上にも窮乏を重ね、細き煙も立てかねて人民の艱苦も一方でなく、聞くも悲しき有様に陥つた者も尠くない。領内の人々は皆一日も早く良代官が任せられて、救恤の法を立てられる様にと一日千秋の思をなして居たのである。此の時新代官正朋の來任を聞く領民は片時も早く其の人となりを見たい、又年來の窮乏を哀訴し救助の道を授けて貰ひたいとて、其の着任を待ち兼ねて居る折柄、正朋十三日を以て任所に赴き、漸く藝備の境を超へ石見の地に入らんとする頃、領内の人民早くも聞き傳へて庄屋を初め百姓惣代等皆打ち連れて大森から八里許距れ

た出雲石見の境なる酒谷に迎へ路頭に跪き名符を捧げて謁を請ひ哀訴したのである。正朋轡を止め出迎の人々を側近く召しよせて其の勞をいたはりて語るには、「己れは今此の國の代官に任命されて來たからには此の後の望は唯領内の人々を助け導き苦も樂も共にし一日も早く安堵させたいと思ふ計りである。聞けば當國は近年不作打ち續き途に饑饉あるに至る趣を傳聞し深く心を痛めてをる。早く其の救の道を立てねばならぬ。併し此は大事であつて己一人の力で出来る事ではない。汝等は郷村の頭だつ者であるから心を一にして力を併せねばならぬ。此の焦眉の急を救ふ爲には賑恤の外に手段はないから汝等皆急ぎ歸りて吾が意を人民に告げ、輕忽の舉動を戒めて救濟の道を立てる事に油斷するな。」と赤誠を籠め仁愛の情面に溢れ詞嚴に諭したので、一同皆涙を流して其の恩命に感じ、庄屋等は喜び勇んで急ぎ歸りて此の趣を一般村民に報じたから聞く者の喜びはなかく、筆や言葉に盡くされることではなく、薄氷を踏む思をなして居た衆心も茲に始めて靜りて人々皆生きた心地となつたのである。かくて正朋は大森の陣屋に着いたが、數年打ち續いたる凶年また百姓の窮乏の事は兼て聞く處であつたけれど、今現状を眼のあたり見るにつけ、聞きしにまさる有様は仁惠深き正朋の心を今更の如くに刺

激したのであらう、片時も猶豫すべからずとて、庄屋を初め村の富者を召集し、貧しきもの弱きものを扶け救ふは富者のすべき務である、苟も同情の心ある者は決して打ち捨てなく可き者でない」と人々の慈悲心に訴へて義捐を募つたのである、如何なる人も正朋が赤心より出でた言葉には感動せぬ者はなく、立どころに多くの金も集つたから配下の吏を他國に派遣し、下直の米穀を買ひ入れて貧民に施與するなど偏に百姓を愛撫した行に勵まされて、米穀の貯ある富者は其倉を開きて施したので人々の喜びは一方ならず、昨日迄は死に瀕しつゝあつた憐れな人民も此の良代官が着任あつてから俄に愁眉を開く事となつたのは、全く正朋の燃ゆるが如き慈悲心が富者の良心を刺衝して此の美譽を成就したのであらう、一人の義心はよく万人をして其の義心に倣はしめたのである、かくて其の年もやう／＼事なく暮れたけれど、こは唯一時の急を救ふ手段である、正朋は此の應急の救策のみで満足する人でない、永久の救則も永く領内人民の安堵して生活する安全の道を立てねばならぬ、況や天災地變の如き不時の災厄の測られざる者あるをやである。

第三項 甘藷栽培の奨励

一時の救に成功した正朋は更に進んで永久安堵の基礎を立てねばならぬ、彼は石見の地勢風土に適應する法を立てる事に着眼し、親ら領内所々方々を巡檢したが、其の山其の谷其の平地の狀が實に不良であつて少からず心を痛めたのに無理もない、大森料は西の方海に瀕して沙磧の地多く、東南は障壁相續きて平野が少い、従て耕種の困難は勿論温氣鬱蒸して蝗害を受け易い、爲に民の生計も頗る薄く凶荒に襲はれる事も少くないのである、殊に眼前に糠覈を免れぬ土民を見るのは涙の種である、其の職務に忠實な上に燃ゆるが如き同情心に富める彼は如何にもして土地に適應する作物を求め百年の計を定めねばならぬと、朝に夕に仕事の時にも食事の間にも人と對話の際にも此の憐な人民を救はんとの熱誠は身を離れる事かなかつたのである、此の熱誠は自ら神に通じたと思ひ、其の赴任の翌年即ち享保十七年の春偶然にも甘藷栽培の厚生利民の事たるを知るに至つたのである、甘藷は元と南米の産で明の萬曆年中初めて支那に入り、其れより暫くあつて琉球に渡り、元祿十一年の秋琉球王は之を薩摩に傳へ薩摩より長崎に傳へ享保二十年漸く江戸に來たが幕府は僅に其の種を小石川藥園に栽培したばかりで、延享以來大に世に栽培せられるに至つたことである、かゝる來歴であるから出雲石見地方

では此の者を薩摩芋又は琉球芋或は唐芋などの名を付けてをる。故に正朋の大森在勤中は甘藷のいまだ日本に知れ渡らぬ時であつた。正朋の厚生済民の道に心を砕きつゝある折柄享保十七年の春であらう。會九州出身の僧某又た南海出身ともいふが諸國遍歴修行の爲に大森の榮泉寺へ立寄つたので、正朋は此人こそ諸國を巡りて種々の事に見聞が廣い。だから従て目下我が苦慮する治民の術に裨益する事もあらうと思ひ其の僧に面會し詳しく石見の地勢や風土の模様を談し、此の領民を救ふ手段について何かよい考はなきかと相談すると其の僧は横手を拍ちて「オ、それは丁度よき事を耳にした。薩摩といふ國は随分砂地のある處だが、近年同國哉宿郡山川郷の利右衛門といふ漁夫が遠く唐芋を琉球に得て、其の砂地に植付けたに生産も豊に其の作地の肥瘠濕燥何れにも適し凶作なきが上に其の味も甘美で能く人の氣力を養ひ穀物に代へて糧食に充てるに十分である。此の頃では薩摩の人の半年間の常食はこの甘藷ばかりで充分だといふ様になつたとの事である。此の地もそんな地勢ならば取寄せて作つて見られるがよからう」と謂つた。正朋はそれはよき事を聞いた、自分も豫てから如何にもしてそんなものを求めたいものだ。一時の救済では其の効が少いから永久に續く救の道を立てねばならぬと

思つて居る處である。こは何よりもよい事を聞いたとて狂せむ計りに打ち喜び其の甘藷の種子所望にと使を九州に馳せに薩人は吝んで之を與へない。よりに幕府に願出で漸く薩摩より芋種百斤餘を求めて沿海の砂地ある諸村に頒ち與へたのである。其の分配の法は村高百石毎に諸八頭を與へて試作せしめたに培養上の經驗乏しきにや多くは朽腐したのである。獨り邇摩郡釜の浦今の福光村の一小部落の老農某の栽培并に貯藏法は特に宜しかつたと見えて漸次蕃殖したから此を種とし浦々村々まで滋蔓する様になつて、是迄は砂地計りで何も耕作する事の出來ぬ土地にさへも程能く成育し、其の味も僧が話した如くに甘いのであるから、いよ／＼諸處に作り擴められ國中到る處に此を見る様になつたのである。或はいふ此時の甘藷の種は中絶したのを更に移植して今日の如くに繁殖したとの説もある。とにかく此の甘藷の栽培の道通く開けてよりは數々凶歲に遇つても民饑芋の苦を免れたので出雲伯耆等でも此の趣を傳へ聞き争うて其の種を請ひ受けて播殖したから、假令凶荒に遇つても永く飢餓の患を免れた。かくて其の深仁厚澤の及ぶ所よく幾十万の生命を救つたから、世人は其の德に感じて名を謂はず芋代官芋殿様と敬ひ、泰雲院殿義岳良忠居士の石碑が雲石州の到る處に立てられ、其の德は

百世に謳歌されて香花の絶ゆる時がない、正朋の熱誠は天に通じて此に永久に救の道が立つたといふべきであらう、此に付ても人は熱誠で事に當らねばならぬといふ事と我に熱誠だにあらば何事でも成るといふ確信を持つ可き事がわかる。以上記した如く、正朋は着任早々救荒の道を立て、一時の救を全うしたけれども、それよりは永久の救が一層大切で又其の効が多い事はいふ迄もない、殊に徒に人に金や米やを與へるのみでは却て人に依頼心を起さしめる恐がある、茲に正朋の仕方は永久の救として甘藷の栽培を奨励してたと個人の凶荒を免れしめた計りでなく、終には延いて全國の富を増す仕方となつたのである、若し瘠地或は砂地に適する耕作法が研究されなかつたならば其の地は永く無用の物となるのみである、然るに此等不用の地を有用の地たらしめるに至つた功は決して忘る可き事でない、本縣の人々は青木昆陽の功績と共に正朋の事蹟を忘れてはならぬ。

第四項 非常手段の救恤

かくの如く正朋は大なる愛の手を動かして窮民を危急の苦にも又た永久の災にも遇はぬ様に済民の道を立てたが、恰も正朋の甘藷の栽培に着手した享保十七年

の秋は又非常の凶年に遇つたのである、播秧當時は氣候も順よくあつて田は一面に成熟の様子に見えたので百姓共は喜んで居たに六月の頃より時候の調和を失ひ風雨時に違ひ初秋に入りてより浮塵子といふ恐ろしき害虫俄に蕃殖し彼處にも此處にも稻といふ稻は皆其の害を受けて多くは枯死したので一粒の食も得難い大饑饉となつたのである、此の蝗害の及ぶ所は其の範圍甚だ廣大で損害の度合には多少があるにしても、西國四國中國皆な然りであつた、よりにて万石以上の大名には下の如く觸を出して拜借金を仰付られた趣は享保十七年十二月の御勘定奉行の令達に、

西國四國中國邊虫付損亡に付飢人餓死も可有之と彼是被及御沙汰事候凶年の手當は國主領主兼て可申付事は勿論に候然共今年之虫付損毛は夥敷儀にて地頭之精力計にては難叶相聞候百姓町人等之内にても身上相應に助力致來春麥作出來迄之内饑をつなぎ候様に勘辨候ていか様に成共いたし餓死多無之様に心之及候程は作畧いたし可申事に候右之邊國主領主を初め領内之者共に相持に心得飢人介抱いたし候はゞ餓死の者數多には及申聞敷候事並も可有之事に候處多飢人等も有之候はゞ可爲越度候面々無油斷可申付儀に

は候得共猶又委細杉岡佐渡守細田丹波守よりも相達候様申渡候間可被得其
意候

幕府の救助に苦心した事も知られるのである。此の上幕府は諸侯に對し凶荒救助の爲に拜借金を仰付け、此の金は三年後より五ヶ年賦返納の寛典を與へたにも拘らず、此の享保十七年より其の翌年二月迄の間に於て餓死する者十六万九千九百餘人に及んだ事が見えてをる。幕府は大坂御藏米を船にて濱田に廻し雲石人に施し神佛への祈禱は勿論米の消費を防ぐ爲に酒造をさへ禁止したのである。石見の地は前にも述べた如く水田少く山岳相重り温氣鬱蒸して蝗虫發生し易き上に、正朋の奨勵した甘藷の栽培もいまだ弘まつて居ないから其の一ヶ年の不作は忽ち聖土の人民の生死の大問題となつたのである。嗚呼兼て同情深い正朋の心中には此の危急の場合に臨んでいかに感じたであらう。自ら管下を巡視し東奔西走の勞苦を物ともせなかつたけれども、此の享保十七年の凶荒はとて前年の比では無い。正朋は感慨の涙を揮つて謂ふには「噫天我が黎民を亡ぼすか、かゝる上は到底尋常一様の手段では救恤の道は思ひも寄らぬ」と深く心に決して情氣もなく自己の資財のあらひ限りを散じて窮民を救つたのである。然し限りある財力は到底限り

なき人民を救ふには不足である。私財已に殫きたから弘く義金を有志の同情に訴へて募つた。此の金によりて粟を他邦より糶ふたけれどもまだ足らぬ。餓學道に充ち公儀の許可を受けるに暇もない程に切迫したから、非常の場合には非常の手段によるより外はない。そこで正朋は其の責任を一身に負うて深く決する所あつて陣屋に貯へた公租税金など出して窮民を賑はしたばかりでなく、庄屋にも命を傳へて聊でも不作の中より年貢として貯へた米或は既に差出した者まで残りなく人民に糶ち與へて其の年の田租を免したとの事である。島井村の如きも全田租三百十八名三斗八升六合を全免し田租諸役等合て銀六百九拾壹匁貳分八厘丈を左の令狀を以て上らしめてをる

石見國安濃郡島井村子年御成箇割附之事

右者定免御成箇當子年田方虫附損亡有之破免に付當御成箇相極候條村中大

小之百姓出作等迄立會無高下割合極月廿日以前急度可令皆濟者也

享保十七年子十一月 井戸平左衛門 正

島井村

庄屋

此の非常手段の救済はかほどの大飢饉にも拘らず餓死する者を妙からしめたのであるけれども、幕府の許可を待たず獨斷で官金を使用した事はたとひ其れが民の窮乏を救ふ爲とはいへ、其の職務に對して非難の起らぬ譯でもない、よりに屬僚は正朋に向ひ、君が仁慈惻怛斯民の窮を憐れみ給ふ洪恩は誰れも感泣せぬ者はないであらう、唯公の命を待たずして官租を散らし、或は減免し給ふは國法に背いた大罪であるから其の責は御身の上にかゝるであらう、能々御思案あれと諫めると、正朋は、自分は勿論それに氣付かぬではない、併し公儀へ願出て、後の事にすれば其の内には多くの人民が憐れ餓死を免れる事は出来ないので、今日の急は實に轍の急よりも急である、自分が代官に任命されてこの地へ來任したのは唯々人民を安んずる爲なので吾一身の罪を恐れて斯民の死を看過すは自分に於て忍ぶ事が出来ぬ、然し國法を破つた罪は固より吾が身に引受ける考であるから決して躊躇すべきでないとして、斷乎たる其の覺悟は彌す事も出来ねば屬僚も返す言葉がなかつたのである、所謂身を殺して仁を成すの人である、此を聞き傳へた人民は伏し轉びて感涙に咽び大森の天を望みて神よ佛よと手を合さぬはなかつたのも尤の

次第である。

第五項 其の最後

大飢饉の翌年享保十八年は五穀豊熟して炊煙盛に起り數年來の愁眉漸く開けて人民安堵の思をなしたのである、此に引き換へて正朋はかく許り心を治民に盡くしたけれど國法を破りて擅に官倉を開き公租をさへ減免した罪輕からぬ爲にや、或は又病氣保養の爲にや其の年の四月備中笠岡の陣屋に移つた、しかし同月二十三日には正朋の手代伊達金三郎が召出され徒目付格に昇進し、勤方は猶正朋の指圖に従はしめられたといふ事が記録に見ゆるから、正朋の笠岡陣屋に移されたは病氣静養の爲かと思はれる、正朋が大森の陣屋を發する時親信に向つて「既に自分の志を果した後茲に及べるは遺憾と思ふ事はない、自分は唯脚等が其の本分に努力せん事を望む計りである」との別辭を述べた、此の由領内に知れ渡つたので家々皆黯然として喪に居るが如く、名残を惜む人々は沿道堵をなし橋の前後を擁して泣き悲むこと赤子の慈母に別れるよりも哀れであつたとの事である、正朋の末路に付ては異説がある、世間一般の説では笠岡の陣屋に着いてから武士の身の既に

死を決して事を行つたからにはをめぐり公儀の沙汰を待たんは生を貪るに似て人の思はん事もうら耻しとて養子正武に一通の遺書を留め置き五月廿七日心静に腹かき切りて果てたが歿後幕府の優命漸く達したとの事である如何にも責を引いて自殺したならば花々しき武士の本領にも協ひ世人の同情をひく事も一層深大であらうが實際は病氣で歿した様に思はれる享保十八年四月剛ち歿する前月の日付で其の嗣子内藏之助正武に残した遺言状の初に、

一筆申殘候我等此度病氣本服難相成病性に候條依之存寄申殘候云々

一跡相續之義は別紙に認置候作右衛門殿近藤庄藏より諸事差圖を請伺候様に可被致候申入度事數多有之候得共遠國其上病中故有増申殘候

とあれば全治出来ざる難病と知れたのは笠岡陣屋にての事であらう何となれば大村陣屋出發の頃にはさる重病の様子が記録に見えないからである従つて此の遺言状は笠岡陣屋で認めたと者と思はれる此の笠岡陣屋での病状は鈍機翁が記せる三十九卷許りある「尾氏春秋」と題する日記の中享保十八年の條に、

大森代官井戸平左衛門殿備中笠岡にて病氣當村錦織玄秀老被招に付五月十四日彼地にて診脈柴青湯爪萎枳實湯格服玄秀老十七日歸國を願ひ十八日先

觸を出し同十九日出立同廿六日平左衛門殿死去

とありて四月以來の病氣は引つゝ息をなかつた事は前の遺言状と其の「尾氏春秋」で推察されるのであるよりて玄秀は正明より招かれて其の病氣の診察を命ぜられた者であらう然らざれば笠岡より三十里許りも隔つた石州より玄秀を招待される筈がないのは明かである且つ處方薬さへ明瞭に記されてをる此の日記の著者鈍機翁は玄秀と姻戚の關係があり又た妙好人傳にも載せられてをる佛法信者なれば跡目相續の關係等の爲に殊更に病氣の様を装うた偽記とも見る事が出来ないのであるなほ正明の病死を確めるに足る者は備中笠岡町の古老が記せる日記「覺書」といふ者があつて左の如く記されて居る、

享保十八年當所御代官井戸平左衛門様御病氣にて五月廿六日當役所に於て御死去也

とありて大森を初め備中備後の三國に跨る幕領支配者則ち代官職の在官中にて死去した事が知られると共に「尾氏春秋」の著者は石見邑智郡の人で「覺書」の著者は備中笠岡町の人であればかく遠隔地にある兩記録の一致するは正確なのを証する者であらう要するに遺言状「尾氏春秋」覺書の三史料により正明の最後は病死だ

と推定するが正當であるかも知れぬ正朋は此の如くにして大森代官の職に在る事一年八ヶ月許り行年六十二歳を以て歿し笠岡威徳寺の塋域に葬り法號を素雲院義岳良忠居士と稱へた實に其の性行に協うたる法諱である然るに文化庚午夏月秋水撰の故明府井戸君遺愛碑銘并序には君卒於東都寶享保妥丑夏五月廿六日云々とあるが東都とあるは誤傳であらう計大森に至つた時管内の庶民考妣を喪するが如く追思景慕して措かなかつたそこで村々徳政碑を建て、孝代官様といつて君の美蹟を記念し年々作られた甘藷は先づ其の碑前に供祀されるのである。遂には其の餘風管外にも及び雲伯地方にも其の碑を見る次第である傳説によれば正朋の後任の代官は此の徳政碑建設には妨礙の態度を取つたけれども村民は却て盛に建設したとの事である。以て其の徳望の高かつた事が知られる。明治十二年安井好尙等の有志相謀り大森なる正朋が屋敷跡には井戸神社といふ新しい社殿を造營し其の護身刀を得て神璽に代へ四時の亭祀を絶たないのである。又寺々には年々甘藷法事といふ事を行ひ素雲院殿の昔の功德を千万年の後までも傳へる事になつてを哀れ威徳寺の墓は苔蒸し野花黄蝶春を鎖させども濟世利民の功は千代かけて朽ぬであらう。又其の恩の高大な事を忘れず百餘年後の今日尙其

の功績を記念して感謝と尊敬との内に正朋を仰ぎ見る石見の人々も亦實に報本反始の道忘れざる感ずべき者であらう。

第三項 性格及遺言狀

かゝる麗はしき生涯を送つた正朋の人となりは誠に其の法諱の如く忠厚慈諒で事に臨んでは善く断じ公事を受ふる事は私事の如く親には孝行、下にはなさけ深く立派な武士の典型で有つた。此の性格こそ實に正朋をして今日の名を爲さしめた源泉であらう。彼が享保十八年四月笠岡に病んだ時、其の養嗣子正武に與へた遺言狀は實に讀む者をして襟を正さしめる計りでなく、遺憾なく其の高尙な性格が發揮されてをる。遺言狀(第一號圖參看)は四段に分れ其の第一段に奉公の心得を述べて父祖が主家より受けた恩顧に對しては一命を抛ちて忠誠を盡くすべきを説き、冗談たりとも公儀の批評は勿論他人の非を語つてはならぬ事を熱心に戒めて居る。

前其方儀御奉公も大切に可相勤人底に存去秋作右衛門殿を申入御養子に被仰付被下候様奉願候處願之通首尾克被仰付難有奉存候跡式被下置候は、小

諸組入候早速御奉公入相願候而何御替何御役成共随分大切に一命を捨程
精を入万々一上之御爲に成候程の事も候はゞ御爲に一命を可被捨候尤武士
に右之心がけ無之者は有間敷候得共我等家之役は三代元祖井戸新右衛門よ
り我等迄御取立之家御直奉之數に入敷代之御高恩難盡筆紙候御太平之御代
に候間せめて御奉公計を忠義に存一命懸け可被相勤候

一上の御仕置其外被仰出候御書付之趣少も批判致候はゞ御書置るのみなら
ず先祖への不孝にて相成候一座の興たりとも一言にも心を付上の御味は不
及申總體人の善惡を不申言葉少に可致候此儀我等への孝と可被存候
一上の精進日並我々先祖忌日を不忘様に可被致候云々

第二段の孝道に關しては崇祀肅敬如在の意を説く事尤も切で忠孝の大義を獎勵
して居る。

一朝夕忠と孝と少の内も忘不申様に心がけ可被申候

一前尤井戸新右衛門正盛同平左衛門正和胸月忌日を第一に可被致候右正盛は
先祖正和は我等養父に候此二代の祭事少も無怠懈様に可被致候

一我等實父方は無子孫我等迄に而絶申候左候へは實方る我等不孝心外に候我

等父も無縁に成候間其方一代は是丈佛事等可被致候俗名は野中八右衛門重
吉法名は梅岩祖落と申候赤松圓心より重吉迄十四代と承り本國は播州に候
得共元和之頃權現様へ奉使三州に居住元和年中打死致候に付三州を本國に
致候由承傳候

一前たみよ事親兄弟も之無不縁もの其上我等共代々血脈に候間不便を加へ可
給候小氣に生付候間一生は心勢不致候様に痛はり可被申候此を我等へ孝行
と可存候万端心を付忠孝を第一に可被致候上へ奉上候一命に候間私事に一
命を捨て不申御用に一命差上候心入を朝夕忘れ申間敷候

第三段は養嗣子の修養に關する教訓で文武の道を磨きて血氣の勇を誠め召使に
對する慈悲の心得まで説き諭して居る。

一第一の心懸は慈悲を專に可被存候人を見捨不申家來に情を懸け召使候に朝
夕心を付人に難儀不致様不便に召使可被申候上下に不限人爵と申義を能々
相考一時の腹立に人の命を取候義有間敷事に候

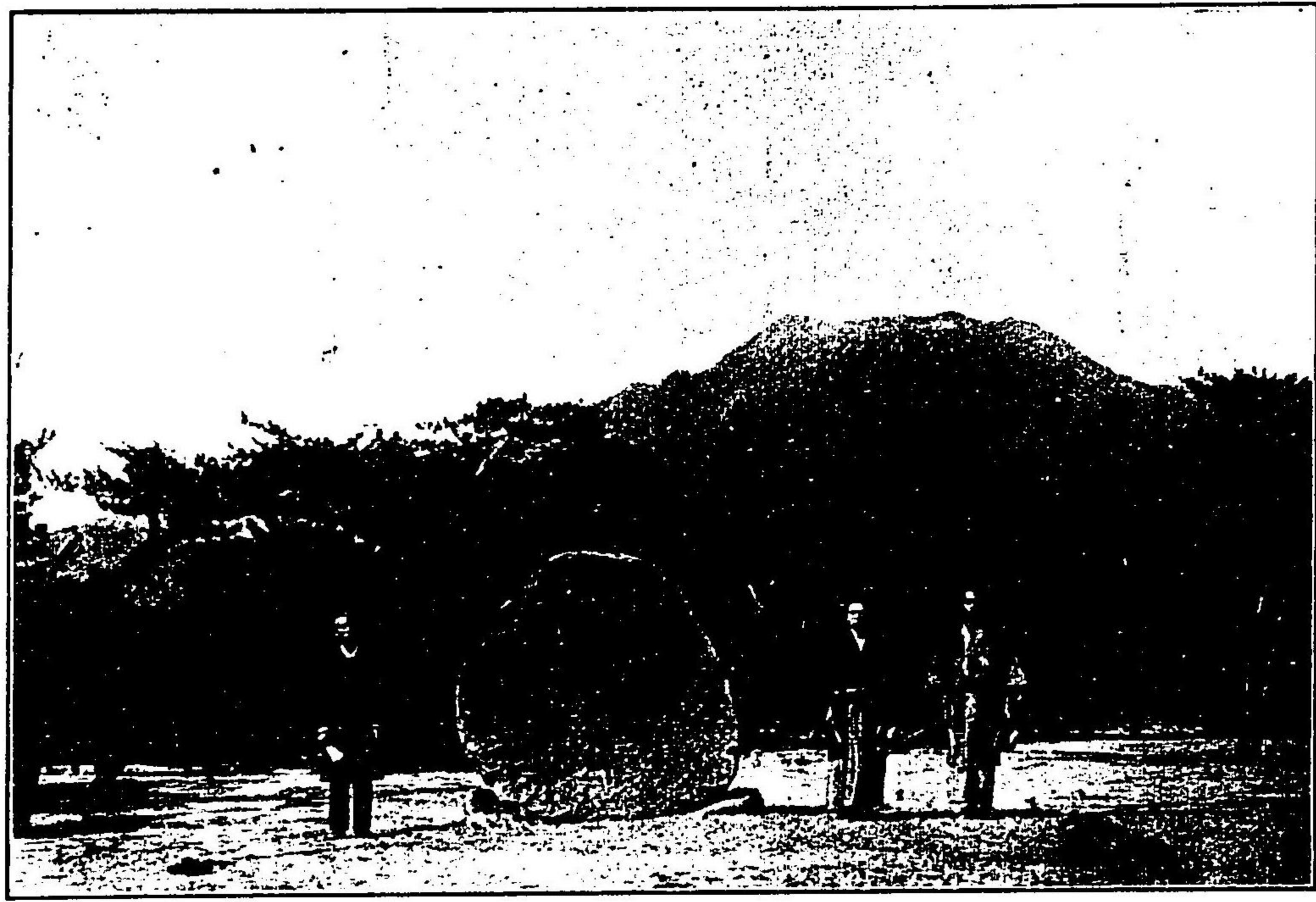
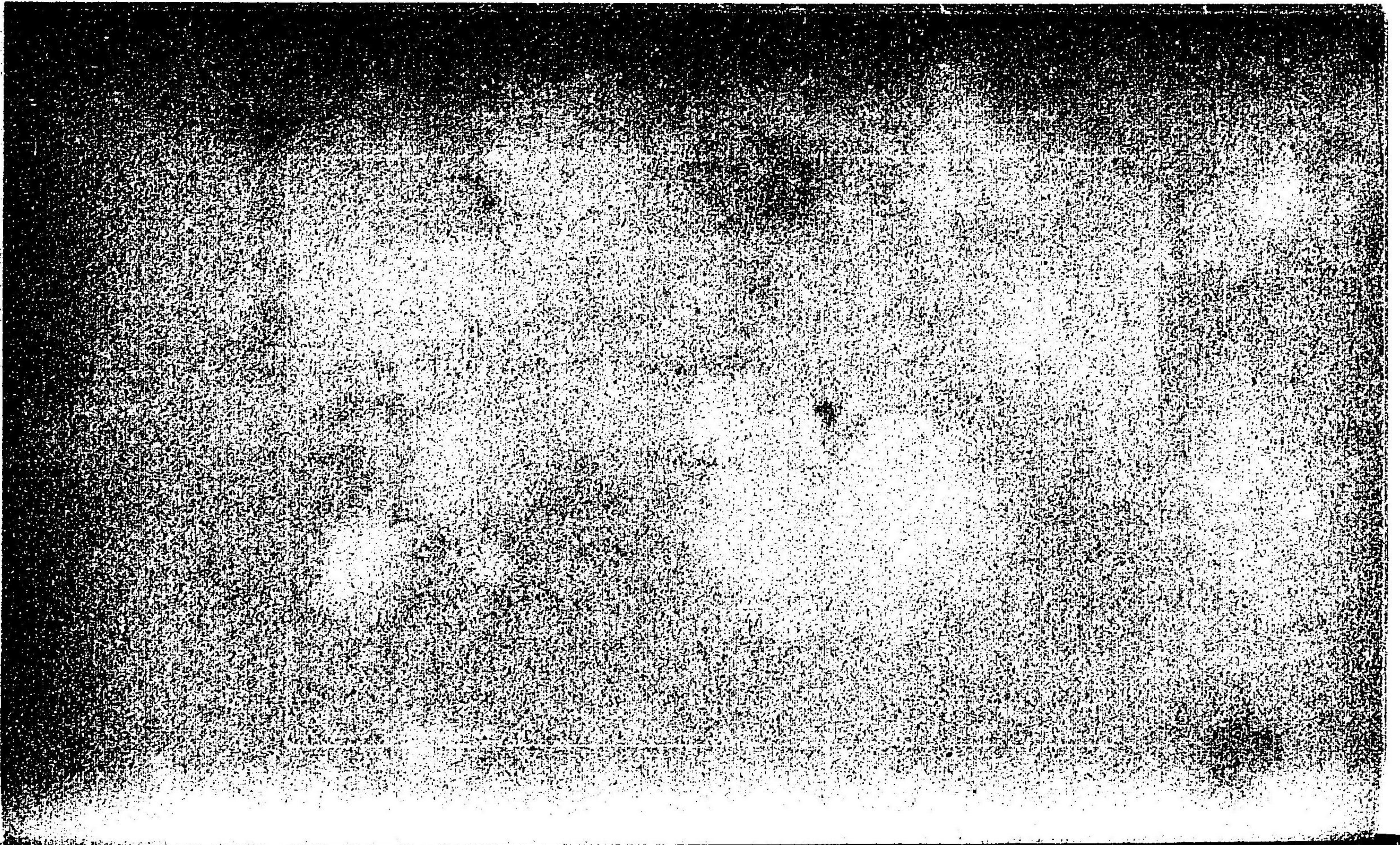
一弓馬兵法鐵の稽古第一に候其道を極候半と被致候得ば外の事成不申候何れ
の藝成共少々宛覺候様に可被致候

遺言文と手跡を常に心掛稽古可被致候書数を多く讀に及はず其道の執行第一に可被致候手跡も能書の心懸に不及御用人用私用に叶候程執行可被致候第四段は跡目相續に關する者であるが別紙に認めたとあれば此の遺言狀には唯其の要點計りが記載してある。

一跡相續之儀は別紙に認置候作右衛門殿近藤庄藏へ諸事差圖を請何候様可被致候申入度事數多有之候得共遠國其上病中故有増申殘候云々

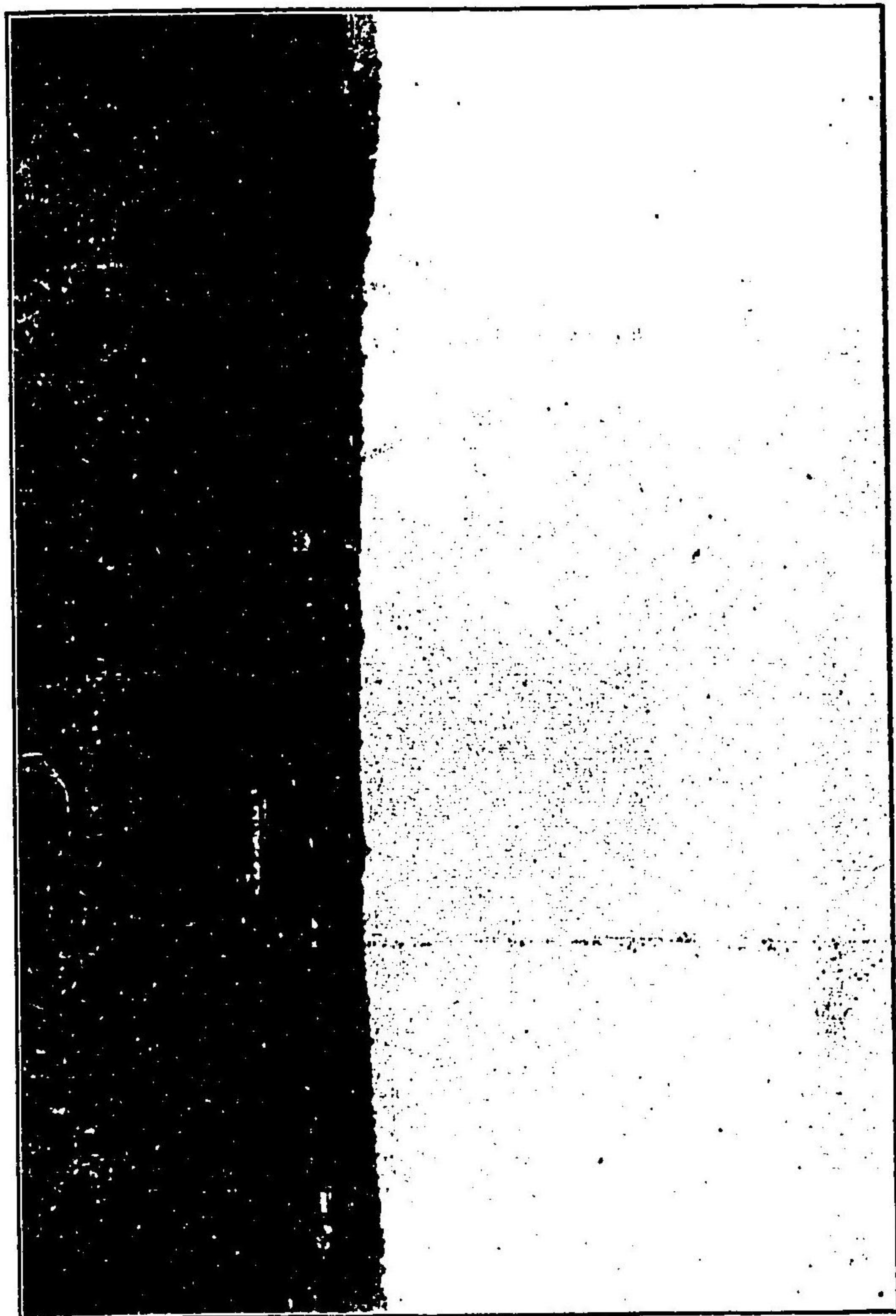
此の遺言狀總計九ヶ條武士としての根本義を説述するに字句皆其の肺腑より出でたる感がある、殊に正朋は此の教範を相續者に殘した許りでなく、此の遺言狀を熟讀する者は其の性行と對照して皆生前實踐された史的の者なりとの感起すであらう、正朋が百世の後良代官として敬はれ慈母として懐かれた所以の根源は此の遺訓を讀んで何人も了解する事であらう、かく正朋が民政上に於ける功業は明治の聖代に及びいよゝ益發揮されて、明治四十三年十一月長くも今上陛下は其の功績を追賞させ玉ひ、從四位を贈らせ玉うたが其の英靈は定めし天恩に感泣するであらう、噫附圖其十四參照人生僅に五六十年の夢幻の間なれども此の熱誠ある教訓と其の功績とは相待ちて千万世の後迄も人心に靈威を與へるを想へば

正朋は永久に生存する者と謂うて差支はないのである。



井上惠助の栽培せらぎ山々林及記念碑

此寫眞は高嶺山南部の高所
なる三角點所在地にある惠
助記念碑にして向ふに聳ゆ
るは彌山なり



望遠林々山嶺るせ培裁の助恵上井

此寫眞は高濱山の全景を荒木村方面より撮影せしものにて左方の高所は三本松なり山下の村落は荒木村大字中荒木に屬せり右手に當て遙に見ゆるは佛經山なり

第九篇

造林業 井上惠助事蹟

調査委員

朝山榮太

第一章 高濱山の位置及成立

篠川郡今市町を経て出雲大社に参拜する者は途中高松村大字松寄下朝山八幡宮附近から杵築町の近くまで約三十町の間右手に沿うて白砂青松の大砂丘を見ることであらうその昔元正天皇の御宇養老年中元播磨郡多夫志山と東西相對して烽火臺を設けられた風土記の所謂馬見山は是であらう普通に高濱山又は濱山と稱へられ或は入幡山又は單に濱子とも稱へられてゐる。高濱山は篠川郡高松村大字濱村地内にあつて濱村一帯の西壁となつて南より北に傾つた大砂丘である其の濱村に面した東麓一帯の地は四十五度乃至六十度位の急斜面をなすのに反して西面一帯は非常の緩斜面となつて荒木村大字中荒木と北荒木の平地に接續してゐる。隨て此の砂丘の脊梁とでもいふべき高頂部は多く急斜面の直上に伴うて北に走てゐる此の砂丘の北走するにつれて横巾漸次に減少しながら越後村大字入南の西南部に侵入して茲に一段落を告ぐるものである。